

# 平成25年第2回佐渡市議会定例会会議録（第4号）

平成25年3月12日（火曜日）

## 議事日程（第4号）

平成25年3月12日（火）午前10時00分開議

### 第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

#### 出席議員（23名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	23番	岩崎隆寿君
24番	祝優雄君		

#### 欠席議員（1名）

22番 加賀博昭君

#### 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育長	小林祐玄君	総合政策監	藤井裕士君
総務課長	山田富巳夫君	総合政策長	高松登君
行政改革長	清水忠雄君	世界遺産推進課長	高橋則夫君
財務課長	伊貝秀一君	地域振興課長	計良孝晴君
交通政策長	渡邊裕次君	市民生活課長	川上達也君

稅務課長	田川和信君	環境對策課長	児玉龍司君
社會福祉課長	本間優君	高齡福祉課長	佐藤一郎君
農林水産課長	渡辺竜五君	觀光商工課長	伊藤俊之君
建設課長	石塚道夫君	上下水道課長	和倉永久君
學校教育課長	吉田泉君	社會教育課長	小林泰英君
兩津病院院長	塚本寿一君	總務課主任	木下勉君
農業委員會會長	堀口一男君	農業委員會次長	佐々木雅文君
消防課長	深野俊之君	總務課主任	本間聡君
總務課長佐	本間明夫君	財契主	鈴木一郎君

事務局職員出席者

事務局長	名畑匡章君	事務局次長	村川一博君
議事調査係	中川雅史君	議事調査係	太田一人君

平成25年第2回(3月)定例会 一般質問通告表(3月12日)

順	質 問 事 項	質 問 者
5	<p>1 農林業の振興について</p> <p>(1) 担い手育成と公社について</p> <p>(2) 耕作放棄地対策について</p> <p>(3) 小規模農家支援について</p> <p>(4) 米の品質低下と営農指導について</p> <p>(5) 地産地消推進について</p> <p>    元気高齢者の生きがい生産支援について</p> <p>2 上下水道について</p> <p>(1) 上水道・簡易水道の統合と料金の見直しについて</p> <p>(2) 流域下水道施設移管について</p> <p>3 譲渡した温泉施設と市所有の入浴施設・観光施設について</p> <p>4 財政の見直しについて</p> <p>    国営かんがい排水事業負担金の償還について</p> <p>5 過疎・高齢化対策について</p> <p>(1) 高齢化集落対策について</p> <p>(2) 定住促進対策について</p> <p>6 本庁舎建設について</p>	金 光 英 晴
6	<p>◎ 甲斐カラーを強調する2013年度当初予算を糺す</p> <p>(1) 農林水産業振興</p> <p>(2) 第二創業化支援</p> <p>    この政策が基盤の拡大に繋がる具体的な例題を上げて説明して欲しい</p>	大 澤 祐 治 郎
7	<p>1 市町村合併10年目を迎え今後の佐渡市建設について</p> <p>(1) 市町村合併10年目を迎え、大きな節目の年度であるが、今後の佐渡市や地域のあり方(支所等)について、市民の声を反映させるアンケートを実施すべきではないか。また、地域づくりに関する諮問委員会など(行革関連、官民協働委員会等)の会議の記録は、市民に情報公開すべきではないか</p> <p>(2) 行政運営に活かすためにも、市民の多様な相談に対応できる部署を設置すべきではないか</p> <p>(3) 流域下水道の移管に関しては、下水道や市町村合併を推進した県に責任をもたせるべき</p> <p>2 国の経済対策、原発問題について</p> <p>(1) 復活した自公安倍政権の経済政策「アベノミクス」による大盤振舞の公共事業政策をどう捉えているか。また、地方の公共事業誘導の地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)について、事業数、交付金</p>	中 川 直 美

順	質 問 事 項	質 問 者
7	<p>額の見込み及び実施事業はどうなっているか</p> <p>(2) 原発については、新安全基準の下で再稼働させたいというのが大きな流れのように見える。30キロ圏内では避難計画が策定されるが、圏外にある離島の佐渡市はどう対応するのか</p> <p>3 地域経済の振興、経済対策について</p> <p>(1) 経済対策の1つとして雇用などを守る公契約条例を設定すべき。また、市発注公共事業で、設計単価に対する実際の賃金割合は、どうなっているか</p> <p>(2) 住宅リフォーム助成に設備、物品も範囲に含めるべきではないか</p> <p>(3) 今年度、民営化する保育園で非正規雇用がなぜ多いのか。また、制度改変が目前にもかかわらず、更なる民営化へ進む根拠は何か</p> <p>(4) 市臨時職員の雇用に問題点はないか</p> <p>4 高齢化の島にふさわしい取組みを</p> <p>(1) 市長は、特養待機者調査から、何をなすべきと考えているか。待機者ゼロを目指すべきではないか。また、待機者の介護手当の再検討が必要ではないか</p> <p>(2) 高齢者の生きがいづくりと健康づくりの1つとして健康保養センターを位置づけるべきではないか。また、譲渡した温泉施設への市の対応は</p> <p>5 教育行政方針について</p> <p>(1) 学校教育のいじめ・不登校の解消では、子どもとの日々のふれあいを重視するとしているが、現在の状況では、無理があるのではないか</p> <p>(2) 2011年3月11日以降、「絆」や地域の力が重要視されている中、法で定められている公民館や生涯教育の力の発揮が求められているが、教育部門の行革路線を続けるのか</p>	中 川 直 美
8	<p>1 甲斐市政になって1年、市長の選挙公約である「5つの誓い」について、各施策の成果を問う</p> <p>(1) 地域資源を活かした産業の育成と雇用の拡大について</p> <p>(2) 島民が一体感を持った観光振興について</p> <p>(3) 過疎・少子高齢化に対応した地域づくりについて</p> <p>(4) 災害に強い島づくりについて</p> <p>(5) 財政規模に見合った健全な行政運営について</p> <p>2 改正離島振興法について問う</p> <p>(1) 改正前との相違点について</p> <p>(2) 佐渡市振興計画（案）について（内容・進捗状況）</p> <p>(3) 離島振興法を佐渡市のためにどのように利活用するか、市長の見解は</p>	中 川 隆 一

順	質 問 事 項	質 問 者
8	3 平成25年度入札制度改正について	中 川 隆 一

午前10時00分 開議

○議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 一般質問

○議長（祝 優雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔にお願いをいたします。

金光英晴君の一般質問を許します。

金光英晴君。

〔16番 金光英晴君登壇〕

○16番（金光英晴君） おはようございます。自由・三クラブの金光でございます。昨年末の総選挙で再び政権が変わり、はや3カ月がたとうとしております。安倍総理のデフレスパイラルからの脱却、アベノミクスへの期待感からか円安も進み、株価も上昇し、日本経済に明るさを取り戻しつつあります。日本全体を考えれば大変喜ばしいことですが、地方に住む私たちにとっては景気回復が遅く、賃金の上昇が遅れることにより生活が苦しくなります。現に円安の進行とともに、ガソリンの価格上昇が続いております。消費税が来年4月から8%に上がることが決まっておりますし、原発停止による電気料の値上げ申請もされております。佐渡市の国保税も平成27年まで大幅に上がり続く予定となっております。また、水道料金の改定も余儀ない状況であります。市民の負担はますます厳しいものになると予想されております。今回私は、市民の負担を軽くするにはどの観点で質問してまいりたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。1、農業の振興について。農業は、佐渡において就業者数、生産額等で基幹産業の一つに位置づけられております。しかし、担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地等の増加、多くの問題を抱えております。諸問題の解決に向けて、5点について市の取り組みについてお尋ねいたします。

（1）、担い手育成と公社について。

（2）、耕作放棄地対策について。

（3）、小規模農家支援について。小規模農家につきましては、果樹農家も特定の地域を除いて高齢化や後継者不足の問題を抱えております。大規模な団地を形成しているところは大型防除機を備えておりますが、小規模園地が点在しているところでは機械化できず、重労働で大変困っておるところがあります。付加価値をつけ、有利販売しようとして加工まで取り組み、次世代に渡そうと頑張っているところもあります。また、棚田等大型機械が入らず、高齢者が苦勞しているところもあります。こういったところに共同利用組合等を組織させて支援すべきと考えますが、市長のお考えをお尋ねいたします。

（4）、米の品質低下と営農指導について。減減農法に変わって以来、天候等によって品質低下が大きな問題となっております。農業の結果責任は、あくまでも自己責任であります。しかし、魚沼に次ぐ良質米の産地でありながら、県内では低い状況であり、生産者やJAだけの問題ではありません。市の対応についてお尋ねいたします。

（5）、地産地消について。元気高齢者の生きがい生産支援についてお尋ねいたします。

2、次に上下水道について。上水道、簡易水道の統合と料金の見直しと流域下水道移管の2点についてお尋ねいたします。

3、譲渡した温泉施設と市所有の入浴施設、観光施設についてお尋ねいたします。譲渡先の佐渡市社会福祉協議会が佐渡市に返還したい意向である旨の新聞報道が昨年ありました。返還された場合の対応についてお尋ねいたします。また、指定管理者で運営している施設の対応についてもあわせてお尋ねいたします。

4、国営かんがい排水事業負担金の償還についてお尋ねいたします。平成25年度当初予算に国営かんがい排水事業負担金として12億3,364万7,000円が計上されております。今後の見通しについてお尋ねいたします。

5、過疎、高齢化集落対策について2点お尋ねいたします。(1)、高齢化集落対策について。(2)、定住促進対策について。8日の代表質問で、合併以来、人口が1万人減少した。1人年間100万円の消費と言われているが、そのことを考えれば、この10年間で年間100億円の消費が喪失したことになるとの指摘がありました。大きな問題であるにもかかわらず、執行部の取り組みに覚悟と本気度が感じられません。その取り組みについてお尋ねいたします。

最後に、本庁舎建設についてお尋ねいたします。代表質問で指摘がありましたが、人口は20年後には3万人台、30年後には2万人台になることが予想されております。冒頭で述べましたように、これから市民の負担がますます大きくなるにもかかわらず、今急いでつづくり普請をすることが理解できません。現在の本庁舎の耐用年数がどれだけ残っているのかわかりませんが、今つづくり普請をしても、わずかの間にまたつづくり普請をしなければなりません。こんな無駄なことはしてはならないと考えますが、市長のお考えをお尋ねし、演壇での質問を終わります。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。金光議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、農業における担い手の問題でございます。佐渡農業の担い手の基本は、平場と違いまして、中核となる農家だけでやっていくということは不可能でありまして、地域での助け合いというものが必要であります。このため現在、何度も申し上げておりますけれども、集落内の合意をもとに人・農地プランの作成をしております。新規就農者や農業生産法人あるいは集落営農組織を含めた地域の担い手をまず明確にすることによりまして、多様な農家も安心して営農できる、いわゆる地域農業システムの策定を今進めているところであります。この中におきまして、ご質問の公社の位置づけでございますけれども、公社の位置づけは技術指導を中心とした新規就農者の育成と耕作放棄地の発生防止だというふうを考えております。このため、両津におきましては水稻を中心といたしました研修生2名を受け入れて、管内の条件不利地の作業支援を行っているところでございますし、羽茂につきましては、ここは果樹、柿の産地でございますので、柿を中心とした担い手育成というものを基本といたしまして、本年度から始まりました、いわゆる青年就農給付金、これは準備型というものでございますが、これを活用いたしながら4名の研修生を受け入れまして、おけさ柿の生産体制の維持に努めているところでございます。なお、赤泊につきまして

は来年度から一般財団法人になるように今移行手続を行っているところでございまして、加工等あるいはイチゴ、これらを地域の特産としてやっていけるように、地域産業の拠点となるようにこれから位置づけてまいりたいというふうに思っておるところであります。公社の事業につきましては、直接支払制度の集落協定に参加をした農地保全の事業あるいは新規就農者を支援をする里親制度というものも今回考えたわけでございまして、これらに大きな役割を果たすものというふうに考えているわけでありまして、これについては積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

耕作放棄地の問題であります。代表質問でもお答えをしたとおりでありますけれども、1つのことをやった場合に、これが解決するというものではございません。私は、3つの要因を総合的に組んでいかなければならないと思っております。1つは、それをつくる人がいるのかどうかという、それをどうやって育てていくのかという。それから、もう一つはその人たちがそこに定着をするためには一定の所得が必要でありますので、所得をどう確保するのかということ。そして、もう一つは、先ほども申し上げましたけれども、その人たちだけではやっていけないわけでありまして、地域の周りの人たちがどうサポートするかという体制の問題だと思っております。具体的に申し上げますと、人の確保、これにつきましては今ほども申し上げましたが、新規就農者あるいは公社というものを活用すると同時に、この新規就農者をサポートする体制、つまり里親制度というものをこれからは取り組んでいかなければならないということでございまして、そういう中におきまして今羽茂地区で準備をいたしているわけでございます。近々には、この羽茂だけではなくて、佐渡全島に広げていくと、こういうことで関係機関とも今協議を進めているところでございます。もう一つ、集落の共同作業を支援するとともに、つくる人という観点からすると、高齢者や女性と連携をした、つまり山菜があったり、野菜がいっぱい豊富であるわけでありまして、それがほとんど換金をされていないということ、これが佐渡の実態であります。したがって、少しでもお金を稼ぐという、こういうことを意識づけを図っていかなければならないということで、現在若妻グループ等々と今協議をいたしております、二、三の若妻グループからも賛同を得て今一生懸命進めているところでございます。所得の面につきましては、どうしても国の施策あるいは県の施策だけでは対応し切れない部分がございます。佐渡の場合は、非常に条件が悪いわけでありまして、生産コストもかかるわけでありまして、佐渡版の所得補償というものをどう組み入れていくかということが必要だと思っております。現段階におきましてはトキの認証米等、環境保全に重視をして、そこに対する佐渡版の所得補償というものを今度充実をしてみたいというふうに考えておりますし、もう一つは所得を上げるためには農地が分散をしていたらうまくないわけでありまして、これをどう集積するのかということは今人・農地プランの中で進めているところでございます。もう一つは、棚田の問題であります。棚田については一番耕作放棄地になりやすいところでございますので、何としても一物一価ではなくて、一物数価という形の中で棚田からとれたものは高い価格で販売できる、このことによって所得を確保していかなければならないわけでありまして、そういう意味では販売体制というものを今整備をしているところでございます。もう一つ、保全の問題としましては、公社や農業法人等が中山間の協定に参加をすることによって、いわゆる農地の受け手の体制づくりということももちろん必要でありますけれども、平場と山間地の生産調整の肩がわりということをやっていくことによりまして、集落営農組織側との連携ができるようにしてまいりたいというふうに考えているところでありまして、いずれにいたしましても、耕作がこれからできる、復



帰が可能なところをどう活用するのか。そして、今後耕作放棄が出ないようにするにはどうしたらいいのかという両面の対策が必要でありますし、その中において、代表質問でもございましたけれども、企業参入ということはこれから積極的に考えていかなければならないと思っています。ただ、すぐに所得が生まれるものではございません。したがって、軌道に乗るまでの間どういう対策を組んでいったらいいのかということについては真剣に考えてまいりたいというふうに考えております。

次に、小規模農家であります。佐渡の場合、先ほども申し上げましたように、非常に条件が悪いわけがございます。したがって、大規模な農家だけで佐渡の農業を守るということは、これは不可能でございます。したがって、小規模の農家とか、あるいは高齢農家等々も一体的になってこれから進めていかなければならないわけでありまして、しかし、反面構造改革ということも佐渡においても進めていかなければならないわけでありまして、そういう場合については小規模農家の方々の機械、施設等の過剰投資ということも見られるわけでございます。そのことが経営を圧迫しているということも、これまた事実であります。そのところの兼ね合いをどうしていくのかということについては、地域で話し合っ、地域でどう解決をするのかということにかかっているわけでありまして、県なり、JAなり、あるいは集落営農推進員などが一体になりながら営農体制をつくっているし、その役割を明確にしながら担い手が育っていくようにしていきたいなと思っています。そういう過程の中で、それを基本としまして、その営農体制の維持につながるという部分についての個人及び小規模農家への支援策、これは検討をしていかなければならないと思っております。議員がおっしゃいましたが、魚沼に次いで佐渡の米はおいしいということをおっしゃいました。私は、そんなことは考えておりません。魚沼以上においしいと思っておりますが、これが評価がないのは販売戦略がないからであります。そのことだけはつけ加えさせていただきたいと思っております。

それから、米の品質低下であります。これは、生産調整との関連もあるわけですが、佐渡の場合は今佐渡の米が欲しいという人が多くて、実は足りないという実態であります。足りないという中で、何で生産調整が必要なのだということになる。しかし、反面品質が不安定だということがやっぱり生産調整をやっていかなければならないという要件になる。したがって、これからの佐渡の稲作の場合においては、何としても品質低下を防止をする、安定的な1等米比率を確保する、これが喫緊の課題だというふうに考えております。この要因というのは、水の問題とか、気温の問題とか、いろんな問題があるというふうに言われておりますが、私は何といたっても、そういうことを生み出している基本技術、つまり稲の姿を見ながら栽培をするという基本技術の励行がおろそかになっている、これがもう大きな原因だというふうに考えております。このため今までも普及指導センターなり、あるいは農協等々と一緒になりながら、この振興会というのもつくっているわけがありますけれども、市内各所で指導会を開催をした。そういうことで、営農を地域の中まで入り込んでやってまいりました。その結果、1等米比率が上昇をしたという地域も現実にはあるわけですが、しかしながら佐渡全部を見た場合には大幅に低下をしている、あるいは上下があるということも事実でございますので、新たな対策としまして、本年は全島で100人の農家がいわゆる品質向上サポーターとして、そして自分たちのやり方というもの、あるいはこれからの作業をどうしたらいいのかということ看板等を設置をしながら、それを見て実践ができるというような、そういう発信体制と、もう一つは営農指導がやっぱりちょっと私はおろそかになっていると思っておりますので、

現場に入り込む営農指導ということをやってまいりたいというふうに考えているところでございます。もう一つのやはり大きな要因は、消費ニーズ、消費者のニーズが非常に多様化をしております、何でもかんでも有機栽培がいいのだとか、いろんな要望があるわけでありまして、生産者といたしましてもその栽培方法を取り入れていくというような今傾向にございます。しかしながら、画一的な栽培形態というものが出ておりまして、やっぱり本当にその栽培方法に合った技術対応というようなことがなかなかできていないということでございますので、それらも含めまして、私は佐渡においては営農指導体制の再整備というものを仕掛けていかなければならない、ことしはその大きな年になるというふうに考えているところでございます。

それから、地産地消の問題であります。実は、先ほども申し上げましたけれども、佐渡には素晴らしい産物がございます、あるいは佐渡の方々は余り山菜を食べないわけでありまして、素晴らしい山菜もあるわけでありまして。そういうものをどう販売をしていくのかという、そのことが私はまず出発点であるのではないかなと思っております。特にそういう観点からしましたら高齢者とか女性の働き、ここに注目をしていかなければならないわけでありまして、その方々に対して野菜とか、今野菜をつくっておられるわけでありまして、それが隣近所に配るだけではなくて、その一部でも結構ですから、出荷をしていただく、あるいは自分のうちの山へ行って山菜をとってくる、そのことがお金になるわけでありまして、換金意識というものを高めるということから進めてまいらなければならぬと思っております。ただ、今までもそういうことを一部でやってきたわけでありまして、どうもうまくいってなかったという苦い経験がございます。その原因は、出口、販売先がなかったということでございますので、今回からは直売所あるいはホテルあるいは市が運営をしております福祉施設等々へそれを販売するという仕組みをつくったところでございますので、生産から販売までの一連の体制をつくりながら高齢者、特に女性、こういう方々の活躍の場を持っていきたいなと思っております。このことによりまして、高齢者におきましては元気な高齢者になるわけでございますので、全ての点で私はいいことではないか。さらには、生きがいということも出てくるわけでございますので、これを進めるというのが元気高齢者の生きがい生産支援という形でございます。

上下水道の問題であります。上水道と簡易水道との統合につきましては、平成23年度に5つの簡易水道を水道事業会計に経営統合いたしました。残る簡易水道につきましても説明会をずっと今やっているわけでございますけれども、平成28年度までに市内全ての簡易水道を経営統合し、佐渡市上水道事業を今目指しているところでございます。料金の見直しについてでございますが、平成27年に基本料金の改定を予定しておりますし、他方統合後の料金の見直しに関しましては、佐渡市のいわゆる地理的な条件等を考えますと、統合によるスケールメリットがほとんど期待できないということ、さらには人口の減少というようなこと等を考えますと、採算性が悪化をするということで料金の値上げは避けられない状況であるというふうに考えているところであります。

それから、国府川の流域下水道の問題であります。これにつきましては、旧佐和田町、金井町、新穂村、畑野町、真野町の4町1村で構成をして、離島初めてでありますけれども、流域下水道として平成元年10月に都市計画を決定をいたしましたところでございます。平成2年から工事に着手をし、平成7年7月に一部供用開始をし、現在に至っているところでございます。16年3月の合併によりまして、下水道法第2条の規

定によりまして、流域下水道の要件を欠き、公共下水道となるという方向に出されたわけでありまして。しかしながら、市町村合併の特例に関する法律に基づく知事と旧10市町村長との協議書というものがございしますが、国府川流域下水道の公共下水道の移行日は平成26年3月31日となっておりますが、それについても明確に金額等々についてのものがないわけでありまして。したがって、移管方法については残債を引き続き県が償還する方式で今協議中でございますし、市が負担を仮に生じた場合でも、市の財政に負担が最小限となるように今折衝をしているところでございまして、しかもこのことについては今全離島の中でも主張しておりますし、市長会の中でも主張しておりますし、また移管対策協議会というものも7市町でつくっているわけでありまして、その中でも国に対して強く働きかけをいたしているところであります。不合理であるということについては、憤りを持って我々は今進めているところでございます。

温泉等の施設でございしますが、市は平成21年度に5つの温泉施設、これを民間譲渡をするという方針をつくったわけでありまして、これにのっとりまして譲渡をし、現在に至っているところでございます。今後譲渡をした温泉施設の返還がなされた場合、新たな民間の譲渡先を探すという手段、今も進めているわけでありまして、これを講じていきたいと思っております。ただ、市が保有する温泉施設のあり方については、今後2カ所の指定管理施設があるわけでございますが、これらを含めまして、本来のあり方というものも十分協議をしていかなければならないわけでありまして、25年度中に今計画をいたしております財政計画、ビジョンとの整合性を図りながら、存続するのか廃止するのか方向についてこれから決めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

国営かんばいの負担金の償還でございます。これは、平成25年と26年という形で進めるわけでございますが、この償還につきましてはその財源となる有利ないわゆる起債等について、現在今県と協議を進めているところでございます。佐渡市にとりまして最も有利な起債で対応したいと今考えて交渉している最中でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、過疎の集落対策でございます。先ほど議員は、何年後には何万人になって、何年後には何万人になるというようなお話がございました。そういう計算をすると、何十年後には人間が一人もいなくて、ムジナの島になっていくということの計算になるわけでありまして。これは、ほっておけば、そうなるでしょうけれども、そのために我々行政もあるし、議会もあるわけで、その中で知恵を絞っていくわけでありまして、そのことは当てはまらないと私は考えておりますし、またそう絶対してはならないわけでありまして、ぜひご指導、ご協力をいただきたいと思っております。ただ、合併以来やっぱり過疎というものは進んでいることは事実でございます。これを何とか解消していくということが大事であります。この過疎対策の基本は、地域で自主的に活動できる体制というものをつくるのが大基本であります。しかしながら、今の現状からすると、特に高齢化等が進んでいるわけでありまして、地域だけでそれを自主的に活動する体制をつくるということはほぼ不可能な状況になっているわけでありまして。したがって、支援員を設置するとか、協力隊とか、あるいはワークショップとか、大学生を入れるとか、企業等の連携をとるとかというようなことを今進めているわけでありまして、特に私はその基本的の中で支所、行政サービスセンターというものを位置づけていき、そこが核となってこの方々との協力体制をつくっていかねばならないと思っております。ご質問のように、地域活動支援員についてはまず自分たちの担当するその地域の集落がどうなっているのかということを含めて、今までの行事とか、いろんな文化的なものとか、



○16番（金光英晴君） 非常に丁寧な答弁いただきまして、再質問しにくいのですが、最初からちょっと確認していきたいと思います。

まず、担い手の問題なのですが、私は国の制度があれば、制度を利用しながら佐渡にお金を持ってきたらどうだという、基本的にはそういう考え方でございます。それで、市長の答弁の中にもございましたが、青年就農給付金のことなのですが、これをもう少しちょっとわかりやすく説明していただきたいのですが、これは課長のほうからか。

○議長（祝 優雄君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

青年就農給付金でございます。はっきり言いますと、就農するときに45歳以下の方につきましては年間150万円のお金が補助金として、給付金として出るというのが本質的な制度でございます。ただ、これについて、では対象はどうなるのかと申しますと、対象につきましては新たに、佐渡で申しますと、例えば新潟なりから来て新規就農するという方はもちろんでございますが、佐渡において親御さんのほうから営農のほうを継承しまして、やるケースも該当になります。また、例えば親の方がお米をつくっていて、新たに僕は果樹をやるのだというケースも対象になります。そういう部分で新たな経営を起す場合にも対象になりますので、非常に幅広く使いやすいものでございます。対象年数におきましては、新規就農の場合7年間、所得要件としては前年度の所得が、250万円以下というふうになっております。こういう要件であれば該当になります。もう一つ、準備型というのもございます。その準備型は、2年間150万円をもらいながら研修をできるという制度になっております。申しわけありません。訂正させていただきます。経営を行う場合、5年でございます。申しわけありません。研修2年、経営5年で7年間をもらうことは可能でございます。そういう形で研修の部分と自力で経営を行うという部分の2通りのパターンがありまして、それを継続して最大7年間給付金を受けるといえるということになっております。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） そうすると、所得制限で前年度に250万の所得があると、これを受けられないと。サラリーマンから転職した場合には、ちょっと難しい場合があるというふうなのですね。これはちょっと確認。逆にこれがサラリーマンから転職で新規就農の研修のほうに入ることはできるのか。それとあと、夫婦で一緒に研修した場合には、これ奥さんの部分はどうか。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

研修の場合も原則250万の枠がございます。ただし、それにつきましてはいろいろなケースございますので、一応研修を最終的に認定する県のほうと判断をいたしまして、認定をしているのが今の現状でございますので、そういうケースもお問い合わせいただければ、最大限の対応はしてまいりたいというふうに考えております。

あと、夫婦で取り組む場合は、基本的には同じことをやるということになりますが、そこについては0.5つくこととなります。具体的に申しますと、150万を1人がもらうと、配偶者のほうはそれの半分の75万ということが同じ年数もらえるという形になります。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） それと、さっき親子からの経営移譲というのが出ましたけれども、経営移譲する場合はオーケーですよ、あるいは親が水稻をやっている、新たに果樹とか違う職種ならオーケーだということだったのですけれども、逆に同じ水稻でも例えば親が5町歩やっておって、今子供がそのうちの1町歩をもとにして、よその農家の田んぼを集めて就農という形もとれるのではないか。これはどうなのですか。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

新たに親からの経営分離の場合は、今議員ご指摘のとおり、ほかから農地を借りるという必要がございます。ただ、経営移譲の場合も、済みません。言葉漏れておりましたが、基本的には親からのものを受け取る場合は、その経営規模と同程度のものをほかの方から農地集積等で集めるということが必要になります。ただ、この場合、親御さんの経営を受けていたものをそのまままた新たに経営を、農地集積を引き継ぐ、もしくは農地集積をやり直してしっかり農地集積を新たにとるということであれば、その要件はクリアできます。その中で、経営分離の場合でございますが、経営分離を行った場合、要綱的には、基本的には今議員おっしゃるとおり、ほかのものから集積があればオーケーということになっております。ただ、今県のほうの計画の審査の段階でそれをチェックしておるところでございますが、要綱にはそれを規定することは書いてございません。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） ちょっと難しい説明だったのですけれども、簡単に言うと、親から独立して新たに農地集積すればできますよということでしょう。そうすると、非常にこれは今の親子で経営一緒にやっているのだけれども、お子さんが45歳以下であれば、この部分親が当然経営者になっていれば、それは所得ですから、どの程度親からもらっているかわかりませんが、比較的若い人だったら、そんなにもらっていないと思いますから、これをやることによって、かなりその家の経営が楽になる。子供は、親を目指して安定的にやっていける。この部分をもう少しきちんと、これが意外と知られていないという部分があるので、難しく説明するのではなくて、簡単に説明してやってほしいなというふうに、これは要望しておきます。

それと、市長、先ほど市長の答弁の中に里親制度というのがございました。これは、具体的にどんなことなんでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） お答えいたします。

先ほどから課長が話をしておりますけれども、今までも150万とか、そういうものはないとしても、担い手対策、新規就農者対策というのはいろいろあったわけでありまして。でも、これが、ことごとくという言葉は悪いですが、だめになっているのです。それは、なぜかという、金の切れ目が縁の切れ目なのです。150万だか何とかもらう期間はずなっていくのですけれども、その期限が切れた場合に、ではもうだめになるものですから、帰ってしまうとか、潰れるという形になる。そこで、5年とか7年間そこにちゃんと制度があるわけでありまして、それがたった後どうしていくのかということ、地域がサポート体制をつくらなければだめだと思っています。そのサポート体制をつくるときに、例えば高齢農家だ

ったら自分の田んぼ、畑というものを安く貸してやる、あるいは自分の持っている機械とか施設を安く貸してやる。そのことによって彼らが所得を生み出すような基盤をつくっていくサポートをするという意味でやっていきたいということで里親という制度を考えさせていただいたということでございます。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 市長は、この「現代農業」4月号ですか、ここに静岡の人が新規就農者を独立させてきたのですが、37人も独立させてきているということで記事に紹介されておるのですけれども、この人の場合は技術を教える、経営を教えることをやって37人も独立させてきたと。この記事ご存じですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 実は、ちょっと恥ずかしい話でありますけれども、私今回その里親制度ということを通じて考えてきたわけでして、その静岡の方でありますけれども、以前から本は、いろんな情報は得ていたわけでありまして、まさにこれが本来の姿であるということで、とはいいいながら、佐渡において個々の農家がそこまでの仕組みをつくるということはなかなか難しい。したがって、行政がまず出発としてやっていかなければならないのではないかなという発想で考えたわけでございまして、よく存じておりますし、勉強もさせていただいております。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） その中で、67歳の方なのですが、言っているのは、新規就農したいと思っている人は、地域のために一肌脱ごうとは思っていない。いかに自分が農家としてやっていけるかを考えておるのだということなのです。それをもとにちゃんと暮らしていけるような経営をちゃんと示して、それを技術として教えていけるかどうかという観点から自分は一生懸命やってきた。これで成功してきたのだと、ここなのです。これが一番大事なのです。ところが、今これを佐渡の先進農家、先進農業法人がどこまでやっているかわかりませんが、これをお願いしていくしかないのかなという気はするのですが、今先ほど青年就農支援の中で研修先として県が認める先進農家、先進農業法人ということになっておるのですが、その対象になる研修先はどれぐらいあるのですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） まず、準備型という形で技術を勉強していただくという形で2年間という方でございます。私は、現在佐渡の場合は公社が一番いいと思っていますし、今議員がおっしゃいました法人とか、そういうところでも研修は可能なのです。ところが、なかなかひとり立ちという点におきましては、法人の場合は法人の後継者としてやっていくわけでありまして、それも非常に大事なことなわけですが、基本的にはひとり立ちをするという観点からすると、生産法人に入ることよりも公社に入って、そこで技術を磨いていただいて、そして耕作がなかなかできないような土地とか機械とかを集約をしてそこに入っていくという形が一番ベターであるというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） そうすると、公社でやるのですと、今までもそれで研修していて、公社研修期間が終わると、なかなか農地、園地が集まらなくて失敗してきている。この方も実は言っているのですが、土地利用型の場合、この人37人成功したと言いますが、大体100人ぐらい教えているのですが、逆に残り六十人かは土地利用型でやって失敗しているのです。経営はできるように技術は教えたのだけれども、田

んぼがなかなか集まらないということで失敗しているのですが、失敗してまた違う職業についたということになっておるのですが、そういった部分では人・農地プランで、これを利用して担い手に農地を集めて、担い手というか、研修後、就農時に農地を集められるということを考えれば、この方の失敗した例はクリアできて佐渡に定着できるのではないかなというふうに思うのですが、その辺をどのように組み合わせていくか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） その方は、多分静岡だと思うのでありますが、まず1点は静岡と佐渡の場合の違いは、静岡の米なんて、静岡の人には大変申しわけございませんが、付加価値が低い米であります、はっきり言いまして。佐渡に比べてですよ。そうすると、佐渡の場合、土地利用型というのは、確かにその方はそうおっしゃっていますけれども、私は佐渡の場合というのは売り方ということを考えていけば、それは可能だと思っていますし、もう一つは佐渡の場合は今言ったように耕作放棄地はなかなか難しいけれども、これから耕作放棄になろうとしている土地というのが結構あるわけでございますので、それをどうやって集約をするのかということです。今までの私が農政の大きな失敗というのは、全部単品、単品でやってきたということだと思っています。したがって、その単品の補助が切れたときに全てがオジャンになるということでもありますので、これからはやっぱり総合的にやっていかなければならない。そのためには、その方がやっている私は技術を教えるとか、あるいはトマトを多分つくっているはずですから、集約型で収益が上がるものに転換をさせているのですけれども、もっともっと大事なことは、その後のサポート体制が非常にいいということ、これが一番大事なことだと思っていますので、これは人・農地プランのあそこの中と連携をしながら、地域農業システムづくりの中で連携をしながらやっていかなければならない、総合的にやっていくべきだと、こう思っています。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 私は、なぜこれ人・農地プランと組み合わせてということを行ったかといいますと、確かにそれをやることによって、新規の就農者にも担い手として位置づけることによって土地を集めやすい。片や地域によっては受け手がなくて荒らしてしまわなければならないという状況を抱えているのが現状なのです。そうすると、荒らしてしまえば、これ国のほうから例えば2町歩ぐらい集積すれば70万地主にももらえるわけです。荒らしてしまえば、その70万もらえないでほったらかしにしなければならぬけれども、担い手がおってきちんと貸してあげるだけで、離農することによって70万国からおりてくるわけです。そうすると、ちょっと知恵を絞れば、これからそういった方々多くなるわけですから、大きなお金が佐渡に持ってこれるのです。これをきちんとするためには、地域プランですか、それを落としていかなければならないのですけれども、今後それを、これ進んでいないのが現状だと思うのです。この取り組みについて、どう考えています。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

地域の担い手、農地で里親制度をやるにしても、今後どういう方向で地域の集落で考えているのか、そこをしっかりと洗い出していくことが地域農業システムにつながることだと考えております。その中で、集落プランのほうも実は今集落プラン21つくっております、あとは広域プランということになっておりま



す。広域プランは、あくまでも個人の、私は担い手になります、私の農地は出しますということを個人から意思表示をしていただいたものでございまして、それを人・農地プランにしておりますが、今後来年あくまでも個々の集落において話し合いをして、その農地、担い手、今市長から申し上げた機械があるかどうか、納屋があるかどうか、そういうことも含めた全体の仕組みをまず地域で把握をして、我々もその状況把握させていただく。その中で、20集落ぐらいをまた新たにモデル集落に位置づけて、将来的にこの集落がどういう営農をしていくのだというところまで考えるものを地域に入っていくっていきたくていふうに考えております。いずれにしろ、やはり集落単位で話し合う場所を徹底的に設けていくということで、これは県もJAも支店ごとにより連携して行うということで今話をしておりますので、できるだけ地域に入って地域で話し合いをしていく、これが一番大事な方向性かと考えております。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 離農した人は、これからどんどん、どんどん出てくると思うのです。これを救ってやるためにも早く集落のほうに入って、地域プランできればそういった方々を救えるわけですから、これを早急にやるように要望しておきます。

それとあと、耕作放棄地の部分、棚田協議会等々利用してという部分があるのですが、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、棚田だけが耕作放棄地ではないのですが、棚田を抱えている部分が多いということで考えておるのですけれども、これ私は協議会が進めている交流事業だけではちょっと無理なのかなと。そうすると、変にこれを他の地区まで広げると、今やっているところのお客さんがよそへ回るようなことがあったり、それから分散してしまって今一生懸命やっているところが成り立たなくなるのではないかなというのを心配しています。だから、今先進的にやっているところを強化しながら、それで余力があればほかへ広げていくという手法をとっていかないと虻蜂取らずになってしまうのです。この辺は、そういう体制をつくらなければならないのだけれども、これもひとつ今の体制とは違うやり方を考えなければならないと思うのです。この体制づくりをどのように考えているのか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 確かに耕作放棄地の問題、これを解消するためには棚田だけではないということは十分承知をいたしているつもりでございます。ただ、棚田協議会というものは特に一番耕作放棄地になりやすい、一番近いところにあるのが私は棚田だと思っておりますし、その棚田を抱えている地域の人たちがみんな一緒になって協議会をつくって、よし、頑張ろう、そして付加価値をつけて売っていこうという機運が出てきた。実は、これ私副市長になったときから呼びかけてきて、やっとできたのです。地元がそういう気持ちになったときに、よしという形で我々がけつを押ししていくということが絶対に必要であります。そういう意味では、この棚田協議会の私は意義というものは大きくあるのだと思っております。もう一つは、それ以外のところについては、先ほどから申し上げておりますけれども、やっぱりよそから入れて入ってきた人たち、その人たちがそこでやっていく。例えば今市町村合併しましたけれども、吉川町というところでいい事例がある。これは、もうほとんど条件の悪いところでありまして、そこに1人入ってきました。その人がまた友達を呼んできて今やって、ほとんどその三、四名の方々に旧吉川町の悪いところ全部やっているような状況なのです。したがって、やっぱりそこでやっていく人なので、そういう点では先ほどから話があるようなそういう人たちが地域農業システムづくりの中でどう位置づけていくのかとい

うことが大事だと思っています。今まで先ほどこっと申し上げた単品、単品でやってきたという弊害があるのですけれども、根底にあるのは指導する立場の人たちも、地域に住んでいる人たちも地域農業システムというものがいかに大事だかということの認知をしていく、そこからやっぱり始めるべきだと思っております。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） あと、耕作放棄地対策で私ある方の財産処分のお手伝いさせていただいてちょっと気がついたのですけれども、農業委員会、会長、ご苦労さまです。農業委員会でちょっと矛盾があるのです。どういうことかといいますと、財産処分したい方が農地を持っていた。そこは、ずっと佐渡のほうに要するにおられなくて財産処分したいのだと。当然誰もいないわけですから、田んぼが荒地地になってたと。これを売ってやりたいのだけれども、当然荒地地になっているわけですから、草ぼうぼうの状況でありました。これを隣の人に買ってもらいたい、あるいはそれが一番楽かなと思って隣の人に声かけたのですが、農地として買うと3年間そこ耕作しなさいよという条件がつくのですよと。だから、こんなの私買ってあげてもいいけれども、そういう条件があるもので、とても耕作できないから、それは買ってやれないということで断れるのです。では、農地ではない雑種地に地目変換するから買ってよと言って地目変更の申請を出したら、ここはまだ木が生えていないから地目変更できませんよと、対象にならないよというような返事が返ってきたのです、農業委員会から。そうすると、結局それ売ることでもどうすることもできない状態なのです。これちょっとおかしいのではないですか。こんなことやっていたら、これからそういうところいっぱい出てきます。そうしたら、みんな佐渡に不在地主のものになっていて、そこらじゅう荒れてしまうというような状況をつくっていくような感じなのですが、この辺確かに法律は法律であるのでしょうかけれども、もう少し運用を考えていかないと大変なことになると思うのですが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 堀口農業委員会会長。

○農業委員会会長（堀口一男君） お答えいたしたいと思います。

耕作放棄に係る場合の許可、3年ぐらい一応自ら耕作ということで、我々はそういう指導を法律にのっかってやっております。一応農地法第3条2項にこの許可基準があるのですが、農地法第1条を読んでいただくと、おわかりになるわけでございますが、農地は貴重な資源であると。食料安定供給の確保を図るために農地を効率的に利用する必要があるわけでございます。このようなことから、売買等の権利を移譲する場合は全てを効率的に利用し、また耕作に常時従事するなどの要件が定められておるわけでございます。そういう中において、遊休農地、耕作放棄地については農業委員会でも我々重要な課題と位置づけております。言われることは十分私個人としては理解するわけでございますが、そういう観点から我々農業委員会、農地パトロールというのを年2回、6月と11月に実施しております。そういう状況の中で対象農地については関係機関といろいろの農協を含め、農林水産課の皆さんとも連携しながら、解消に向けた指導をしておりますが、現状の法律枠内だと先ほど言った農地法第3条2項に抵触する関係から、難しいわけでございます。それと、農業委員会の施行規則第17条の2項にも下限面積という規定がございます。それについては、平成21年の農地法の改正に伴いまして、佐渡市農業委員会といたしましても21年の12月15日に一応下限面積10アール、20アールの問題がございましたが、最終的に佐渡市内のこういう農業関係、やっぱり皆さんが耕地を最優先に利用しながら効率的な収益等を考える場合を検討した結果、下限面積20ア

ールということに設定させてもらいました。この問題については、毎年農業委員会において修正とか見直し等について弾力的に審議し、変えることができるわけでございますが、今後は県内の農業委員会の動向を注視しながら、我々農業委員会も今言われたことについて頭に入れ、審議を尽くしていきたいと、このように考えております。よろしく申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） ちょっと2つ、後段の部分はまだ質問していなかったのに答えが返ってきたのですが、前段の部分、どう考えてもおかしいと思うのです。20年も放置されて農地としてはもう全然使えない農地なのに、地目変更してくださいと言うと、いや、まだこれ木が生えていないから地目変更できませんよと。木が生えていれば、ではいいのかというのだったら、そこへ行って木植えます。これでは全く何のための、法律というのは人を守るためでしょう。なのに、人を苦しめている法律ではないですか。それをかさに着て土地を動かさないというほうもまたおかしいのではないかと思うので、これはこれ以上ここでやるところではないので、ちょっと考えていただきたいなということをお願いしておきます。

それで、今会長のほうから、要するに農地は大事な国の宝だと。それで、利用しなければだめだということですね。本当にそうなのです。土地というのは、利用して何ぼなのです。雑草生やしておいては何もならないので、これからそういう考え方をしていかなければならないのですけれども、耕作放棄地の問題なのですが、市長は耕作放棄になってしまったところは、これ以上もう手かけようがないのですが、放棄地になりそうなことを防いでいくのだという考え方ですよ。そういった意味で、先ほど米をつくれればいいのだという話があったのですが、これは市長のお考えは多分米を売ることによって主食用米をつくる枠がいっぱいとれるというお考えなのだと思うのです。それとあわせて、逆に生産調整として米をつくるという考え方もあるわけです。これ余り私はその考え方は賛成ではないのだけれども、これどちらのことを言っているのかお聞かせください。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） その前に、先ほどの農地法の問題でありますけれども、農地法は優良な農地を守ると、これは当然のことではありますが、一番懸念をされているのは農業者以外の企業がそこに入ってきて、それを無断で活用するというものを防止をするということが大きな要因であります。したがって、これは全国一律ではなくて、農地法そのものが農家をいじめているのではなくて、地域バランスをとっていないというところが問題だと私は思っていますので、これは前から申し上げていますが、特区等の中で私は検討していかなければならない問題だと思っております。

田んぼで米をつくるということは、確かに議員がおっしゃるように、生産調整対応として米をつくるということも可能であります。それは収入が非常に少ないということがまず第1点でございます。佐渡の場合、例えば一つの例を申し上げますと、今つくっている量よりも欲しいという量のほうが多いのです。ということは、それだけ高く売れるわけでございますから、何も生産調整で安いものをつくるという、生産調整でつくろうと、主食用のものをつくろうと、労働費はそんなに変わらない、労働時間変わらないのです。ならば、そちらのほうをやっていくほうが佐渡にとって得策ではないですかというというのが私の持論でございます。それと、もう一つはほかの作物をつくるよりも米というのは労働時間が非常に少ないわけでございますから、高齢者でも対応がしやすいということであると。この2点でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 後ろのほうでちょっとやじがあったのですが、確かにそのとおりなのです。生産調整というのを課せられているわけですから、農地が1町歩あっても3反歩はつくれないのです。それがあがるから耕作放棄地になる。今市長の言う安い米をつくらざるを得なかったり、あるいは収益が低い野菜等をつくらなければならなかったり、それができない人は荒らしてしまうと、耕作していないという状況になっているのです。私が言っているのは、それがあただけけれども、逆にいい米で、前年度の実績によってだんだんこれ緩和されてきますよね。そういったことを地道にやっていかないとだめですよということを言いたかっただけなのですが、それを目指すのか、逆に今までのように生産調整は生産調整として、その中で米をつくっていくのかという部分では、それは否定なされているわけですよね。では、主食用米をその3割の中でつくるにはどうすればいいのですかというのが私の質問になるのですが。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 前提条件として、全国一律といたしますか、新潟県一律のような、若干の違いはあるけれども、佐渡が3割以上の生産調整をやるということ自体が私はおかしいと思っているのです。それは、先ほどから申し上げているように、そういう条件。ただし、1つやっていかなければならないのは、品質をやっぱり安定をすることで先ほど申し上げたつもりであります。もう一つは、これは生産調整の対応の一部でありますけれども、佐渡には酒蔵というのが5つあります。酒をつくっているのです。酒米が足りないのです。佐渡でとれた酒米は、佐渡で使っていないのです。足りないのです。ほかから持ってきているのです。こんな海を渡って、高い運賃をかけて持ってくる必要はないではないかと。そういうことから私は申し上げているのであって、生産調整を全く否定しているわけでも何でもありませんし、なるべくその率を落としていくというのに努力をしていかなければならないと。もちろん生産調整が何がしかある場合は、それは米の経営体として生産調整をやっていくということが必要だと、これはこういうふうを考えております。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） これやっているのと切りがないので、次行きます。行く前にTPPの問題なのですが、TPPにつきましては私も反対であります、これここまで来ますと、反対だけを唱えておっても何も解決しないのです。参加するかどうかは別問題として、交渉には参加すると表明しているわけですから、安倍首相は、ですから、その後のことをやっぱり考えていかなければならないのではないかなと思うのです。ウルグアイ・ラウンドのときに6兆円もの対策費、枠を設けたのですけれども、これ全部公共事業にかわったとは言いませんけれども、そのときにやっぱりお風呂や温泉、温室、交流センター等にかわっているわけです。その施設が今、佐渡でもわかるように、その運営にきゅうきゅうとしている、かえってお荷物になっていると、こういうことが過去に失敗例としてやったから、こうならないように準備というか、戦略を練っておかなければならないですよ。この戦略を練ることをお願いしておきたいのですが、市長、お考えいかがですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 何度も申し上げているように、私はTPPには反対であります。その理由は、もう

何度も申し上げているとおりでございます。ただ、その場合、今貿易ルールというのは、基本はG A T T（ガット）があるわけです。そこの中でやっていけば、何も問題ないわけです。アメリカと日本とかこんなことで、これはT P Pといいながらも、基本的にはアメリカと日本の2国間の協定です、はっきり言いまして。こういうものをなぜ今取り入れていかなければならないのかということが非常に疑問であるということです。仮にこれが交渉に最悪入ったとするならば、私はそういう意味におきましては農産物について、ほかのものもこれ考えられるわけでありすけれども、農産物については例外扱いにするということで努力をしていただかなければならないし、もう一つはそれもできないということになるならば、米、物そのものではなくて、農山漁村をどうするのかという対策をしっかりとってもらうということです。それに国がやることに対して、我々佐渡市もそれに合わせてそのセーフティーネットをどう組んでいくかということが大事だと。そのやっぱり一番大きいのは地域農業システムづくりなので、そこの中で先ほど議員がご指摘のように、個別の農家に対する支援ということもその中で考えていかなければならないと思っ、その切り口を今回その地域農業の中で出したということでございますので、そういうセーフティーネットは市としても組んでいかなければならぬと思っています。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） そういった対応を準備お願いしたいということで次行きます。

小規模農家支援につきましては、満足とする答弁がいただけたのですが、1点だけこれお願いしておきます。これをやるということになると、無尽蔵にやると、ばらまきになってしまいますので、これは後ろの部分できちっとした集落と、それから生産者と意見集約した上でということやらないと、これはばらまきということで私はお願いしていることではないということをお願いしておきます。

それとあと、地産地消、施政方針では庭先集荷の仕組みというのがあるのですが、どうもこの意味、高齢者の生産活動を支えていくという部分においては、市長と私は同じ認識だと思っているのです。ところが、J Aさんはちょっと感覚違うのです。そう思いませんか。生産者に農協からこう言われたのだけれどもということ聞いて、それはとってできないということ言われておったのですが、私の考えていることはそうではないですよ、こうこうですよということで説明したらわかってもらえたのですが、まず今生産があるものを、新たに生産をふやすのではなくて、今ある生産物を流通に出すことによって消費が拡大していくのですよという考え方が私と市長だと思のです。ところが、農協さんは流通させるために新たなものを生産してくださいよという考え方なのです。ここのところをもう少しJ Aさんとお話しされたらいかがですか。それと、その庭先集荷の仕組み、どのような形になるのか教えてください。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これについては、農林水産課長に厳しく指示をいたしまして、農協と調整をするようにいたします。農協は経済団体でございますから、基本的には八百屋に売っているような野菜、こういうものをつくって直売所とか、あるいは市場に出すというのが基本であります。したがって、そのことを否定しているものでも何でもないので。ただし、今回の大きな目的は、なかなか佐渡の場合、商品化をする意識というのが非常に弱いと私は思っております。したがって、いっぱいつくっているのに、隣近所に配っているケースが非常に多い。そのことも悪いとは申し上げません。でも、そのうちの半分でもいいから出してください、そのことによって何十円だか何千円だかというお金になるはずでありますから、そ

のことが大事ですよということをお願いをしているということでもありますから、農協での市場流通の部分と私どもの考えているものとは相受け入れられないものがあり、これはもう別個にやらなければだめだと思っています。

それから、庭先集荷については何でもかんでも行って庭先で集めてくるというものではございません。ただし、コンテナの問題とか、あるいは足腰が弱いとか、こういう方もいなさるのです、やっぱり高齢者の中には。そういう方々については、やっぱり行って集めなければならないのです。元気な人は、やっぱり例えば支所、行政サービスセンターへ何曜日の日を持ってきてくれという仕組みができるのですけれども、それはなかなかできないですから、それについては例えばシルバーさんをお願いするとか、いろんな連携をとりながら集めるということで、これも一律に何でもかんでも庭先まで行って集めてくるということではないのです。そういうことでございます。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） であるならば、先日の代表質問のときに教育長は庭先集荷したものは学校給食では使わないと言ったのですが、あれはどうなるのですか。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

使わないでなくて、やはりある程度大量で、品質のそろったもので、安定に供給できるというようにいろいろな条件がありますけれども、そういう条件が整えば、これは積極的に使うようにしたいと思っておりますので、ご理解ください。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） その前段の部分は違うのですか。要するに使っていく。そういう理解でいいのですか。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えいたします。

条件が整えば使っていくということです。よろしく申し上げます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 今後ろのほうで、その部分今使っているではないかという話ですよ。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） たびたび済みません。お答えいたしますが、現に今も使っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） あとそれと、地産地消のところでは施政方針ではホテル等で活用できる仕組みづくりをしていくというようなことをうたっておるのですけれども、それはどういう仕組みづくりなのですか。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

今既に両津地区、相川地区において、ホテルにこういうものがいつとれますと、こういう生産者がいま

すということで、今顔つなぎをしておるところでございます。その中で、地域の女性、高齢者がつくったものをホテルに持っていく、ただ持っていけないケースもございますので、そこを庭先集荷でつないでいく、今そういう方向で検討を進めているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） それとあと、ではそのホテル等と連携して加工販売が可能な生産体制の構築を目指すということなのですが、それはどういう体制なのですか。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

今加工につきましては、12月予算で出しました離島流通効率化事業、そこにつきまして今特に加工施設ということで、水産のほうで魚の加工施設、豚のほうで佐渡豚としての加工施設、これをももちろん離島流通事業でございますので、島外に販売拡大していくところでございますが、その商品をホテルにつなぐように、これはもう既に話し合い済みでございます、今施設の整備を進めておるところでございます。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 12月に予算審査させてもらったその加工場なのですが、その場所が二転三転しているというふうになんかちょっと仄聞しておるのですが、そんな危うい事業だったのですか。

○議長（祝 優雄君） 農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） お答えいたします。

当初の予定していた場所とは1度変わりました。その変わった中で現在もう既に場所の契約終わっておりますし、4月に入札するというので今準備を進めております。また、この事業につきましては市がきちっと責任を持って入りますよということで要綱第7条に市の責務をうたわれておりますので、事業を受けた、民間になりますが、民間の方とその加工について適切に事業が実施されるよう協議会の中でしっかりと進めてまいりたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） それでは次に、上下水道に行きます。

上水道と簡易水道の違いをちょっとわかりやすく説明していただけますか。

○議長（祝 優雄君） 和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） それでは、上水道と簡易水道の違いをご説明申し上げます。

市内には、五十近くの水道事業が存在しております。それぞれに給水区域というものがございます。それぞれの状況によって浄水施設を経て、配水施設を経て給水を行っているわけですが、それぞれの事業において給水区域があって、その給水区域内の人口によって上水道と簡易水道と分かれております。一般的に申し上げますと、5,000人を超える給水人口があれば上水道、5,000人以下が簡易水道事業ということでございます。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） その簡易水道の中に最初は集落営としてスタートした料金の負担方法が違う簡易水道があるというふうに聞いておるのですが、その仕組みはいかがですか。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 議員ご指摘のように、簡易水道の中には定額制という簡易水道が存在をしております。これについては、合併前のそれぞれの集落の水道施設要望の中で、それぞれの条件に合ったその補助事業が、各集落が当時の行政に申請を行って、行政機関が補助申請を行って、いろいろな事業をもちまして水道を整備した経緯がございます。これは、本来なら合併前に全て統一するべきと考えておりますが、今となっては間に合いません。それについては、ほとんどが集落で管理しているところが多い。それについては、28年度の統合に向けて各集落に入って説明会を行って、現在では水質管理等々は当然市で安全、安心の関係で水道水を供給しているのですが、それを全て佐渡市で管理するべく今統合の説明を行って、全てを従量制にして統一の水道料金に統一して行いたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 今施設をつくった部分のことについて、国の補助を受けるために自治体が受け皿でやって、その補助のほかの部分、要するに補助裏の部分は集落で負担してきたという部分があるかと思うのです。ところが、これが実はまだその債務が残っているのではないかなというのが私心配なのですけれども、これについてはいかがですか。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 一部の簡易水道において、各集落が起債の償還分を支払っているという形態が存在をしております。それは事実でございます。統合後におきましては、全て市の水道会計において処理するというので、残債については引き取るという考え方で進んでいます。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） その額が幾らなのか私は聞きませんし、この部分がさっき答弁の中で合併前に、合併というか、この前にけりつけてよかったなということだと思っております。これは、合併特例債の対象になったのです。そうすれば、それで返してしまえば非常に受け取った今度は水道企業会計でこの負担を持っていかなければならない、料金で持っていかなければならないという部分でまた足かせになっていくのではないかというのを私は心配しております。これをもっと早い時期に議論していれば、合併特例債を使えて水道料金の負担を軽くできたのになというのが今になって気がついて、私もちょっと歯がゆい思いをしております。

水道の上水、簡水の統合の目的は、なぜ統合しなければならないのですか。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 統合する理由でございますが、厚生労働省からの18年度に、強い指導ございます。佐渡市においては、上水道は4カ所、それから44の簡易水道がございます。上水道から近い簡易水道のそれぞれの配水管の距離が5キロ以内であれば、全て統一するべきだと。統一して1つの上水道として運営しなさいという指導ございます。それについて、18年度において統合計画書を国に提出しなさいと。提出しなければ、19年度以降の簡易水道補助事業は認めませんよと、そういう通知が来ております。それによって統合計画書を出して、28年度に向けて統合する予定で今進んでおるということでございます。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 厚生労働省が統合しなさいよという裏の目的は何ですか。

○議長（祝 優雄君） 続けてください。



○16番（金光英晴君） ちょっと困ったあれだったので、多分これ簡易水道の場合は国の補助金を入れている。逆に上水はどこも企業会計でやっていて経営が安定しているから、その簡水と上水を統合することによって国の補助金出さなくてもいいからという、要するに地方への押しつけなのです、これ。そのために統合させているのです。要するにそれをしないと補助金もう出さないよということで、私たちは、地方は泣く泣く国の言うことを聞かなければならないということでこれ事業は進んでいるのです。ここで、厚生労働省の言うような佐渡市の企業会計が盤石なのですか。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 経営上盤石かと議員お尋ねですが、それについては一般会計からの高料金対策等の支援をいただいておりますので、一概に盤石とは言えないということでございます。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 私他市の料金を調べてみたのです。私がずらずら言うよりも、私の時間ないので、課長、県内他市の料金の比較と長崎県の対馬市、同じ離島です。合併した市です。この料金教えてください。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） それでは、県内の料金のお尋ねでございます。新潟県内において、それぞれの自治体で水道料金の規定が、内容が違いますので、一概には言えないのですが、基本料金で10立米の場合でございますが、一番高いのが南魚沼市でございます、これ今最近の情報ではちょっとないのですが、2,415円ということで南魚沼が1位で、佐渡市は2位の1,800円ということでございます。あとの一般家庭で、2.5人、3人ぐらいの家庭が標準でございますが、大体月20立米としますと、やっぱり南魚沼市が1位でございます、4,825円、佐渡市が2位ということで4,280円ということでございますし、議員お尋ねの長崎県の対馬市でございますか、申しわけございません。私承知をしておりませんので、よろしくお願いたします。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） いや、県内他市、高いところ言っても比べ物にならない。安いほう、まだほかの自治体は安いでしょう、もっと。そこをちょっと比較したいのです。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） これ水道統計の関係でございます、ちょっと直近の数値でございませぬが、データによりますと、新潟県で一番安い基本料金10立米でいきますと、阿賀野市が735円程度が一番安いと。それから、20立米の使用量の料金でございますと、糸魚川市が一番安いということでございまして、この時点では1,638円ということでございます。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 一番安いところが4人家族で大体使う20立米使って1,638円、佐渡市が4,280円、こんな高いのです。ちなみに、調べていないというのだったら、対馬は簡水が1,600円、上水が1,420円なのです。非常に安いのですが、ちょっとこれ言うと、離島だから云々ということではないのです。佐渡市の状況が悪いのです。というのは、管路1本当たりに対する人口密度が低いので、こういう状態になるので

すが、こういう状況が続いております。では、今一般会計の繰入れがあると思うのですが、簡易水道でいいのです。上水は、この間予算で私聞きしましたから、簡易水道特別会計の一般会計からの繰入れは幾らになっていますか。総務費と維持管理費だけでいいです。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 簡易水道の一般会計からの総務費と維持管理費の繰入金でございますが、約1億3,000万と承知しております。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） そうすると、水道会計は2億7,000万入っていますね。そうすると、これ1億3,000万足すと4億。それで、今両会計合わせての給水栓数私わかりませんが、それで割ると幾らぐらいになりますか。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） それでは、企業会計と簡易水道を合わせて4億の繰入れということで、現在の給水栓2万5,000栓と計算しますと、1,600円でございます。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 今が1,800円、たしかさっき1,800円言いましたね。1,800円ですから、1,600円上がると3,400円になるということですね。そうすると、当然20立米使っていると計算すると、今4,200円の部分がこれ倍になるわけですから、約9,000円までしませんけれども、そのぐらいになっていくということになりますね。これは、今一般会計からの繰入れがありますから、何とか今1,800円で抑えているけれども、先ほど市長の答弁にありました、何年に上げますと言いましたっけ。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○16番（金光英晴君） 27年。ちょっと私どこか書いたのがわからないのですが、27年に幾らになるのですか。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 今予定している27年度の値上げにつきましては、基本料金ベースで300円の値上げを予定をしております。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 財務課長にこれ聞かなければならないのかな。交付税のあるべき姿になったときに年間4億も出し続けていけるのですか。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） お答えいたします。

平成31年度には1団体としての交付税財源というものになりますので、予算規模等縮小する中において他会計に対する繰出金の金額につきましても、これは縮減の方向でいかざるを得ないというふうを考えております。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） そうすると、統合しなくても高くなるという部分なのだからしれないけれども、統合しなければならぬ理由というのは、先ほど国の指導だからということでありました。それでは、逆

にその厚生労働省の要綱の部分と離島振興法第7条第6項に実は簡水の条項載っておるのですが、それとの整合性というか、どちらが優先するのか。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 離島振興法第7条第6項と厚生労働省のそれぞれの水道事業申請要綱との関係でございますが、うちのほうで理解しているのが、水道事業を国に対して簡易水道事業を要望します。それを受けて事業決定を受けた後に離島振興法の第7条第6項の補助率のかさ上げということでございまして、通常本土3分の1ということでございまして、離島でございまして、その分2分の1の補助をかさ上げできるということが規定されておると考えております。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） そうなのです。要は私何が言いたいかというと、離島振興法でうたってはいるのですが、かさ上げ基準の部分をはほとんどの部分でやっているのです。そうすると、もとの補助金がなくなれば、その部分がなくなっていくのです、今うたってあっても。ただ、別表に載っている部分は別ですが。そうすると、市長、これから離島の部分で出ていかれるのですが、やはりこれから厳しくなりますので、離島要望のときにそのことをわかって、かさ上げの部分ではなくて、本来離島が不利なのだから、これだけはこうしてくださいよということをやっているかないと大変なことになるのです。これやっていただけですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 離島振興法の本質そのものは、もちろん手法としてかさ上げというものもあるのですが、本土と離島との格差というのを埋めるというのが大原則でございます。したがって、今議員がご指摘のあったとおり、これはこれから国とよく協議をして積極的にこれは攻めていきたいなと思っております。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 最後に、上下水道課長、私浄水施設がもうかなり古くなってきているのではないかとこのことを心配しているのです。更新が必要になってくるのではないかとこのことを心配しているのです。きょう、あしたという問題ではないのだけれども、そんな遠い未来ではないと思っております。仮に今佐和田の浄水場の規模、あれを更新したとすると幾らぐらいかかります。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） それでは、佐和田の浄水場を更新した場合の事業費はどのぐらいかということでございますが、まだ詳細の費用は算出しておりません。概算ですが、浄水場の場合は全く新たな用地の取得から始まって、そこに建設するわけでございますが、佐和田の浄水場、これ規模がかなり大きいものでございます。最低50億近く予算がかかるとおられます。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 今その浄水場を整備すると、国の補助金というのはいくらですか。これどのぐらいもらえます。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 上水道の国の補助でございますが、老朽管更新等はございますが、水道施

設の更新については、よほど理由をつけて条件がなければ国の補助はないというふうを考えております。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） そうしますと、そう遠くない未来に浄水場を整備したときに、50億かかりそうな部分を全部今度料金で負担していかなければならないということになりますよね。そういう理解でよろしいのですか。

○議長（祝 優雄君） 上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 裏負担のことですが、基本的には料金で賄う。あと、基準内繰入ということで、国の既往債への償還ということである程度の補助が出ます。基準内繰入ということでできます。ほとんどが水道料金に影響されると考えております。

○議長（祝 優雄君） これはどうなのですか、総合政策は正確にはわかりませんか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） わかりません。はい。

金光英晴君。

○16番（金光英晴君） いや、この部分実は話していなかったもので、ちょっとおかしくなっている。逆に50億を20年ぐらいで償還したとすると、さっきの2万5,000円で割り返しますと、これまた1,000円になるので。そうすると、もう断トツに日本一高い水道料になると。基本料金が多分さっきの部分でいきますと3,400円になるということだったのですが、それにプラス1,000円になるのです。そうすると、4,400円にふえる。これ今どこもありません。一番高いのが、3,450円ぐらいのところが一番高いはずですが。これよりもさらに1,000円も高くなるというのが、これからの佐渡市の水道料金の見通しです。これ一般会計からの繰入がないと計算しますと、こういう状況になっているのだということだけは指摘しておきたいと思えます。

あと、流域下水道のことなのですけれども、今県との折衝中ということでありました。そもそも下水道は、県主導で導入したのです。流域が先にありましたから、当然県が主導だったのですが、また今度合併も県主導だったのです。ここのところ、市長、県に強く申し入れるべきです。代表質問でかなり県の対応を非難するご意見がありましたけれども、やっぱりこういったところがちょっと県は冷たいのではないかと。ここをきちっとこれを念頭に交渉してもらいたいと思うのですが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 全くおっしゃるとおりでございますし、合併もそうでありますし、旧10市町村長との協議書、この内容を通じても同じことが言えるわけでありまして、県の主導で来ているわけでありまして。それが突然と申しますか、そこになってほったらかすということは、これはあってはならないことでもあります。したがって、先ほどご答弁を申し上げたところでありますけれども、佐渡市に負担がかからないように今鋭意交渉している最中ということでございます。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） それでは、次行きます。

譲渡した温泉施設、市所有の入浴施設というところで、譲渡は条件つきだったと思うのですが、その譲渡先が三セクの場合はどうなります。

○議長（祝 優雄君） 清水行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） お答えをいたします。

三セクということで羽茂のクアテルメあたりのことが想定されておりますが、ご承知のようにクアテルメのクリエイトはもちにつきましては、温泉を含んだ周辺施設の運営ということで立ち上げられた三セクでございまして、温泉施設をやるのが前提となっておりますので、この施設が譲渡を受けて市に戻すということになりますと、その三セクの経営自体も温泉がなくなるということで、ほかの周辺の残りの宿泊施設、それから食事の部分あたりの経営のみになっていくということで、経営的にはどうなるのかなど危惧するところではありますが、その三セクの中には当時の羽茂町、市も入っておりますので、そのあたりについては慎重に今後も対応する必要があると考えております。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 先ほどから25年、26年は市の補助金がなくて丸々赤字になるから、2年間はやるけれども、それ過ぎたら返してもいいということであったので、返したいということです。そうすると、その三セクもそれに乗じて、要するに25年、26年は市からの補助金行かないわけでしょう。そうすると、赤字部分はその2年分累積していくわけでしょう。そういう理解ではないのですか。

○議長（祝 優雄君） 行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） お答えをいたします。

譲渡するときの条件として、指定管理ではなくて譲渡ということで運営費の補助金が必要だろうということで、3年分をつけて5年間の運営をしてほしいということの条件つきで譲渡したわけですが、経営的にできないということであれば、議員言われたように、その2年間分については赤字が続くということになります。

○議長（祝 優雄君） 伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

クリエイトはもちの施設、三セクで今補助金の期間内26年度までということで、今24年度ちょうど中間にあるわけで、22年度から譲渡しております。この施設がもし民間で27年度以降運営していけないということで、福祉の施設と同じようなお話があった場合というようなことを言われているのだと思いますが、地元のほうでは後援会を立ち上げて、この施設を何とか運営していきたいということで、後援会のメンバー頑張ってやっつけていただいているということがまずあります。それから、もし万が一市のほうにそういうお話があれば、これは有限会社クリエイトはもちの定款の中に温泉の施設、それから洋食、飲食店、それから旅館の経営、こういったものが事業目的に上げられておりますので、役員の方々、市を入れて4名でございましてけれども、十分な協議をしながら方向性を出していかなければならないというふうに考えています。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） お風呂の運営費の補助金が入っていた時点で、あそこの多分クリエイトさんは赤字を出していたと思うのです。その補助金が行かないで同じ事業をやらなければならないということなら、その分そっくり赤字出るのではありません。

○議長（祝 優雄君） 観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

議員おっしゃるとおりであります。補助金が入って何とか運営できているというような状況であります。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） そうすると、これから2年間は赤字をつくっていくわけですけども、その清算というのはどうなるのですか。

○議長（祝 優雄君） 観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

23年度の決算書を見ますと、単年度では黒字を出しております。これは、消費税の還付等がございました。そういうことで、今繰越はほんのわずかな赤字でございます。そういうことで、ぜひとも黒字に転換していただけるように努力をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） これ結局10年間たっても、何の解決もしなかったと。この9年間で15億ぐらいの運営費が出ているのですが、その15億を垂れ流しても25年度、26年度までこの問題は何にも解決しないのです、この入浴施設の問題は。これからまた25年度に議論するということなのですが、ということは26年度までこれ返ってこないと動けないわけで、対応できないわけですから、合併後11年たっても解決しないという状況なのです。本当にこれを、市長、代表質問で無策ではないというふうに否定はしておったのだけれども、これを無策と言わぬで何と言うのですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 温泉施設、ほかの施設もそうでありますけれども、財政運営上は非常に問題があるということ、これも承知をいたしています。ただし、地元の人たちの要望ということもこれあったわけでございまして、その兼ね合いで今まで来ているというふうに承知をいたしております。したがって、ここまで来れば、先ほど財務課長も話があったように、31年になればがたっと落ちるわけありますから、そういうことを踏まえながら英断をしていかなければならないなと。つまりやめるのか続けるのかという、これしかないのです。どこかでこれを判断をしなければならぬわけありますから、それを私のところでこしはやっていきたいと、これしかない。過去のことを幾ら言っても、これはどうすることもできないわけありますから。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 怒った後は褒めます。国営かんぱいの負担金の償還についてなのですが、25年の当初で12億3,000万余りの償還金が予算化されております。今後の見通しについて、財務課長。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 国営かんぱいの償還の関係につきましては、25年度で12億3,000万円、それから26年度で16億8,000万、合わせまして29億1,000万ということで見通しを立てております。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 起債を充てていると思うのですが、それによってどうなったのだかという部分を知りたいのです。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 償還の仕方としまして、国があらかじめ定めている年次別の償還の仕方がございます。年利5%、15年償還というものでございます。この方法を選択した場合におきましては、償還額全体で45億という数字に上ります。今我々が25年度、26年度で償還をするこの方式のものは、要は一括でとにかく返してしまおうという、一時的には大変ですが、トータルで考えた場合には、その差で約15億9,000万ほどの差額が生まれるということでこの方式を選択したものでございます。その財源につきましては、最も有利なものをということで起債を考えておりますけれども、今現在のところ一般公共事業債ということで、交付税算入約50%程度のものを今考えているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） ちょっと控え目な言い方ですね。だって、16年当時はその元金については交付税考えていなかったのだから、今起債起こした部分についての交付税部分も浮く勘定でしょう。そこのところ控え目であったので、あれなのですが、時間がないので、次行きます。

定住促進のところ、定住支援活動補助金というのはどういう制度なのか、ちょっと教えてください。

○議長（祝 優雄君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

定住支援活動補助金ということですが、これにつきましては定住した方が集落になじみやすいということを目的にしまして、集落の中で空き家物件を紹介していただいて、それが定住したということになれば、その集落の自治会のほうに5万円補助するという制度でございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） これは、どのようにして集落あるいは市民の皆さんにお知らせしています。

○議長（祝 優雄君） 地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

これにつきましては、昨年度も議会の中でそういう質問がございました。その中で、周知が足りないのではないかとありましたので、そのときから嘱託員会議等におきまして、10地区でございしますが、その中に担当ができて、集落の中での空き家情報と、それから定住対策の理解を求めることで説明しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） これは、ホームページに移住を目的として見るページに行かないと、これ載っていないのです、ホームページでは。非常に佐渡市のホームページは悪いのです。非常に不親切です。例えば水道料金も載っていないし、下水道料金も載っていない。それから、ほかにも佐渡島民用の情報が、市民が簡単に見れないようになっておるので、この辺の改善を要望しておきます。

最後に、本庁舎の問題に行きます。現庁舎の耐用年数さっき聞きましたっけ。耐用年数。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 法定でいきますと、22ということでございます。

○16番（金光英晴君） 22年。

○市長（甲斐元也君） 22年あるということです。

○議長（祝 優雄君） 金光英晴君。

○16番（金光英晴君） 先ほどからこれから市民の負担が大変なのだ。私市民に叱られるのです、これからこんななのに、何で庁舎やらないのだということであるので、この後庁舎については同僚議員にお任せして、私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で金光英晴君の一般質問は終わりました。

ここで、休憩といたします。

午後 0時08分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大澤祐治郎君の一般質問を許します。

大澤祐治郎君。

〔9番 大澤祐治郎君登壇〕

○9番（大澤祐治郎君） 議長の発言許可がおりましたので、2013年度の3月議会の一般質問を行います。

三寒四温とよく言われますが、まさにそのとおりで、気候の変動が激しく、体調のコントロールが難しい時節であります。各位のご健勝をお祈りいたします。

さて、東北大震災の発災から2年目が過ぎました。私どもでできることは、ただいつまでもメモリアルとして風化させないで合掌することのみのような気がしております。また、世の中も政治の動きが激しく、乗り遅れないように必死に追いかけていますが、我が佐渡市政も平成大合併より10年が過ぎ、島中も変動の荒波に翻弄され、行く手が危うくなっておるような感じられます。甲斐船長の操舵手腕がまさに大きく問われるところにまいっております。13年度の施政方針ということで発表されました。新聞記事を何度となく目を通して見るわけではありますが、強気の甲斐市長はまさに自信満々で、そして我が意を得たというような今回は甲斐カラーを堂々と出したというようなご発言もあるやに聞いておりますが、そういったことを含めて本当に自信満々なのかどうか甲斐さんに一つ一つ食い下がってみたいと、こう思っております。

予算枠の5.5%増の523億円が2013年度の事業予算である。今のような状況下で予算措置をされた甲斐さんのその5.5%上積み、伸びたというそれがどこに如実にあらわれており、甲斐カラーがよく出た自画自賛の予算書になるのか一番私は注目いたしておるわけではありますが、今の財政運営をこのまま続けていくとすると、2019年度は2013年度比で約66億円の減少となる見込みだと言われております。その中において、25年期限の特例債が東日本大震災を受けて5年間延長になったこととあわせて、昨年秋の市民アンケートで建築の腹は決まったという庁舎、大変な私は問題であると思っておりますが、これは質問席からのお聞きいたすことにいたしまして、一般会計から企業会計甲斐予算に触れてみたいという思いもありますけれども、時間配分が非常に難しいので、大方の同僚や、それから仲間が細かく甲斐さんにご質問をしたというような点ははしょって私は、一極集中ではありませんが、1時間集中して甲斐さんに庁舎からそこに至った考え方、そして今後の財政というものをどうやって維持して、そして将来はごくごく近いうちに予



算規模が300億ぐらいの縮小に相なるというような状況、そのための準備、用意、あるいはそこでそれを使いながら皆さんのニーズに応じていかなければならない甲斐市政に少しずつ触れてみてお考えを教えてください、こう思っております。

特段私がお願いしたいのは、私の持論はあるものを使い、ないものをねだるなというのが私の政治信条であります。ところが、どうも甲斐さんとはそこは私と違うようではありますが、あるものを最高に使って住民ニーズを間に合わせるという甲斐市政と私に大きなそこにひずみがあるわけではありますが、そういう点から特に今財政は一呼吸ついておるのだということではなくて、息継ぎ、息継ぎ次の財政を探しながら、よたよたとして歩いておるというのが佐渡市の現状でなかろうかと、こう思っております。学校統合が幾つかも上がっており、あるいはそういった中で財源をどう配分するのか。私は、あるものは使えるだけ使いなさい、ということからすると、学校統合も実際に計画どおりにやっていくのがいいのかどうか大きな疑問が残ってきます。そういう点も含めて甲斐さん、あるいは教育長にご質問を向けたいと、こう思っておりますが、ともあれ佐渡市の都、中心になる庁舎、それがどこに行くかというのが10年たったときの島民の非常に大きな関心事でありましたが、いよいよ腹を決められた。これは、うかつにはできぬなというのは、市長に賛成する人が過半数おれば決まってしまうのです。中身はどうだとか、とにかく常識的にどうだとか、そんなことではないのです。行政というものは、場合によれば好き嫌いで運用される可能性もあります。そんなことからして、どうせ市長がそれだけ辣腕を振るって事を進めたいと、こういうのであるならば公平な順序を踏んでいただいて、そして島民にしかとしたニーズを提供して、そしてそこから判断が生まれ、庁舎つくるのもやむを得ないというような正しい判断のもとでそういう公平な判断も市長に持ってもらいたい。ただ、今私らが聞いた範囲におきますと、これはあくまでも目安だと、参考にするのだといって2,000名に配ったアンケートが、佐渡市全体の意見を集約するさもアンケートのような話になってしまった。こういうことを1つ取り上げてみても、なかなか隅に置けぬし、当てにならぬ市長だと、こう言わざるを得ません。ですから、私はそういったことをきつくお願いをすることにして、それぞれのほかの予算の項目は予定外で省かさせてもらうことがあるかも知れませんが、以上特に私が羅列した点について市長に特段の力のある発言をしていただきたい、こう思って1次質問は置きますが、あとはこの2倍か3倍ぐらいを自席から市長にお願いをしたいと、こう思っております。

それでは、市長、お願いをいたします。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○9番（大澤祐治郎君） ああ、そうか。通告書で皆さんのところへ配付されておるものだから、これはいいけれども、画面には載らぬわけだし、通告書はそのとおりであります。

それでは、一応言葉として通告書を発表させていただきます。甲斐カラーを強調する2013年度当初予算案をただす。農林水産業振興、第二創業化支援、この2つの大きなテーマを上げて市長は2013年度予算に考え方から影響を及ぼすということではありますが、とにかく総花的なばらまきではなくて、具体的にこうやったから、これがあしたには芽が出る、水をかければ実がなるというようなつながりのある行政をお願いをして、この件についても自席で説明を待ちます。

それでは、お願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 大澤議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まず、2013年度の当初予算案ということでございます。この当初予算を編成するに当たりましては、何度も申し上げているわけでございますけれども、私の方向として5つの分野、これについて取り組みをしてまいるといふ予算を計上させていただいたわけでございます。代表質問の際にもお答えを申し上げましたが、4年というこの年数をどういう形で割り振っていったらいいのか。特にこの24年度は、それをやるための下準備をし、そして25年度についてはそこで芽が出始めておるわけでありますので、それを伸ばしていく。そして、それを花を咲かせていきたいというのがこの計画でございます。特に今回523億という前年比5.5%増という規模になったわけでございますが、この主たるものは合併特例債事業を始めとする普通建設事業の増額、これが大きなものでございます。甲斐カラーとおっしゃいましたけれども、私が本当にこれからの5つの分野についてどう芽を出し、花を咲かせていくかという点につきましては、いわゆる重点事業というものがございまして、昨年4億9,000万でお願いをいたしましたわけでありますが、それを6,600万を追加をさせていただいて5億5,600万、これが本当の私の方向というものをここで出させていただいたわけでございます。議員がおっしゃるように、決して自信満々ということではございませんが、しかしながら佐渡を何とかしていかなければならない、そういう信念のもとに議員各位あるいは市民の方々のご指導を得ながら、これからこれを積み立てていくということでございます。

特にその中で、議員が冒頭おっしゃってございましたが、庁舎の問題ということが先ほど出てまいりました。通告については、後ほどまたお答えをさせていただきますが、庁舎の問題であります。議員は、あるものを使いなさい、そして将来は、もちろん平成31年というものが今計画として出るわけでありますが、100億近い収入が減るといふ中であるものを使い、そのことは私自身も理解をいたしているところでございます。したがって、今回のアンケートを2,000人という形でとらせていただきましたが、残念ながら回収率が非常に低いということも事実でございます。しかし、そのアンケートの中におきまして、本当に何十億かかるかわからない新しい庁舎をつくれと、これの希望は非常に多かったということもこれ事実でございます。しかし、私は午前中の質問にもございましたように、これから上下水道の問題があったり、いようなお金がこれからかかってくる、あるいは消費税等々の問題も出てくる。そういう中において、22年先はどうかわかりませんが、現段階においてその新しいものをつくるということはいかかなものか、もっともっと使うべきところがあるのではないかと、そういう視点から現庁舎を活用するということでありまして、この現庁舎を活用するに当たりまして、予算規模がまだ正確に出ておりませんが、現在金井、佐和田、両津、真野、これだけ分かっているわけでありまして、このためのいわゆる行政経費のロスというものが2,000万程度がロスというふうにも計算をされているわけでありまして、この2,000万なり、3,000万というものをこの庁舎のために使えば、行ったり来たりで同じことになるわけでありまして、したがって、新しいものをつくるのではなくて、いわゆるあるものを活用しながら、当然のことながら借地解消等も含めて判断をさせていただいたところでございます。確かに現段階の予算を考えた場合、あるいは施策等を考えた場合、よたよた歩きという点もご指摘のとおりであります。しかしながら、今よたよた歩きであったとしても将来の見通しというものをきちんと立てていく、そのことが重要であるというふう

に考えているところであります。

次に、農林水産業について2013年度の当初予算でどういうことだかということの通告がございました。私は、農林水産業関係につきまして4つの新規事業というものを組ませていただきました。1点目は、午前中も話がありましたけれども、1等米比率、いわゆる品質向上対策の事業でございます。これについては、何といたっても基本技術の励行をどうやって農家の方々と一緒にやっていけるのか、この仕組みをつくりたいということでこれを進めたわけであります。ちなみに、つまり1等米が1%上がるということによって約500万の所得向上になるわけであります。したがって、何としてもこれは上げていかないとという視点で1等米比率向上支援事業というものを組ませていただきました。農業振興における基本の部分であるというふうに考えております。

2つ目が地産地消の生産拡大支援事業であります。これは、何度も申し上げているところでありますけれども、佐渡もそうですが、これから日本全体が人口が減り、少子高齢化の時代に入ってまいります。その際に一番大きなことは、生産労働人口が減るということです。生産労働人口が減るということは、経済が低迷するということです。それを何とかカバーをしていかなければならない。成熟経済において、それをどうカバーをしていくかということになりますと、高齢者とか女性の所得確保、ここが一つのポイントになるというふうに考えております。したがって、佐渡の場合はなかなか商品化という意識が弱うございます。これを何とか高めるという意味でおつくりになっているものの一部でもいいですから、それを出荷をしていただいて、そして産業間連携の大きな流れでありますけれども、1次産業とサービス産業、つまり観光業とどう結びつけていくのか、これを図ってまいりたい。そういう意味で、この地産地消の生産拡大推進事業を計画をいたしたところであります。

3つ目の点であります。地域資源活用調査実証事業であります。佐渡へ大勢のお客さんが来ていただいております。しかし、あの山を見る、そうした場合にナラ枯れが非常に多い。さらには、竹やぶが本当にやぶになっている。これを何とか成敗をしなければ、トキのすむ島なんていうことはなかなか言えないわけであります。したがって、まず竹をどういうふうに活用するのか。これをバイオマスエネルギーに使うのか、農業利用としてやっていくのかというこの実証を早急にやりたい。そのことによりまして、県なり、大学なり、企業なり、森林組合等々と連携をとってその里山の再生と循環型の地域づくりを目指していかなければならない、これが3つ目の問題であります。

もう一つ、4つ目が循環型の農法実証事業であります。実は、ゆうべも宮崎県から和牛のオリンピックにおきまして、常に優勝をしている方からおいでをいただきました。その方からもいろんなご意見を聞いたわけでありまして、何としても畜産というものも振興していきながら、畜産がないと循環型農法というのはなかなかできないわけでございます。したがって、この畜産を含めながら、そのことによって食味、そういうものを上げていく、このことが一番大事であるということで循環型農法実証事業というものを立ち上げさせていただいたわけであります。

次に、同じく2013年度の当初予算の中での第二創業化支援というものであります。これも前にも申し上げましたけれども、もはや高度経済、いわゆる成長経済の時代から安定経済の時代にもう入ってきたわけでありまして、したがって、以前のように貨幣価値で本当の幸せをはかるという時代はもう終わった、本当の幸せとは一体何であるかという時代にもう入ってきているわけです。そのときに従来のように単一

の経営の中で本当に収益が上がっていくのかどうか。今どんな大企業でも複合化ということをやっているわけでありまして、まして佐渡の場合は、中小企業が多いわけでありまして。したがって、そういう意味では経営の多角化あるいは事業転換ということをやっていく、そのことによって産業間の生産波及力も高まるわけでありまして、それを進めるための意識啓発として、第二創業化支援というものを進めてきているわけでありまして、おかげさまをもちまして、当佐渡におきましてこういうものが徐々に浸透し始めているわけでありまして、いわゆる魚介類をどう加工していくのかというようなこと、あるいはおけさ柿を原料としたいろんな製品をつくる、あるいは農業への参入がある、こういうようないわゆる第二創業化の動きが出てきておるわけでありまして、この新年度についてはそういうものが出てきた芽をもっと大きくするために企業が異業種に参入する支援、こういうものを積極的に進めてまいりたいということで第二創業化支援というものに取り組んでいくということにしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） ここで、暫時休憩をいたします。

午後 1時54分 休憩

---

午後 2時15分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開します。

大澤祐治郎君の質問を許します。

大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 今ほどは、私の理解のなさから大変なご迷惑をかけましたが、予算全般というような甘えがありまして、当然それならということで通告をしないで私が発言をしたと、これについては市長始め議員の皆さんに大変申しわけなかったと反省を強くいたしております。

それでは、質問に入らせていただきます。私自身が地元佐和田の出身であり、この庁舎新築に一方ならぬ我々が情熱を注いでつくり上げた施設でもあり、当時の君知事は将来佐渡の中核になるのだから、県も多目に予算を認めたのだというお言葉もいただいており、当時の町長に対し、おまえは俺よりいい部屋におるのだから、しっかり町政を盛り立ててすばらしい佐和田町をつくれというお言葉も私ら一緒におって聞いた思いもあります。そういう思いが少し私に急がせたということでお許しをいただきたいと、こう思っております。

かねてから私はあるものは使え、必要ないものは買うなというのが私の持論だと先ほどの質問の中でも申し上げましたが、財政規模というものを甲斐さんは県にいて、農政のエキスパートとして大変な活躍もしてきたと上越市の皆さんからもお聞きいたしておるわけですが、今のこの財政を遠く眺めてみたときに、私はこれは誰が考えても無為無策なような気がいたしてくるわけです。というのは、合併時7万4,000人いました人口がもう6万4,000人近く、1万人引込みました。それから、当然それに伴って税収も15億近くへこみました。そんな中で、今言うようなことが果たしてつくって思いつきのようにしてやっていけるのかどうかという思いが非常にいたしておるのです。そんなことからして、なぜ甲斐さんはそれを急ぐのか。これから30年もつと言っても、金光さんが午前中言ったように、一部の造成工事はまさに期限あるいはタイムリミットが来る状況下にあるわけですから、そんな中にいわゆる継ぎ足し、あるいは増設工

事というようなものまでして本当に必要なかどうか。それから、30年先は私はもとより、市長も健全であるか、健康であるか、生きておるか、これはわからぬわけです。その子や孫にそういった意味の大きな負の遺産を持たせて、それまで庁舎が必要あり、その庁舎から職員の効率的なお勤めが認められ、そして市民に多くの効率効果をお仕事として返すことができるというようなものなのか、私はいまだに割り切れないでおるわけです。そんなことで、あそこの庁舎を現在ある庁舎に継ぎ足しをするということであれば保育所のほうに増築をするのか、あるいはその後ろの、個人の名前を申し上げてはあれですので、遠慮しますが、女性がほとんど県道から佐渡市の庁舎内の敷地まで土地をお持ちのようですが、その方々からもう既に同意書が得られて、そして市長の気持ちさをさらなる着工に進ませるといった勢いになったのか。

また、1つは、これはどの方が担当になるのか、課長は財務課長かわかりませんが、アンケートを2,000人取った。その2,000人は、どんな意味があったのか。言うならば2万4,000世帯ある世帯数から考えても、公平で公明な判断を得るためにはがきを出したというのであれば、それは私は2万4,000世帯にちゃんと配るべきである。そのはがきの買入れ金額やは、将来のその庁舎を固定して決めるその問題から比べたら私はわずかなものだと思いますが、そういうことをなぜやらなかったのか。いろんな意見をおっしゃる方がおります。やると反対だという、今こんなものつくって何するのだという、そういう意見が圧倒的に出てくると。したがって、それを恐れてやらなかったのだという意見をおっしゃる人もおります。それから、いや、今はもうそんなもの興味も何にもない。庁舎なんかつくりたかったから勝手につくれと。ただし、負の遺産を子や孫に負わせることだけはしてもらいたくないというようなことになってきてしまっておるのか。そんなこと含めて、通告書がないと言われた中で無理に議長含め、委員長にお願いして質問を続けさせていただくわけでありますので、そこらのところをまず簡単にひとつご説明できたらお願いをいたしたい。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 庁舎の建設につきましては、要らないという人もおりますし、私の方向でこれもいいという人もいるし、いや、そうではなくて、新しいものをすっかり建てかえなさいという、これはいろんなご意見があるわけであります。ただ、アンケート調査をやらせていただきましたが、このアンケート調査の2,000というのは一般論として、アンケートの手法として2,000という形で、これが通常の形態であるということやらせていただいたわけでございます。ただし、回収率等の問題もあるわけであります。議員がおっしゃるように、あるものを使え、必要のないものは買うなというこの視点で私自身も考えさせていただいたわけでございますし、そういう意味ではこれから借地の解消等々を含めながら進めて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 甲斐市長の思いはそうだと私は思うのです。本来これは反対すべき問題ではなく、合特債が最初に佐渡市へ来たときに庁舎建ててもこんな問題は起きなかったかと思いますが、ともあれ佐渡市条例第1号には金井の今の庁舎があるところを本庁舎として置きますと、こういうことをうたっておりますが、あの文言も二転三転しております。当初特別委員会で扱ったときには、隣に副市長がおりて一番わかっておると思いますが、あれはとにかく3月からの合併事業に乗りたいという意思を強固に議会も、あるいは島民も持っておったという考えをおもんばかって、とにかくそれを総務庁に届け出なければ

認められないのだということであの庁舎は金井事務所を借りて、庁舎として届けを出すということであつたはずで、それがいつの間にか庁舎が仮庁舎という言葉も消えて本庁舎の認定になりました。そんなことやら、あそこの置かれておる地籍地番をこうやって私持ってきておりますが、見ても条例に上げるために慌てて番地をつけかえた。本当は、庁舎を建てたいという目的地のところの番地が実は最初の条例には載っておったのです。それがこういうような格好ですりかわっておる。こういうことは、それは私は先日みたいにそれはけしからぬ、それで裁判を打たなければならぬというような、そんな気持ちはありませんが、そういったこともいろいろあったやさきに、あの高野さんという人が財政を考えてしばらく様子を見ると言っておったのが、あのアンケート2,000人やって一遍にこれが動いてしまった。

さて、本当にそういう格好で使われる金額そのものはせいぜい、恐らく増築でしょうから、10億自前で持ち出せばいいのだらうと思いますが、その10億とて今の佐渡市の税収から考えたら大変なものです。それから、あれがなくなったところで佐和田の本町は年間恐らく五、六億の減収に私はなると思います。そうすると、我が会派の竹内会派長が力説しておりましたけれども、体力をそいで城堅固になるなんていうことは、いつの世にもない。私は、そういったことをこれは行政が一番考えなければならぬことではないのかなと、こう思って素朴な質問を出したわけです。

今佐渡市の言うならば税収能力は、両津市は人口が多いですから、同じ平均で考えれば佐和田町が断トツです。その税収を言うなら落としてまで必要な庁舎であるかどうか。そこから佐和田町が減益になる税収を佐渡市の建物からはもちろん生まれるわけはありません、生産機能ではありませんから。ですから、使える間は使ったらどうだ。そのときになれば自然と出されて、佐渡市の人口が言うならば、金光君は2万台という厳しいことも言ったけれども、あれは平成30年のころには、そこまでいかないかもわかりませんが、人口が30年後にはある程度自然淘汰されて3万5,000人になるのか、4万でとどまることができるのか、税収が15億を割らないで何とか持ちこたえることができるのか、その状況によって私はそれに適正な庁舎をつくれればいいのではないか。それには島民は誰も私は反対しないと思う。あえてそういう危険を冒してまで甲斐さんがこれをやりたいというのは、一国一城の主におさまれば当然やってしかるべきだし、やりたいという気持ちは私も理解します。ですが、そうであるなら合併当初に職務執行者でもって佐渡市を仮運用させた時点で庁舎を何が何でも決めるべきであつたのではなかろうかなと、こういうことが今日後々までこういう影を引っ張っていくということで、非常にそういう意味で甲斐さんの私は将来を心配するものですから、ぜひひとつそういったことを考えられたら、今自分のうちではないと、隣のおじさん、お婆さんの傾がったうちを建ててやるというぐらいの勇断に考えを切りかえるのが、そして子々孫々負の遺産を残さぬのが私は政治家の一番大事な考え方だと、こう思っておりますので、ぜひひとつ甲斐さんにお考えをいただけたら考え直していただきたいと、こう思います。今の時点では、甲斐さんも振り上げた拳はおろしにくいでしょうから、時間を経過して次の次ぐらいにはそのことも私はお聞きしたいと思いますが、予算がだって具体的に動き出してからでは、これはもうお互いにどうしようもないわけですから、今改めて通告規則まで私が曲げて議長や委員長に便宜を図ってもらったということでご理解をいただきたいと、こう思います。甲斐さん、それについてまた何かありますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私自身行政の効率化という点でこれを判断をいたしましたところでございますし、それ

から合併時にどうであったか等々については私もいなかったわけではありますが、いずれにいたしましても行政をつかさどる長として合併協定というものは尊重していかなければならないというのが私の基本でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 言葉尻を捉えるわけではありませんが、合併協定を尊重するというお話でした。では、前任者との間で庁舎は必ずつくれよと、こういう協定があったのですか。私は、そんなものはどこにもないと思うし、見てはおりませんが、あったのならあったと教えてください。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 前市長の高野宏一郎氏から私に庁舎をつくれとか、庁舎をつくってはだめだとかというようなことは一切ございません。そのときの行政の長として、それぞれが判断をするものだというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） いや、私がとりたててつくってそんな話をしたわけではありません。市長のほうから協定書を尊重するというお話があったものですから、ではそういったものがあったのかなと、そういうことで今お尋ねをいたしましたのですが、それは前の市長なんかが今出てくれば夏のお化けです。それは、もう現職、甲斐市長が最もここの佐渡市の権威者であり、権力者であるわけですから、あなた自らが議会と相談して何でも決めてくれればいいわけですから、その協定書があったなんていうことを言うものだから、つい聞いてみました。

それから、私は予算ということは大まかにうたってあるものですから、甘えてこういう発言をするのですが、学校統合、まだ十何校ありましようか、230億ぐらいの少なくとも予算がこれから必要になってきますが、私は学校教育なんていうものは、やっぱり物事を上手に工夫しながら使う。そして、それから自らを研さんして鍛え上げるというのが、私らの受けた教育はそういうものでありました。鉛筆でも先がなくなると細くなったら竹を切って継ぎ足して鉛筆を使って、そして私どもよりずっと真面目でいい成績が上げた子供もたくさん知っておりますが、教育長にお尋ねいたしたいのは、学校はそれぞれの町村のまさに文化のよりどころ、バロメーターですよね。学校から全てが、情報なり、あるいはそういった父兄間の交流なりが発信されて、そしてそういう中でいろんな社会が生まれてきておるのですが、合併によって学校がどんどん失われていくわけです。その失われていく学校に対して教育長は機械的に時の流れだ、やむを得ぬなというお考えなのか、あるいは断腸の思いで泣き泣き政治とはこんなものかという割り切りをされておるのか、ひとつお伺いをさせていただきます。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 大澤議員のご質問にお答えをいたします。

私もずっと教育に職を置く身でしたので、これは断腸の思いです。ただし、教育的な見地から、やはり所属感とか社会性というふうな面である程度の人数が必要だということで前期統合を進めてまいりました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 今教育長のお考えは理解しました。通告していないのですから、それ以上教育長を責めるわけにもいきませんし、ここで置きますが、ただし廃校の処分はどういうことになるのかということ新しい学校をつくるという計画とあわせて教育長は当然持っているとはなりません。そこから出てくる、恐らく甲斐市長は顔の広い人ですから、学校の再利用というようなことで、どこかの大学のいわゆる合宿所や、あるいはスポーツセンターというようなことで、それをうまく利用するかもわかりませんが、ともあれ今考えると、廃校にして潰していく事業費のほうが当然多くなると、私こう思うのですが、そういったことも予算書の中で、これはあの学校を廃校するから、2013年度にはこれだけ廃校処分の予算が上がっておるといようなことは載っておりませんわね。ですから、そういったことも甲斐市長は大いに予算を今後運営していくためには当然考えなければならぬ。一番学校をつくってよし、さて、最後の後始末をするにはどうしたらいいかということで甲斐さんは大変私は財政上の引き出しに悩むのだと思っております。予測の立たないそういう事業予算がどんどん出てくる、そういったことを考えると、私はやはり財政というものに多少弾力性を見ながら財政運営を教育長も、あるいは市長も考えて知恵をお互いに出し合わなければならぬ、まさにその一番真っ最中に来ておるのではなからうかと、こう思っております。

それから、こちらでついでに、それこそお許しをいただいて一言言いたいわけですが、両津の北埠頭、これはまさに市長の命取りになります。あそこへ世界研修所だか、何とかつくりなさいなんて前の市長のこれは申し送りだとも聞いておりますが、そうでなかったらそうでないと言っていたきたいのですが、今津波が県下で佐渡の両津湾沖が6.5メートルぐらいの波高になるだろうということが言われております。その高さが来たら、あそこへそういうものをつくっても何の意味もないのではないかとこのころに私は甲斐さんなら目を光らせてその工事をストップさせるといぐらいの手腕は出したのではなからうかと思っております、こういうことをあえて聞いておるのですが、あれが佐渡の将来に本当に果たす役目というものは大いに希望が持て、大きな集客、あるいはそれこそ利用者というようなものを期待できるというような市長はお考えでおりますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 北埠頭につきましては、議会の皆様方のご同意を得ながら今進めているわけでございますし、これが将来にわたってどうなるのか、うまくいくのかということをご心配する、これも当然必要であります。そうではなくて、どうやったらこれをうまく佐渡のために使うかと、そのところに一点集中で頑張りたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 市長の答弁、一生懸命迫力出してやってくれているのは感心しますが、市長、言いつ放しです、あなた。これは、そのように使います、そのようにやりたいのです、では具体的な例はどんなこと考えていますか。私は、あなたに以前30年官が金出さないでつくれる水族館をつくったらどうだと。これは、私の持論です。こっちで笑っている連中にはいるけれども、何にもわかっていない。新潟のマリンピアを私行って同じこと、赤字がわかっておってやるのですかと言ったら、文化というものは金で買えるものと買えないものとある。ですから、新潟市は必要だということで踏み切って、リニューアルは100億かけてやるのだから、私は十分市長と同じように使いこなしてみせると、こういう強い発言をいただいて我が意を得たような気持ちありますが、去年マリンピアしかり、池袋のサンシャインビル水族館、それ



から川崎市の水族館、それから沖縄の言うなら世界でも冠たる水族館、これは皆さんたまたま去年異常な暑さもあったかもしれませんが、黒字です。それは、つくって3年ぐらいランニングコストもかかるし、それは当然赤字はあります。ところが、10年たって赤字でどうにもならぬと言っておる水族館は少ないです。そういうことで、佐渡のいわゆる自然のやっぱり観光ということには、海はあるのだから、海を船から眺めるという観光にはできないと思うのです。歌見の沖ですか、なんかあの季節になるとコブダイというのだから、デゴイチというのだから、何とかニックネームがついておりますが、あのコブダイが非常に全国的にも人気を呼んでおります。ああいった佐渡のいわゆる特産を水族館を通して皆さんに見せるというようなことは、実に学術的にも大事でもあるし、佐渡の宣伝には私は本当につながると、こう見ております。ですから、そういったことについてお願いしたら、いや、それは赤字のものは私はやらないのだと。あなたのそれは政治持論でしょうが、一笑に付されました。さあ、イージス艦の寄港地、二見のあそこにバースを広げぬかと言ったら、あるいは長手岬に3,000メートルの国営で飛行場をつくらぬかと言ったら、あなたから返ってきた言葉は国の許認可、国がイニシアチブをとっておるようなものはやらないと、こういう言葉でありました。ですから、非常に言葉に弾みをつけて元気よく発言してくれるのですけれども、中身はないのです。それをもとにして一生懸命やります、それをもとにしてこうやります、やってきた試しもなければ、これからですから、大いに期待して見ておりますけれども、あなたの今の予算書の計画では、そこに100億の収益が伸びた、上がったというようなことは全く私は期待を持ってないと、こう見ております。それだけに、私はあなたのファンですが、あなたを思って私は叱咤激励を投げかけておるのですが、そういうことも考えてひとつ予算の説明を私どもにさせていただきたい、こう思っております。

最後に、まだ9分あるな。もうちょっとやらせてください。最後になんていうことはもう言いませんが、時間ぎりぎりまでやらせてください。今のあなたが観光を佐渡の言うならば基幹産業として、そして観光から農業を取り入れ、水産業を取り入れ、そしてその枝葉を伸ばして佐渡の活性化に努めるのだというお考えは私も大賛成だし、さすが農政のエキスパートだなと聞いております。ところが、ではそれがあなたにできるのだとすれば、今まで歴代の首長なんか実際何をやってきたのか。まさに月給泥棒であったと、こういうことになるわけでありますが、それに兵隊となってついてきた私らを含めて議会人が何をやってきたのだという反省にもなります。ですが、市長にそういったことを具体的にひとつ細かく例を挙げて、私どもが佐渡へ飛行場を持ってこぬかということと言ったときには、飛行機の胴体、キャビネットにいうならとりたての露がかかったハウレンソウであろうと野菜をすぐ積んで、新潟の仲買人なしで東京の築地へ運べると。したがって、その仲買人の工賃が受益者の生産者の還元に大きくなると。だから、飛行場は何が何でも必要なのだということで、私らもそんなことで何度か運輸省も行きましたし、もとのこの航路の責任を持っておった五島慶太さんのところへも私らこのコースをいわゆる日本航空へ話してくれというお願いにも行きました。そういったことがありながら、私は懐かしく振り返ってみて市長にお願いをする、あなたならやるのだろうか、やれるのではないかなという思いがあるから、あえて言うのですが、これがただただお言葉に並べただけで終わったのでは困りますので、ぜひひとつお力を入れてもらいたい。

それから、大根踊りの名人だそうですねけれども、あなたの出身校であなたが磨いてきた、お父さんがつぎ込んだ学習の成果も佐渡に還元して、佐渡農業が発展して、そして利益につながるようなぜひひとつご努力をしてもらいたいと思うが、今のような総花的なこれをやるのです、あれをやるのです、こうですと

というようなことではなくて、ちんけなことでもいいですが、具体性につながる何かそういう話というようなものを、もう時間がないので、そこまでは聞きませんが、1つも2つもあったらお土産に聞かせてもらいたい。いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員がおっしゃっておられます観光と農林水産業を結びつけるということについては、これはもう絶対に必要だと思っております。とはいいいながら、なかなかこれが結びついていないというの、これも現実の姿であります。だからといって、前の人たちが怠けていたわけでは、私そんなことは申し上げませんが、そういう今実態であるから、私は何とかしなければならぬと思っているということでございます。

そこで、まず1点だけ申し上げますと、今までの120万観光があったときには、あのときには観光関連業者だけ、それはニーズがそういう形でありましたから、観光関連業者だけのところに焦点が当たっていたのです。したがって、農林水産業をやっている人たちは観光客が大勢来ると、かえってビールの缶を捨てたり、コーヒーの缶捨てたりして、田んぼに捨てるものだから、むしろ迷惑だったのです。そうではないのだと。そうではない観光を進めることによって皆さん方も潤うのですよ、そのことによって物を動かしましょうということ、その基本が、さっきから申し上げているようでありますけれども、地産地消の推進事業という形で、なかなか佐渡の方は、私を含めて野菜をつくっているのだけれども、隣近所に配っている。でも、これを少しでも観光とかホテルのほうに回しましょう、その運動を今やっているわけで、例えば一つの具体的な例で申し上げますと、そういうことです。議員から見れば、ほんのちっちゃなことかもしれない。でも、ちっちゃなことからやっていかなければ私はだめだと思っているので、組ませていただきました。よろしく願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 具体的な話は、後のときにゆっくりまたやらせていただきたいと思いますが、とにかく今あなたの意気込み、非常に私感銘しております。ちっちゃいことから始めてください。これから盛んになる、てんぷらに使うタラの芽、あれを農協婦人部が水耕でつくって農協に出しております。こういったものがやっぱり1つつながり、あなたが言うようにやっていくと、赤泊であろうとどこであろうと演出の仕方が下手だけで、それをまとめて販売をしてくれる、そういうシステムを構築まず絶対していただきたい。

それと、以前相川地区に道の駅をつくってもらえぬかと、こういう陳情がありました。それもあわせてあなたの観光の事業の中に、あそこで揚がったいわゆるサザエ、アワビ、イカはもちろん、それから今言ったモズク、そんなものがよそへ行くと、九州あたり行くと、みんな道の駅で売っております。そういったものが実際に具体的に店頭で並んで起きてくれば、私は甲斐さんが言うとにかく有言実行の政策をやって、そして佐渡にある資産、財産をうまく活用して、佐渡は要らぬ金を使わぬで立派に自活しておるといふ評価につながるということをお願いしたいと、こう思っておりますが、その夢を楽しみにしております。

さて、もう一点、最後です。今度は、飛行場はどうなるのですか。観光は命をかけやりますと言った。そして、県から全て熟知してきておるあなたが来て、助役時代から、あるいは市長になって足かけ6年ぐらいになるのかわかりませんが、その間どういいうわゆる時の高野さんにご指導して、そしてあるいはあ

なた自らが動きをやってきたのか。私は、あのときも土地収用法が県が条例化しない限りこれはできませんよと、単なる空事ですよ、県は赤字をふやすために飛行場をつくりたくないのだということを申し上げた記憶はありますが、そんなこともどこかでひとつ思い返して、飛行場は徹底的に急いでやってもらいたい。これは、観光、あなたの政策を伸ばす重大な私は要因だと、こう思っております。ぜひひとつ宣言をしていただきたいが、いつごろまでこのめどが立つと思っておりますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 飛行場につきましては、人間の動き、それから物流等々を考えた場合に、絶対にこれは必要だと思っておりますので、これは一生懸命進めてまいります。県があり、国があり、そして地権者があるわけでありまして、一番難儀なところは、どうも県のようにありますが、しかしこれもくじけずにやってまいりたいと思っております。これは何月何日までやるということのここでのお約束はできませんが、私のできる限りの力を降り注いでこれには取り組んでまいりますので、また議会のほうからもよろしくご指導をいただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 大澤祐治郎君。

○9番（大澤祐治郎君） 長々ご迷惑をかけながらご清聴していただきましたが、とにかくあまたある事業をこなしてこなしても佐渡の財源はもう底をつくところまで来ております。お互いに工夫を凝らしながら、私らも市長の邪魔にならぬ程度でお手伝いをいたしたいと、こう思っておりますので、ぜひひとつ自信を持ってやっていただきたい。心からご期待を申し上げまして、これで一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で大澤祐治郎君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩します。

午後 2時55分 休憩

---

午後 3時04分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中川直美君の一般質問を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。きのうの3月11日は、東日本大震災から2年です。被災地では、いまだに仮設住宅に約31万5,000人を超える方が避難生活を余儀なくされていますし、仮設住宅にも入居できない方や、家族が離れ離れの状況に置かれている方も多くおり、被災地の状況は復旧と復興からほど遠い状況が続いています。被災地の支援をとというのが私たち多くの国民の声ですが、被災地支援がどうかといえば、あらゆる支援策に期限がつけられており、被災者の不安や不信が広がっていることが報道されています。政治は、被災地や被災者の現実に心を寄せ、生活となりわいの再建を最後まで支援すべきが政治の責任であるということ強く述べて、通告に基づいて質問に入ります。

1番目は、市町村合併10年目にかかわる質問であります。この中での最初は、甲斐市長が地域に役立つ出先にするという支所と諮問機関の官民協働委員会についてでありましたが、この件につきましてはこれ

までの議員の質問と重なります。重複している部分は避けます。そこで、お尋ねしたいのは、支所のあり方は1年などですぐに十分機能できるものではありません。市民の声を反映させるアンケートを生かしながら、市民との協働でいい出先機関をつくっていくべきと考えますが、どのように考えるか。

2点目は、信頼される行政を取り戻すために市民の多様な相談に乗れる部署を設置すべきと考えるか答弁を求めたいと思います。官民協働委員会の諮問機関についてであります。これは、きのうの答弁で行革委員会にかわるようなものという発言もあったわけですが、こういったものはしっかり会議記録を残し、市民に情報公開をし、進めるべきではないかということであります。

3点目は、合併10年が期限となっている流域下水道の件であります。午前中も全く同じ質問がありましたが、この流域下水道は総事業費224億円であります。流域下水道という事業の性格から見ても佐渡市がとるのではなく、県が責任を持つべきと考えますが、答弁を求めたいと思います。

2番目に、国の経済対策と原発問題について問います。1番目は、自公安倍政権の経済対策です。安倍政権の経済対策は、大盤振る舞いの公共事業政策だが、どう捉えているのか。地方の公共事業を誘導しかなない地域元金臨時交付金についての内容について答弁を求めます。

2番目は、原発であります。自公安倍政権は、原発についてこの4月にでも出されると言われている新安全基準のもとで原発を再稼働させたいというのが大きな流れのように見えますが、30キロ圏内では避難計画が策定されます。圏外の佐渡市の対応はどうか答弁を求めたいと思います。資料でお配りをおいたのは、チェルノブイリでのウクライナ基準に合わせた場合の地図であります。

大きな3番目、地域経済の振興について4点ほどお尋ねをします。デフレ脱却や経済対策として雇用などを守り、市民所得をふやすことは、景気回復のかなめであります。1番目、一般的には公契約条例と言われていますが、公共事業等は落札額が大きく下がり、そのしわ寄せが働く人の賃金にいつています。ここに発注者としてきちんとしたルールをつくる必要があるのではないかと考えています。また、現在市発注事業で設計単価に対する実際の賃金割合はどのようになっているかと捉えているのか答弁を求めたいと思います。

2番目です。2億円の住宅リフォーム助成が3月8日に決まってしまいましたが、住宅リフォーム助成に物品等を範囲に含めないのはなぜか答弁を求めたいと思います。

3番目、今年度民営化する保育園で非正規の雇用が多いのはなぜか。また、制度変更が目前にもかかわらず、施政方針ではさらなる民営化へ進むとしています。その根拠について答弁を願います。

4番目、市の臨時職員の雇用に問題点はないのか、あわせて伺いたいと思います。

大きな4番目であります。高齢化の問題です。1番目には、12月に佐渡市独自の特別養護老人ホームの待機者調査を行いました。市長はここから何をなすべきと考えているか。待機者ゼロや介護手当の再検討が必要ではないかと考えますが、答弁を求めたいと思います。

高齢者問題の2番目では、高齢者の生きがいづくりと健康づくりを施政方針で重視して新規事業もやります。この一つとして、健康保養センターをしっかりと位置づけるべきではないか。また、譲渡した温泉施設への市の対応について問いたいと思います。

最後の5番目です。教育方針について教育委員会にお尋ねをいたします。1番目は、学校教育の今年度の方針の中でいじめ、不登校の解消の項では子供との日々のふれあいを重視していますが、教師が多忙

の状況の中で無理があるのではないか答弁を求めたいと思います。

2番目は、社会教育に関してであります。3.11以降きずなや地域の力が重視されている中、法で定められている公民館や図書館、生涯教育の力の発揮が今求められているのに、地域の図書館やスポーツ施設をなくしてしまう、こういった教育部門の行革路線を続けるつもりなのか。今地域では、図書館がなくなるということで大変な騒ぎになっているというふうに伺っております。ぜひ明快なる答弁をお願いしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 中川議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

今議員おっしゃったとおり、地域の声、これに耳を傾けながら、一緒になって市政運営をやるということは最も重要なことだというふうに考えております。私自身も市長としてタウンミーティングとか、あるいはミニ対話集会とか、あるいは市長等への便りとか、こういうものを活用しながら、積極的に現場に出て皆さんの声を聞いているわけでありまして。ただ、この声の中で1つ出てきたもので、これはやっぱりこれからやっていかなければならないと思うのは、私が行って話をする時間というのは大体1時間程度でございます。この1時間の中で具体的に何十何円というところまでは、なかなか話すことができないのです。そうすると、その後の雑談の中でもっと詳しいのが知りたいという声も実は多くございました。したがって、私よりも詳しい細かいことについて住民の方々が知りたいということもわかりましたので、これから新年度に入りましたら各課長がそれぞれ出向いて行って、やっぱり皆さんにお伝えをするということは大事であると、これも職員教育の一環だと思っておりますので、これを実践をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、アンケートの問題であります。当然地域の声を吸い上げる、反映させるための一つの手法としてアンケートというものはございます。ただ、私は今回支所、行政サービスセンターを充実をしてみたい、これの大きな狙いは、とにかく地域が自分たちで動くという、この体制をいち早くつくっていかねばならない。そのためのまず核として、支所、行政サービスセンターというものを位置づけたわけでありまして、議員ご指摘のとおり、1年や2年でこれがパーフェクトなものになるなんていうことを私は思っておりませんが、これはよく答弁の中で取りまとめという表現がありますが、もちろん取りまとめも必要でありますけれども、その取りまとめ結果等々について地域の方々と一緒になってどうしたらいいかということが動く、これが基本でございます。そういう中で、アンケートに匹敵、あるいはそれ以上の効果がフェース対フェースであるわけでありまして、私は効果があると思っておりますので、これを続けていきたいというふうに考えております。

それから、もう一つ、諮問委員会などの会議録につきましては公開を基本としております。しかし、素直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるということもこれ片一方にあるということは私はあるのだと思っております。そういうことからしまして、これについては慎重にやっていかなければならないと思っておりますが、しかし公開は基本でございます。基本であるので、その取り扱い指針についてこの25年度中に策定すべく準備を進めるということで指示をいたしたところでございます。

流域下水道の件でございます。議員のご指摘のとおり、国府川流域の下水道の建設につきましては下水道事業の推進、全国離島初の流域下水道ということで国、県の強い指導のもとで推進されたという経緯がございます。1市1流域問題は、合併政策の私は重大な積み残しであるというふうに考えておりました、流域下水道の移管対策協議会においても下水道法及び合併特例法の改正、移管に関する制度の改正を強く求めているところであります。現在の状況につきましては、引き続き国に制度改正、財政支援、これらについて進めるとともに、新潟県とは残債を引き続き県が償還をするということ、これについて強く求めてまいりたいというふうに考えております。

安倍政権の段階で現時点におきましては、アベノミクス効果があらわれつつあるやに見ております。日本経済の再生に向けまして、13.1兆円の大きな緊急経済対策を打ち出しているその効果も私はあるのではないかなということ、これについては暮らしを守る、あるいは成長、地域活性化に資する事業に重点を置いた公共事業を進めるということでもあります。佐渡市といたしましては、ただこういうものがあるから、何もかにもむやみに取り組んでいくということではなくて、やっぱり交付税がこれから平成31年に向けまして落ちていくという、そういう事実、これがあるわけでございますので、財政規模の縮小がされる中においてしっかりと見通しを立てていかなければならないと思っておりますし、真に必要な公共事業については、やっぱり優先順位をつけてやっていかなければならない。特に離島であるがゆえに、公共事業が全く必要ないということではございません。私は、まだまだ必要があると思っておりますが、効果的、継続的な対応で持っていきたい。特にこれからは新しいものということよりも、メンテナンスの部分が非常に大事でございますので、これらについて計画的に進めてまいるように進んでいきたいと思っております。

それから、地域の元気臨時交付金につきましては地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、国の平成24年度経済対策で打ち出されたものでございます。市といたしましては、3月補正予算に6事業、9,500万の財源を充当いたしましたところでございます。今後4月中ということでございますが、これをめどに交付金の限度額が示されるという予定になっておりますので、その対策事業についてはより効果的に、しかも経済波及効果の大きい対応をとってまいりたい。決して無駄な公共事業を大量発注するという意味ではございませんが、経済効果の大きいものに取り組んでまいりたいと思っております。

原発の問題であります。柏崎刈羽原発の再稼働につきましては、市民の安全、安心を守るために福島第一原発事故の徹底した検証、これは私は前から申し上げているわけですが、検証とか安全基準の見直しがなければ再稼働というのはあり得ないという私の考えには変わりはありません。柏崎刈羽原発をめぐる動きの中で、県内全市町村でつくる原子力安全対策に関する研究会というものがあるわけですが、これにつきましては国とか県に先駆けまして、暫定的に避難計画を作成をしておるところであります。しかしながら、この避難計画は原発から30キロ圏内の住民避難を対象としているものでありまして、圏外である佐渡市については受け入れ先として位置づけられているわけであります。この辺がどれだけ受け入れられるかということが問題であります。これは単純に30キロ圏内というところで線を引っ張ったわけでありまして、困ったときには私どもが大丈夫なら受け入れていかなければならぬけれども、まずそれに加えて、もしも佐渡がどうだといった場合には、まず佐渡から避難をすることのほうが私はこれから大事だろうと思っております。しかしながら、そういう事態になった場合にはお互いさまでございますので、これはやっぱり受け入れていかなければならない。したがって、避難者を受け入れると同時に、

我々が避難をしなければならない事態を想定しておかなければならないわけでありますので、国、県のこれから指針も出されるわけでございますので、今申し上げた離島としてどうあるべきかという独自の避難マニュアルというものを本年度中には作成をしまいたいというふうに考えているところでございます。

公契約条例につきましてでございます。公契約にかかわる業務の質の確保及び適正な労働条件の確保を目的としているということでございます。労働条件にいわゆる行政が介入すること、このことについて問題点はある。しかし、そういうことも指摘されていることでもあり、なかなか条例化の広がりが見られないというのが現実の今の姿でございます。国においても研究、検討を進めている、こういう情報も入っておりますので、他の自治体の動向を踏まえながら、引き続き前向きに調査研究をさせていただきたいと考えております。

また、市発注工事の設計労務単価と実際の賃金についてであります。個別具体的に賃金を佐渡市が調査をした資料は残念ながらございません。建設工事の設計労務単価は、当市を含む全県下の賃金実態を新潟県が調査、比較検討いたし、公表したものを今使用しているということでございます。ただ、こうしたことを踏まえても賃金条件、こういうものを始めとした適正な労働条件の確保につきましては、第一義的には労働基準法など、労働関係法令に基づくこれによって対応すべきものだという、これが基本でございます。一方、産業の活性化を支援し、雇用を確保するという目的のために経済対策は必要であります。このことについては基幹産業の一つであります建設業の下支えとし、地域の雇用を守るための施策の一つとして平成24年4月に最低制限価格の引き上げを行い、建設工事の入札における過当競争への足かせとしたところであります。また、工事の品質確保を目的として、入札価格に加えて入札参加者の技術力を総合的に評価をして落札者を決定する総合評価方式を入札の中に入れて拡大することによりまして、一定の効果を図ってまいりたいというふうに考えております。

住宅リフォームにつきまして、なぜユニットバスとかシステムキッチン等の設備、物品について補助対象にしないかということでありますが、今まで新しい2億というものについては2回目をやっているわけです。今回のものについては、議会等からのいろんなご指示もございました。そういう中で、公共下水道の加入率の普及推進を図るということでやってきたわけでございます。いわゆる経済対策でございますので、そのことを最優先として進めてまいりたいということでございますので、補助対象内容というものはやっぱり変えるべきものではないというふうに判断をいたしているところであります。

それから、民営化の保育園における職員の雇用ということでございます。4月に民営化をされます3園における保育園の正規職員として雇用される人数は合計で27名となっております。現在に比べると5人多い採用状況となります。民営化による雇用の場を確保することからも、より多くの職員を正規雇用にしていくと、こういうことをこれからも引き続き働きかけてまいらなければならないというふうに考えておるところであります。なお、今後の民営化への取り組みにつきましてでありますけれども、新しい制度が27年4月に実施をされるというふうに伺っております。そういう意味からしまして、その動向をまずよく注視をしていかなければならないし、まずはことしの4月に移管する、いわゆる民営化をする3園の状況というものを検証して、続く保育園については保護者等とも話し合いをしながら、平成28年を目途に民営化ということに取り組んでいく方針でございます。したがって、新しい法律が27年4月ということで

ございますので、その後1年後であります、見ながら進めてまいらなければならないというふうを考えております。

正規職員と市の臨時職員の雇用ということではありますが、職員数の適正化を進めていると、こういう中におきまして、いわゆる民営化とか、あるいは統合ということをどうしても進めていかなければならない、そういう施設等があるわけでございますので、職員の採用というのは抑制をしているわけでもあります。そのためには、どうしても暫定的に臨時職員による補充というものも必要となってくるわけでございます。有期の雇用期間であり、将来的には施設運営のあり方を含めまして、適正な職員配置をどうしてもやっていかなければならないというふうを考えているところでございます。

次の佐渡市がやりました特養待機者の調査結果であります。私もこれをつぶさに見させていただきました。私どもは、どちらかという、待機者の方々をなるべくいち早く施設のほうに入らせていただけないという意味で、ハードということを重点的にやってきました。しかしながら、あのアンケートといいますか、調査結果を見る限りでは、やっぱり自宅介護というものは必要と思っているのです。しかしながら、核家族の問題とか、あるいは勤務の都合等でどうしても仕事をやめなければならない。自宅介護する場合には、どうしても仕事と両立はできない。とすれば、仕事をやめて自宅で介護をしなくてはならない。そうした場合には大変困るわけですので、こういう方々のところが一番といいますか、施設のほうに入りたいという希望があるというふうには私は見ました。したがって、こういう状況からするならば、これからは待機者にスムーズに入らせていただくといういわゆるハード、これはもちろんやっていかなければならないわけではありますが、自宅で介護ができるような、そういうソフトといいますか、そういう部分についてやっていかなければならないなというふうを考えております。在宅生活を継続するための例えば一つの例でいけば、小規模多機能型の居宅介護等の整備も含めまして、これを取り組んでいかなければならないなということでございます。なお、こういう調査結果が出てきたわけでございますので、したがってこれで終わるということではなくて、さらにこういう調査というものは続けていかなければならないなと思っておりますので、また25年の4月には再度この調査をやらせていただきたいということでございます。

それから、議員がご指摘の介護手当の制度改革につきましてのご意見がございましたけれども、特養待機者か否かで支給の額に差をつけるということは、今のところは考えておらないということでございます。

それから、温泉施設の問題であります。確かに議員がおっしゃるように、地域の高齢者の方々が多く集ういわゆる集いの場でもあり、生きがいの場でもあり、健康づくりの場でもあるということについては理解をいたしているところであります。しかしながら、佐渡市の財政状況をこれから勘案した場合に、そのあり方というものはシビアに検討をしていくべき必要があるということでございますし、現段階におきまして譲渡した温泉施設等の返還がなされた、決定された場合は、今後の財政等々踏まえながら温泉のあり方というものを再度検討するということが必要であるというふうを考えているところでございます。当然その裏腹として、雇用の場の確保ということもあるわけでございますので、新たな事業者を模索をしているというところでございます。

教育行政の方針、いじめ等につきましては、教育委員会のほうから説明を申し上げます。

以上でございます。



○議長（祝 優雄君） 小林教育長の答弁を許します。

○教育長（小林祐玄君） 中川議員のご質問にお答えをいたします。

ふれあいを重視するというが、現状では無理があるのではないかということについてですが、時間的な負担、それから精神的な負担の両面で教員は多忙であるというように思っております。そのために多少でもその多忙化を少なくするために多忙化解消アクションプランの取り組みとか報告書の削減、教員用パソコンの設置等を進め、事務作業に係る時間を縮減していきたいというように思っております。また、教育指導主事を増員しまして、学校運営について支援することで諸問題の早期解決を図り、少しでも教員の負担を軽減して、その時間を子供とふれあう時間に多少でも回せればというように今思っております。

次に、社会教育施設の行革路線の件でございますが、社会教育施設については昨年の12月に作成しました佐渡市公共施設見直し手順書に基づき、同種の施設が複数存在する施設については目的、機能、現況を把握した上で、施設の統合や廃止を図っております。また、施設の統廃合に際しては、図書館協議会や博物館協議会及びスポーツ推進審議会等のご意見をお聞きしながら地域説明会を行い、進めてまいります。これらの社会教育施設の整理、統合を推進しましても、なるべくサービスが極力低下をしないためにはどのような対応策があるのかについても、今後それぞれの協議会や審議会などのご意見をお聞きしながら検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

中川直美君。

○8番（中川直美君） まず、頭のほうから入ります。佐渡市になって5年たって、総合計画の中でかなりの数の市民の方のアンケートをやったら、行政に市民の声が反映していないというのが圧倒的に多かったってこれまでも何度もやってきたこと。そういう意味でいいますと、先ほどの議員の話ではないですが、市の運営に数だけではなくて、小さな声も含めてやっぱり入れていく。先ほどの話ですと、課長が地域に出向いて、その時間があるのかどうなのかちょっと疑問なのだけれども、出向いて、その中でまとめてやっていくということですから、ぜひそういった状況も見ながら、やっぱり声なき声を拾うということ、そういったところに出れる人ばかりではないです。そうした状況を見ながら、私はぜひそういったことも視野に入れながらいくべきだと思うのですが、その辺どうでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 議員のおっしゃることは、全くそのとおり私も同感でございまして、そういう意味で今までどちらかというと、支所、行政サービスセンターは縮小していくという方向であったわけです。これをそうではなくて、バックしたっておかしいですけども、支所、行政サービスセンターを充実することによって地域の声を聞き、地域の人たちと一緒にって特色ある地域づくりをやっていくということで進めたわけでありまして、それらを通して、今ご指摘のこと等につきましても考慮しながらやってまいりたいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） それでは、官民協働委員会の関係です。きのうも意見があったかと思うのですが、商売されている方みたいのが入ってちょっとゆがむ部分があるのではないかみたいな、きのうの発言の中

もちろっとあったのですが、きのうの答弁ですと、その官民協働委員会が行革委員会とかわるみたいな、そんなようなニュアンスの発言もあったのですが、行革委員会との関係はどうなりますか。

○議長（祝 優雄君） 清水行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） お答えをいたします。

行革推進委員会は、18年から、合併後から行革の推進ということで立ち上げてきましたが、この3月いっぱいをもって委員の任期が切れます。それに合わせて今回立ち上がった行財政の官民協働委員会に役目をバトンタッチして、これからは官民協働委員会のほうでより実践的な方向でやっていきたいと考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今ほどの答弁ですと、行革委員会にかわるというのだが、きのうもあったのだけれども、官民協働委員会というのは例えば福祉部門がない、教育部門がないのではないですか。

○議長（祝 優雄君） 行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） お答えいたします。

今行革のほうで集中的にやっております公共施設でありますとか、この後見直します定員適正化計画、それからアウトソーシング等、そういうものに的を絞って集中的にやりたいというのが今考えておるところです。

○8番（中川直美君） 教育委員会とかないのではないかと。

○行政改革課長（清水忠雄君） 教育施設の関係は中に入っておりますけれども、福祉につきましても施設関係は一緒にやるということになっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 先ほど市長も言ったと思うのだけれども、施設だけがどうなるかというのではない。この後図書館問題でやりますけれども、福祉がどう流れていくかという中で、この施設がどういう役割を果たさなければならないのかというのがやっぱり出てくるのではないですか。そういう意味では、あなた方官民協働の中で、きのうの子育ての関係ではこの後室を立ち上げていくみたいな話もあったのだけれども、ここで行革の任を担わせるということによって、しかも今の話だと、福祉や教育の部門は多分行財政官民協働委員会というところに任せるのだろうけれども、そこでやってしまうという話ですよ。そういう理解でよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） お答えいたします。

それぞれの施設の役割は、それぞれ所管する部署において審議会なり、委員会なりがございまして、その役目を協議していただいた結果を我々のほうへいただいて、その方向で今度は全体的に進めていくということになりますので、あくまでもそのあり方というものにつきましては各所管でやっていただきたいという方向であります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私ちょっと勘違いしていました。私は、例えば観光振興官民協働委員会というのが

あるでしょう。この中で観光をどうつくっていくのかという前向きの部分が主で、もちろんその中に行革の問題とか、いろんな問題一定程度は入るでしょうけれども、私そういうものだと思っていたのだけれども、行革官民委員会だというと、行革も一つの大きな柱としてやる。私は、市長の諮問委員会で例えばワークショップ聞きながら、市長がこなしながら政策に反映させていくというのとまるっきりちょっと性格違うのだけれども、形としては今行政改革課長が言ったような中身でいいのですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今行政改革課長が言ったように、例えば観光の部分については、これからの佐渡の観光はどうあるべきかということを検討するのが官民協働の委員会であります。では、その中で観光が所管をしている温泉施設をどうしていくのか、社会福祉のほうで持っている温泉施設をどうしていくのかというのは行革の中でやっていくと、こういうことでございます。

○8番（中川直美君） 同じ中でね。

○市長（甲斐元也君） はい。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） これ変えられていないのだと思うのですが、官民協働委員会の設置要綱ですと、第1条に本市における重要課題の解決を図るため、市民との協働により解決策を企画し、実践及び進行管理を行う委員会とするということなのですが、そういうことでよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 高松総合政策課長。

○総合政策課長（高松 登君） お答えいたします。

今議員おっしゃられるように、要綱のとおりでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 市長、だとしたら私は市長の諮問機関という要素ならば、さっき市長が言ったように、自由意見が出にくいという、そういう部分あります。一定程度のまとまった段階で出すというのは、それもいたし方ないかなと思ったのだけれども、行革の部分もかなり担わせるということなら、現在でさえ不十分ながら行革の会議録出していますから、これはしっかりと出すべきだ。つまり行革というのは、市民に痛みを与える部分結構あります。それをこういった議論をしているということをやっぱり市民に知らせていく、そして市民と一緒にやっていくということが甲斐市長の言っている地域と一緒にやっていくということになると思うので、ここは公開は原則だというのだけれども、行革委員会の任を担わせるのだったら、これきっちり公開していく。そうしないと、委員がかわると後にそのとき議論したものがすっかり忘れ去られることがあるのですが、どうでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 委員がかわったから、すっかり忘れられるって、それはちゃんと議事録も残っているわけだし、引き継ぎもやっていかなければならない。そういう無責任な検討会ではうまくないわけですけれども、私は先ほど申し上げましたけれども、公開が基本であります。ただし、いろんな問題点もこれあるので、それについてどういうふうにするかということについて検討すると、こういうことを先ほど申し上げたとおりでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そういった無責任の委員会であってはならぬと思うのです。ところが、きのう、私言いたくなかったのだけれども、そこつぼにはまったので、言うのだけれども、極めて無責任な答弁があったのです。例えば学校給食の民営化の話で、教育長は4つにセンター化をしたら民営化すると言うのだけれども、ここに平成23年2月2日に議論しているではないですか、この問題の一定程度の答え。財務課長も知っていれば、残念ながら副市長もそのとき出ています。あのときの結論でいうと、これは学校教育課長、給食の業務委託については法的に無理という考え方があると、こう言ったら当時の、今の総合政策監ではないが、その総合政策監が法的に無理なのかと怒っているのです、多分。そうしたら、学校給食というのは事業だから、学校の栄養士との関係で調理の指導をすると、それは偽装請負になるから、これは無理だと言って、後ろにいる山田総務課長もそのことについてちゃんと言っているではないですか。全然そのことが反映された答弁ではなかったではないですか、きのうは。そう思いません。これちなみに市長も副市長として出席しています。

○議長（祝 優雄君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 給食センターの民営化でございますけれども、偽装請負等、当時問題がございました。ただし、ほかの自治体でもやっている部分ございますので、そちらのほうをちょっと研究しながら進めていく予定でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） その問題も含めてこのとき議論しているのです。総務課長いわく、外部には一切出せませんときっぱり。では、どうするかとも言っていない。つまりこういった重要なことが市民から見てわかる。あなた方こういうのは隠したいのだからもしらぬけれども、わかって議論進めていくし、これ皆さん知っていて、ああ、うまくやったなと思って答弁かわしたただけなのだろうけれども、こういう積み重ねのためにも私は議事録要と思うのです。ぜひ議事録については市民に公開する。今国だって、県だって、どんな審議会だって、会合だって、議事録インターネット上に出ています。今そういう時代なのです。

〔「臭いものは出せない」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川直美君） 今臭いものは出せないと言いましたが、私はそんなことない。臭いものがあつたつて出していく必要がある。そうやって市民議論進めていくのが市民とともに地域つくっていくということだし、合併10年、この間ずっと議論あります。これから財政厳しくなっていく側面あるのですから、そこは市民と一緒に考えていく必要があるのではないのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今ご指摘をいただいたものも含めまして、私はじっくりとそれを今聞かせていただきましたので、それを踏まえて先ほどのように準備を進めるということについて再度指示をしてみたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 支所の配置問題では、私は甲斐市長の方針でいいと思っているのです。以前も紹介しましたが、甲斐市長がこの行革の本部に入ったときにまず最初の開口を切ったというので、私は実は注目していた。これまでの路線転換したというのは非常にいい。それで、甲斐市長の2 S 3 Kでやっぱり地

域切り開いていくということ、これから財政は厳しいのだが、地域を大切にしていくために私支所の充実もしていくのだろうと思うのですが、そういう認識でよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） もちろんそのとおりであります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） それでは、もう一点だけ。甲斐市長は、2 S 3 Kということをおっしゃられます。私は、3 Kがあって2 Sだというふうに思っているのだが、それは別としまして、甲斐市長のぱりっとしたしゃべりも含めまして、何かきのうは市長と副市長はダメージ的に怒るかみたいな話もあったのだが、それがこの2 S 3 Kの精神が職員に1年間やってみて一定程度伝わったというふうに感じていますか。ちょっと感想を聞かせてください。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 職員の皆さんも一生懸命2 S 3 Kということについて努力をいたしておりますので、議員が期待するほどにはいっていないかも知れませんが、進んでいるというふうに確信をいたしております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 市長の力強いその言葉を聞いて次に進みます。

先に学校教育関係から入ります。まず、最初の多忙化の関係です、先生の。資料にも示しておきましたが、これ新潟県の調査です。平成22年、小学校の先生で学校での残業が1時間36分、持ち帰り残業が24分、中学校で1時間41分、持ち帰り時間残業が13分ということになっています。全国的にもこの多忙化問題というのは非常になっていまして、先ほど何とかして頑張るのだという話があったのだが、新しい学習指導要領は2年前だかに入りましたよね。それによって授業時間がぐっとふえているわけで、このときにもふえているわけです、18年。そんな中で本当に先生がゆとりを持って子供に接することができますか。

○議長（祝 優雄君） 吉田学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 学習指導要領の改正に絡む部分でございますけれども、平成24年度から休業期間を変更いたしまして、年間202日から208日間への延長をしております。そういった部分で今のところ対応しております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 小学校1年生で68単位時間、2年生で70単位時間、3年生で35単位時間、6年生で35単位時間というふうにふえて、その結果あなた方向何したかといったら、夏休み削る。小学1年生から6時間ぐらいの授業あるわけでしょう、今。普通ないのです、小学生という。そんな中であなた方は、ここに書いてあるものはここに書いてあるとおり、子供との日々のふれあいを重視というのだけれども、重視できないから、持って帰るものを忘れてもするのではないのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

新しい学習指導要領が昨年から実施されまして、およそ小学校の1、2年生で週2時間、3年生から6

年生までが週1時間ということで、これはやり方にもよるのですが、それを今までと同じ授業時数でやりますと、ずっと6時間ということが続きますので、年間35週で私ら数えておまして、1、2年生はかなりゆとりを持って今までも授業時数を持っておりまして、6日間程度授業日をふやそうと。そこで、30時間を確保しまして、平日低学年も毎日6時間にならないようにはしております。それから、時間的な負担ということもありますし、先ほども私お答えしましたように、かなり精神的な負担もありまして、それで今年度から時間的なものが教員定数法で数が定められてまして、私が何とかできるというものではございませんので、精神的な負担を多少でも軽くするために教育委員会は各学校に何をやるかという点で、少しでも各学校の手助けになればということをお考えおるところでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ⑩の下に、これはまた別の調査で、県の教育委員会の依頼を受けてやっているわけで、ご承知だと思いますが、教師個々にアンケートとってみたら、日々困っている教育活動は何か、3つ選択、1番、個別指導の時間がない、2番、児童生徒とのふれあいの時間がない、3番目は授業がうまくできないというわけでしょう。先ほど夏休みの短縮もそうだし、もともと地域でやっていた地域との行事なんかも削減している学校あります。夏休みも3日、4日削る中で、例えばことしみたいにインフルエンザがはやって1週間も休まれたら、なお大変になるのです。こういったところをもっと教育は教える側としてゆとりが持てるように教育委員会頑張る必要あるのではないですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） そのおっしゃるとおりであると思うのです。ただ、本当に職員を増員できれば一番いいわけなのですが、そのところがなかなか難しいということで、私らとしましても苦慮をしているところでございます。それでも少しでも各学校のお手伝いを何とかしたいということで今年度教育指導主事を1名ふやしたり、それから今いる教育指導主事を各学校に張りつけたり、平均すると1人の教育指導主事が五、六校の受け持ちになるのですが、そういうことで何とか多忙化解消のほんのちょっとでもお役に立てればということで、25年度はそういうスタートを切りたいと思います。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 教育長ずばっと言えないのしょうけれども、さっきもちらっと言っていましたけれども、教育委員会というのは何のことはない、文部科学省の決めたカリキュラムを佐渡市の中で変更することできない。文部科学省の枠の中でしか動けない。だから、そういうこと起こるのしょう。例えば佐渡おけさを教えるだとか、佐渡学だとかと言っているのだけれども、結局過密の中にそれが入ってくる。なお大変になっているという現状あります。今の日本の教育の縦流れの部分、これは非常に問題だと思います。ただ、そういう意味では教育長が言ったように、きちんと人的配置をしてやるとかという部分は、やっぱりとても大切なことだというふうに思いますが、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

今カリキュラムの問題が出てきたのですが、私たちその学習指導要領に基づいてやっておりますもので、

カリキュラムの内容を佐渡市だけが変更するというわけにはいかなくて、議員おっしゃることもわかるのですが、カリキュラムを勝手に変更するというのはできませんので、よろしくお願いします。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） つまりそこに一般的に教育委員会の世論みたいなものが出てくると思うのです。だけれども、以前犬山市でしたっけ、全国一斉の学力テストはその教育委員会ではねのけた。それは、自分たちの子供、そういったことできる部分もあるのですから、ぜひ教育分野に全権責任持っているわけですから、頑張っていたきたいなということを述べて、次の図書館問題に移ります。

施政方針にも地域にある図書館をなくすなんていうことは一言も出ていないのだが、具体的な計画を教えてください。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 図書館の統廃合についてのご質問でございます。佐渡市の行政改革大綱におきますと、図書館については26年度までに4館にするという目標がございます。それで、平成21年度から6館を廃止をして4館だけ残すという方向で検討を続けてまいりました。ところが、今年度第1回の図書館協議会及び第2回の図書館協議会の中で委員さん方は、地区には図書館が必要ですという発言がたくさん聞かれました。その中で、私どものほうでは佐渡市の将来ビジョンの財政計画を説明しました。その結果、25%削減するとどうなるかということと、平成16年度以降図書館に関する経費がどれだけかかっているかということをご説明させていただきました。その結果、維持管理費についてはほとんど横ばいですが、図書の購入費等が減少しております。そうすると、1カ所の図書館に広く浅く本を配布するのか、1カ所に集中するのか、どちらかを選択するかということをお話しました結果、協議会の方々はこちらへ行けば全てそろっている施設が欲しいということと地域に図書室は残してほしいと、この2つ、両方を要望されました。そこで、手法としまして、1カ所に全てなるべく多くのものがそろっている図書館をまず整備する。地区の図書室は、それぞれ地域における機能を持っています。いろんな機能を持っています。それで、9カ所については存続をする中で、できれば地区の教育係がその施設の管理をするという形で経費の軽減ができないかということで、今そちらの方向で検討しております。4館にして6館を潰すではなくて、10館全て残しますが、地区の教育係が直接担当します。そうすると、図書館司書がいまないので、十分なレファレンスは受けられないかもわかりませんが、それは1カ所に集中した図書館で対応したいというふうを考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今学校現場でどういうことが起こっているか知っていますか。例えばある学校では、きょうはノーメディアデーにしよう。テレビも見ない、ファミコンもやらない。高学年は、夜10時には寝るようにしましょう。つまりどういうことかということ、10時以降に寝ているのです。こういった中で、先ほどの図書館の果たす役割というのは大きいのではないですか。地域の力をつくっていくのが図書館だ。あなた方の教育行政方針の中では生涯学習推進計画に基づきとなっているけれども、ここには「学ぶ喜び uringo 人生 心トキめく佐渡島」となっているのではないですか。これ読んで、どうしてそういった縮小が出てくるのか。先ほど小林課長の話だと、ビジョンが出した財政の状況だと、こうだと言うが、ビジョンで今年度の財政が当初予算523億円になるなんて予想していませんか。ビジョンは、もっともっと少

なくなると予想していたのではないですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 図書館の予算についてということでご説明させていただきます。

図書館の中には、図書館一般経費と図書充実ということで図書の蔵書する部分の経費がございます。図書館一般経費については、3,300万円程度で18年度から22年度までずっと推移しております。ところが、図書充実事業については平成18年度に1,400万円程度であったものが、平成22年度には850万程度まで減少しております。これを比率に直しますと、年間10%くらいずつ図書の購入経費が減少している。つまりシーリングがかかる中では、図書の購入を削るしかなかったと。利用者が多くなればなるほど光熱水費等、施設の維持管理費はかかりますので、それに対してどう対応するかという結果として、では1カ所で充実しましょうという方向を図書館協議会と話した中で選択させていただいたということでございますので、よろしくご理解お願いしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、今の話だと、財政が金出さないという話なのだけれども、一言で言えば、今回も示しておいたし、過去も議論したけれども、ここに、ちょっと見にくい表だけれども、2010年に、これ民主党政権のときなのだが、光をそそぐ交付金で図書の蔵書とかをかえなさいと片山総務大臣がじきじきに記者会見までして、こういったものは地域もつくるし、大切なものだというので、ちょっと見にくいから、市長は見れないと思う。やった。これ財政が金出さないという今話なのだが、どういうわけですか。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 片山大臣の折に、それこそ光交付金等で図書の購入等をたっぷり購入もさせていただきました。図書の関係については、図書購入費が少ないという声も聞かれますけれども、我々のほうで一方的に財政サイドだけの面で切っているわけではありません。あくまでも必要な図書の購入費を見ながら、計画的に予算計上しているものでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 答弁が違います。こっちは必要なものやっているし、こっちは必要なもの来ないと言っているのだが、どちらが本当なのですか。

○議長（祝 優雄君） 誰に聞いている。

○8番（中川直美君） いや、わからない。こっちは必要なものが来ない、こっちは必要なもの出しているというのだから、どっかで悪い人がいるのではないですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） お答えいたします。

今年度、25年度に関していえば、前年度と同じだけの図書購入費をいただいております。これは、財務課長のほうでもヒアリングの中で図書の充実というのは必要だという判断をしていただきまして、25年度については24年度と同じ額をいただいておりますけれども、全体的に16年度からの経費を見ますと、一定のシーリングが全ての事業にかけられている中で、削るところは光熱水費等は削れなかったと、要は整備等で削るしかなかったということで、そういう対応させていただいているということでございます。よろ



しくお願いします。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） どっちの言い分を信じていいのかどうか分かりませんが、例えば図書館潰す一方で佐渡学でございませう、ジアスでございませう、これはちゃんちゃらおかしいという声が市民の中から出ているのです。今年度の図書館費が3,781万円でしょう。トキふれあい施設は、今度から運営費かかるのだが、2,800万でしょう。先ほど話もあつたけれども、北埠頭のガラス張りの国際会議場、総額で十五、六億円でしょう。それから見たら、この金出せないという話はないし、さっきの市長ではないが、市長はこれから過疎化になっていく地域を地域力をつくっていくのだと言っているのです。これ財政のほうで何とかすべきだと思いませんか。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 大型プロジェクトの関係については、それこそまさに議会と執行部の政策的な判断で進められてきたものだと思っておりますし、その他の一般行政経費の関係、これらについてはもう26年度から財源が落ちていく中で、待たなしの行政改革を進めるべきだというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ちなみに、私は北埠頭も賛成はしていませんが、問題はどこに金をつぎ込むかなのです。これから人をつくっていく、3.11以降地域のきずなやそういったものが大切だと言われている中で、社会教育の教育委員会が図書館、さっきの話聞けば何のことはない。図書館法では、図書館に司書を置くということになっているでしょう。結局ただ本棚置くというだけの話ではないですか。教育長きのうだかも教育行政方針の中でも言っていました、レファレンスというのはどういうことですか。市民にわかりやすくお伝えください。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 図書館奉仕の中に9項目ございませう。その中で、図書館に配置する専門の職員を司書というふうに申しますが、その司書が行う図書に対する説明であつたり、市民の方が探している図書に対しての指導であつたり、そういうものを総称してレファレンスというふうに申しております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私もよくわからなかつたのですが、今の聞くと、何のことはない。ただ、本を貸し出すと。温泉なら風呂に入るだけ、図書なら本を貸し出すだけという考えがよくないのです。ある司書の話ですと、子供が虫の卵を図書館に持ってきて、この卵一体何の虫にかえるのだろうかと言つて司書に聞くのです。そうすると、その司書と一緒に探して、ああ、そうだね、大きくなつたらまた来るよ、こういった機能をやれというのでしょ。特に図書館のあり方については、この間もずっとハイブリッド図書館だみたいのも含めて、情報基地としてやっぱりつくっていく必要あるというのが今の国の流れではないですか。甲斐市長の地域つくっていくという流れでいえば、公民館であり、図書館であり、こういったものが地域を支えていく力になるのではないですか。例えば羽茂の図書館は何年にできていますか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 築年齢についてのご質問かと思ひますが、把握しておりませう。申しわけございませう。

- 8番(中川直美君) 築ではなくて、図書館が始まったの。
- 社会教育課長(小林泰英君) 制度がですか。
- 8番(中川直美君) いや、図書館の運動と取り組みが始まったのがいつか。
- 社会教育課長(小林泰英君) 申しわけございません。把握しておりません。
- 8番(中川直美君) 教育長も知らないですか。
- 議長(祝 優雄君) わかりますか。
- 教育長(小林祐玄君) いえ。
- 議長(祝 優雄君) 中川直美君。
- 8番(中川直美君) 私も聞いたのですが、よく合併して羽茂の図書館という話があって、何でかという話でいうと、昭和3年にある方から図書館のためとって建物の寄附を受けて、その翌年に図書館建てたのです。つまりこういった歴史があるのです、図書館というのは。金井の中央図書館でいうと、聞いたところによると、昭和29年、昭和の大合併のときに地域の宝物としてつくったのです。こういったものをあなた方は金がない、一方では北埠頭はやる、トキふれあい施設はやるとって、図書を買う700万の金をもっと削らなければならない。現状を維持するだけでも先ほど言った3,700万円程度があればいいのです。あと、全体の職員の中の司書はたった2人でしょう。あとは全部非正規で雇っているのではないですか。こんな安くやっている現状よりも私はもっと充実をさせるべきだと思うが、地域をつくっていく力にするためにも私これは絶対残すべきだと思うのだが、教育長、いかがですか。
- 議長(祝 優雄君) 小林教育長。
- 教育長(小林祐玄君) お答えをいたします。
- 図書館協議会等のご意見もいただきながら、現在図書館の配置等をどうするかということで、今までどおり地域に置くのか、それとも1つのところにもっと専門性を高めるのかということで、1つのところで専門性を高めたいという、今そういう方針で取り組んでおるところをご理解願いたいと思います。
- 以上です。
- 議長(祝 優雄君) これ、市長、どうですか。財源の話になると、教育長持っておりませんので。
- 甲斐市長。
- 市長(甲斐元也君) 真に必要なものを削るなんていうことは、私自身も指示はいたしておりませんし、これからも本当にそのことがこれからの佐渡市にとって重要なものであれば、ほかのところを削ってもそこにやらなければならないこれは大原則である。ただ、あれも必要だ、これも必要だ、あれも必要だということにはなかなかならないわけでありますから、そのところは私どもは人件費と一般行政経費というものはやっぱり減らしていかなければならない、まず最初に身を軽くするために。そういうことも前提にあるものですから、ただし必要なものはやっていくということでございますから、ぜひそういう形でこれからも進めてまいりたいと思っています。
- 議長(祝 優雄君) 中川直美君。
- 8番(中川直美君) 教育委員会、地域の声は聞きましたか。あなた方が言う例えば図書館の運営上望ましい基準、図書館法もここに出しておいたけれども、「土地の事情及び一般公衆の希望に沿い」と書いてあるのだ、法律に。望ましい基準では、もっと詳しく書いてあります。住民の生活圏、利用圏等を十分考

慮しと、こうなっているではないですか。意見聞きましたか。教育委員会は、甲斐市長の意向は受けないのだろうけれども、まず現場です。現場の声聞きましたか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） 地域の声ということでございますが、図書館協議会の構成員は学校の先生がお二人、そのほかは10地区から選任されております。その方々が地元の図書館を中心に利用した中での意見ということでいただいております。6カ所廃止にするという提案がありましたが、そうではなくて残しましょうと言っているのです、なくなるのではないということをご理解いただきたいと思います。その中で、司書がいなくなることによって、なくなる機能が何かということは今内部で議論しています。そうすると、今おっしゃられたように、レファレンスの機能がなくなるかもわからないと。それとか、そこに常に人がいないので、どんな機能がなくなるだろうか、ではそれはどうやって補完するかということで、例えば週1回中央図書館から司書が行ってレファレンスの日を設けましょうとか、そういう対応で何とか機能がなくなるないように補完できないかということを一生涯懸命検討しているところでございますので、よろしく願います。地域の方々は、地元の図書室はなくさないでくださいという意見が多かったということでございます。よろしく願います。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） もっと詳しく言えば、図書館なんていうものは国民の知る権利を保障する施設なのです。フィンランドに行くと、今はやりでもないけれども、インターネット国民1人当たり何メガというのが国民の権利になっているのです。もちろん利用されるべきものであるが、それがあかないかそのものが重要だ、そういった判断を下した教育委員会の私は見識を問いたいというふうに思います。

そこで、聞いておきます。⑩に出しておきましたが、あなた方はこれから博物館、体育館、プール、野球場、この計画で廃止をいくのですね、お金のために。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） お答えします。

議員の資料は、私どもが持っている佐渡市行政改革大綱の中の資料でございます。この中で、これを24年度に見直した部分がございます。この数よりも少なくなる施設もございまして、おおむねこの数でいく予定しております。博物館については、14より少なくなる予定となっておりますし、体育館は今のところ予定では最終的に6を予定しております。プールの数は6のままでございますが、野球場4、これもこのまま、図書館については4にするとなっておりますが、図書館は10のまま残す計画でございます。スキー場については、今のところ検討対象に上がっておりません。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 幾ら言ってもらちが明かないので、これ以上議論しませんが、ただ望むべき基準の中で言っているのは、例えばあなた方今だって赤泊なんか週に1回みたいな感じではないですか。出ていけばいいと言うのだけれども、望むべき基準の中で例えば設置をすることを前提に、必要に応じて移動図書館みたいにちゃんと明確にうたっているではないですか。あなた方は、その必要に応じての部分しかやらないみたいな話でしかない。これから文化薫る、そして世界遺産、ジヤス云々だという中で佐渡市が図

書館削るなんていうことをやったら、それで住民から反発の声出たら、こんな悲しい話は私はないということ強く指摘をして、関連もしますが、財政問題に行きます。

③、元気臨時交付金の概要、このように書いておきました。つまり法定の補助率があるものと直轄のもの、そして補助率がないものの市負担分の8割から9割のお金をくれるというのが今のアベノミクスの公共事業の大盤振る舞いなのだが、これでよろしいですか。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） この資料にあります地方負担額の8割、財政力に応じて9割までかさ上げされますが、その部分が元気臨時交付金として限度額、上限の額の設定提示が4月をめどにされると考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうしますと、この③に書いてある、下の法定と3つ書いて重ねてあるここを地方としては多くとりたくなるわけですね、これ現ナマでくれるわけだから。これは、今どんな計画ですか。どのぐらいの総事業費になる予定ですか。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今その対象事業というものが国から示される予定なのですが、いまだにまだ示されておりませんので、試算はできない状況です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 基本的に無駄な事業をやらないということになるとすれば、もともと予定していた事業の中にこの元気交付金を充てていくことになると思うのです。そうすると、もともと予定していた金が浮くということになりますね。そのお金をやっぱり経済対策や住民のためにきっちり使っていく必要が私あると思うのですが、その辺の方針はどうですか。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今後4月をめどに限度額が設定された場合におきましては、例えば25年度にその限度額の範囲内で新たな事業を起こすことも可能ですし、あるいは当初計上している財源を振りかえることも可能だと思います。また、ここに議員が図解しておりますが、25年度でその事業量を確保することが困難であるとか、そういうような場合におきましては26年度にそれを執行するものとして基金に積み立てすることも可能であるというふうにならなっております。ただし、いずれの場合におきましても、その充てられる事業というものは起債の対象事業であるというのが大きな条件にならなっております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 資料①です。総務省の決算カードからとったものです。私が、いいところだけ並べてみたのです。平成23年については、市の資料なものですから、最近総務省、決算カード公表したそうで、若干総務省のとり方と違うということだけ申し述べておきたいと思います。そこで、先ほど図書館の関係で金がない、金がないという話もしたのだが、これ見てもらうとわかるのですが、例えば一番上の予算規模、今年度が523億円でしょう。3月補正の62.7億円の事業費分、そしてさらに今言ったこの後来る国の補正の部分入れると、とんでもない600億近い佐渡市財政に私なるのではないかと考えております。財政規模だけ見たら、金がないのではなくて、金があるということになりはしませんか。それと、基金の残

高もそうだし、地方交付税だってあなた方が言うように減らなかったし、そういう見方ができると思いますが、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） この資料から、これ平成16年度から平成23年度までの決算ベースで並べてあります。これを今の現在の時点で見れば、確かに議員がおっしゃるように、基金も積み増ししてきましたし、金がないということはないだろうという理屈になるかもしれませんが、これはやはり平成31年を見越した時系列で物を考えないと財政というものはできない。それを考えたときに、果たして平成31年のときを考えたときに佐渡市の財政状況がどうなのかという、そのためにこの基金というものを備えて積んでいるものでありますから、決して今の時点だけを捉えて予算があるというようなふうには考えておりません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） それでは、財務課長は、平成17年でも18年でもいいですが、現在のこんな予算規模になると想像していましたか。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） これは、平成19年のときが地方財政にとってまさに谷でありまして、それこそ構造改革、三位一体改革の影響を全国の自治体が受けて非常に悲鳴を上げたときでありました。その後平成20年ごろから徐々に地方、しかも近年では離島、過疎にも目が向けられて、佐渡市においては今の段階では確かに予算が組みやすい、今年度、25年度においては大型の予算になっておりますけれども、それも合併特例債等の関係で膨れ上がったものでありますので、今後26年度以降については、そういうわけにはいかないということ、そういうふう感じております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ④に示しておきましたが、一番ひどかったのは自民党小泉内閣の三位一体の改革なのです、間違いなくこれは。これよく見ていくとわかるのだけれども、これとこの財政状況がぴたっと合うのです。

そこで、時間ないので、話進めますが、普通建設事業見てください。平成16年107億、平成23年が120億です。つまり普通建設事業でいうと、本来合併前近くに戻ってきている。ところが、業者さん大変で、働いている人の賃金が低い。これは、大問題だろうと思うのです。先ほど公契約条例、市が発注するもの、市の契約するものについては、ちゃんとした雇用のルール守るということについては、先ほど市長の話だと、行政が介入することに問題があるというような答弁があったのだが、具体的には何を指すのか。この問題はもう乾いていて、麻生総理大臣のときに答弁趣意書も出ている問題だが、多分そのことをいうのだと思うのだが、何のことをいうのか。

○議長（祝 優雄君） 鈴木契約管理主幹。

○契約管理主幹（鈴木一郎君） 公契約条例のことについて説明いたします。

まず、これまでの現自民政権でございますけれども、それ以前の自民政権の間では民間部門の賃金、その他の労働条件は関係当事者の労使間で合意されるべきものであり、労働基準法の違反をする場合を除き、政府が介入するものは不当であろうというような見解になっております。それから、民主党政権の間

では賃金などの労働条件は労働基準法や最低賃金法などを守ることは当然とし、その具体的なあり方は労働使間で自主的に決めることが原則であるとしつつ、公契約における賃金などの労働条件のあり方に関しては発注者である国の機関、地方自治体も含めて幅広く議論を進めていくことが重要であるというような立場で、これをもっていわゆる公契約条例に基づくというのですか、ILOの第94号条約を批准していないということが原因であろうというふうに考えています。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今何言ったかという、自民党の時代はだめだったのだが、民主党になったときにちゃんとなったというのだから、問題ないではないですか。ILOを信用していないから、やってはいけないという話もないし、佐渡市と姉妹都市を結んでいる国分寺ではつい最近つくったでしょう。だから、さっき言ったように、建設事業費は合併前の水準になってきているのです。だけれども、そこで使われている人たちがワーキングプアになっているから、佐渡市の経済が冷え込んでいるのではないですか。だから、そこに資料で示しておいたように野田市は有名ですが、せめて設計労務賃の8割ぐらいはやるべし。公契約条例にいく前にしても、あなた方は佐渡産材の調達の方針決めたと言うけれども、調達の方針決めればいいのです、方針だって。そうやって国分寺市だって2年、3年ぐらいかけてつくってきているのです。ちなみに、新潟県の建設業協会が24年の12月に県に要望を出したところにも公共工事設計の労務単価は大きく下がっていて、これではきちんとした労働力が確保できないとまで言っているのです、県に対して。あなた方この前9億円だが10億円だかの応札がなかなかできなくて、応札してもらって出しましたが、仮に1億円赤字になるとしたら、そのしわ寄せというのは働いている佐渡市民にいくのです。ここは、今雇用が深刻だからこそ考えていく必要あるのではないですか。市長は、これから6次産業だとか、農業だとか、将来の雇用つくっていくのだが、今発注している事業で、佐渡市が出す仕事でワーキングプアつくらないと、これは当たり前だと思いませんか。

○議長（祝 優雄君） これは、中川君、誰に答弁を求めているのですか。

○8番（中川直美君） 誰でもいいです。

○議長（祝 優雄君） 誰でもいいでは困るのです。

○8番（中川直美君） では、市長お願いします。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 地域経済の安定のためには、いわゆる賃金水準というものがこれは大事だということとはご承知のとおりであります。ただ、先ほども私もそういう点ではまだ勉強不足でありますけれども、政権が変わった段階でILOの問題とか、こういうものが変わってきたということも実は大変申しわけない話ですけども、私もそのところは把握しておりませんでした。その辺をもうちょっと勉強させてください。一生懸命それは勉強したいと思います。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私こういった現場詳しいわけではない、現場の方もいますが、わけではないけれども、まさに現場の声聞いてください。本当にしわ寄せがみんなそこにいつているのです。農水省と国交省の単価、それに基づいて毎年単価が下がるから、ここに資料で示しておきましたが、資料⑦、下がり続けている公共の労務単価、これとり方によって単価が違うのだけれども、平成12年を100とすると80ぐらい

におこっているのです。しわ寄せがぐんぐんいっている。実際働いている方、しかもおまけに公共事業ない。ところが、数値で見ると、120億円になっているのだもの。ここは、市としてやるべきだ。例えば⑧、これは産経新聞ですが、景気回復には賃金上げることが必要だということ、産経新聞ですよ、産経新聞が書いている。これ何て書いてある。市長の覚悟は必要だと私は書いてあるように見えるのだが、市長、地域の働いている人の所得をふやすという点で市ができることとしたら、野田市がやったように、公契約条例で働いている人の賃金きちんと守っていく、これが今すぐやろうと思えばできるのです。どうですか。産経新聞の覚悟が必要だ、私そのとおりだと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） ここの中では、「経営者の「覚悟」」ということが書いてあるのでありますが、市長としても覚悟しろということだと思っています。当然のことながら、今デフレスパイラルを、それをどうやって乗り切っていくのかということ、結論からいえば賃金を上げるということなのです、これは。デフレスパイラルを脱却するということは。円安にするとかということではなくて、賃金を上げるというのが最終的な目標で、したがって先ほども申し上げましたように、政権が変わってILOの批准とか、そういうようなものがどういう形で変わってきているのかということについては勉強していきたいと思っていますし、当然のことながら工事の設計労務単価がこういうの落ちているということも私も承知はいたしております、これは県の資料もありますので。そういう点を参酌しながら勉強します。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 経済対策の住宅リフォームです。先ほどの話だと、従来と同じ制度だと言うのだが、委員長答弁でもそうだけれども、下水道をつなぎ込む方が対象というふうになると思うのですが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） 今回の住宅リフォームの内容につきましては、さきに市長のほうでも今まで説明したとおりですが、あくまでも経済対策として行う。ただし、公共下水道の加入率、これの普及を図るために、これに関する工事の部分については優先的に受け付けをして対象とするというものであります。ただし、あくまでも経済対策です、ということで、補助対象内容は変えずにやりたいということでありま

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） つまり下水道の接続を優先するというわけだから、町部しか補助しないということになりますよね。

○議長（祝 優雄君） いいですか。

〔「いや、質問内容がわからない」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 中川議員、よくわからぬそうですから、いま一度。

○8番（中川直美君） いや、下水道のつなぎ込みということだから、もっと違う言い方で言えば、山地の人だとか、下水道の範囲の人しか補助対象にならないということですね。

○議長（祝 優雄君） 建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） 公共下水道の地域外で合併浄化槽を設置する方も優先的に対象にいたします。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 下水道法の第11条の第3項で、水洗便所の改造については資金を市がきちんとやって、その資金については国があっせんするとなっているし、合併浄化槽についても県の補助制度もあるし、それはそれでそこに上乘せをすればいいだけの話であって、本来この住宅リフォーム助成というのは経済対策というのだから、門戸を幅広く私しておくべきだというふうに考えるのだが、結局下水道を優先事業ということに今回は大きく性格が変わってしまったというふうに私は思うのだが、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） あくまでも経済対策としてやるということでご理解をお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 経済対策だと思ったものだから、私今回反対はしなかったのですが、前回漏れた人がやれないというのも生まれるではないですか。そういう意味でいうと、下水道は法できちんと国が資金の融通、あっせんせよ。市はやる。それで、前はもともと制度持っていたわけではないですか。そこに市がかさ上げすればいいのです、金あるのだから。かさ上げすればいいではないですか、図書館削った金いっぱいあるのだから。と思いますが、そのところの見解はどうですか。下水道法にきちんとそういうふうに定められているのです。

○議長（祝 優雄君） 建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） あくまでも住宅リフォーム支援事業として、経済対策としてやらせていただきます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 議論しても始まらないようですが、経済対策というのわかるのだが、法にきちんと定められていて資金の融通、あっせんを市がすべき、そして国もちゃんと持つと言っているのだから、自腹切って出さないで、国から融通した金ですれば図書館の本買う金だって生まれるのです。そう思いませんか、財務課長。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 図書館の金の関係を引き合いに出されましたので、それについては決して、先ほどもお答えしましたが、必要な金額をつけたつもりでございまして、そこからはお金は出てきません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私が聞いたのは、そうではないのです。国が資金の融通、あっせんに努めると言っているのだから、今経済対策として市民の金で住宅リフォームやっているでしょう。下水道は、国からお金持ってくれば、その分浮くでしょうと聞いているのですが。

○議長（祝 優雄君） 誰がお答えするのですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 中川直美議員、答弁がしっかりできるように、わかるようにして質問をしてください。

再度質問してください。

○8番（中川直美君） とまっていますね。



○議長（祝 優雄君） 動かします。

○8番（中川直美君） つまり下水道の水洗便所するには、国が金あっせんすると言っているのだ。ところが、今は市民の税金使って自主財源で住宅リフォームやっているでしょう。そうしたら、国の金持ってくれば、その浮いた分は本買う金に行くでしょうと。本は、例えばの話ですよ。行くでしょうと言った。違いますか、財務課長。

○議長（祝 優雄君） 財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今議員がおっしゃいましたように、他の財源の組み込みが可能ということであれば、それも方法として、事業の組み立てとしてあり得たかもしれませんが、住宅リフォームという従来の手法、しかもつなぎ込みというところに重点を置いて今回のような仕組みになったものでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 同じ下水道つながりで、流域下水に行きます。

午前中の質問にもあったのですが、具体的にはあなた方26億円、35億円とも言うのだが、買い取れという話が。先ほど市長の答弁だと、残債は県に払ってもらおうという答弁だったのだけれども、25億円とも35億円とも言われるこの部分は、県との交渉ではどうなっているのですか。

○議長（祝 優雄君） 和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） それでは、移行条件についてお答え申し上げます。

今県と打ち合わせをしている状況につきましては、先ほど市長の答弁したとおりでございます。基本的には、佐渡市としては残債とか、もろもろの負担を受けたくないというのが原則でございます。ただし、最低限県からの負担が生じる場合でも最小限としたいということで、現在県の下水道課との打ち合わせの段階では、今県が持っている残債分、約26億についての償還方法を議論しております。それにつきましては、引き続き県のほうで償還して、市が最小限の負担方法で負担していくという手法を検討をしているところで、それは県の下水道課との段階でございます、あくまでも。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 何だかよくわからないけれども、まだはっきりしていないが、一定程度負担を持つというような話だが、流域下水という下水道の根幹からいえば、これは佐渡市が持つべきものではないし、今後この事業も本来持つべきものではないのです。法の解釈によると、下水道法は市町村合併のことについて想定していなかったと言われていた。法改正がされるというふうに私は思っているのだが、例えばこの同じ事例について、財政力の乏しい市については将来的に住民サービスの低下や圧迫につながるので、この基準を変えるべきだということが、こんなこと言ういい政党もいるのです。国会でもこういったこと問題になっているのですが、先ほど甲斐市長は離島協議会の中でもやっていると言ったのだが、国にも働きかけているというふうにしたのだが、私はこれは穴があくというふうに見ている。しかも、これを仮に負担を県が持ったとしても、今後の維持管理含めて、将来的に管の入れかえとかあるでしょう。膨大なコストかかるはずですよ。午前中も議論あったように、流域下水を押しつけた県の責任も含めて、やっぱりこれ国に働きかけるのもそうだし、佐渡市としては県に百歩譲って負担は県が全部持ってもらうというスタンスでいくべきだ。新聞報道によると、庁舎をつくるのに25億とか30億というのだから、その分そっく

りこれ出るわけだから、これは午前中も力強い市長の発言もあったのだが、一切佐渡市は負担持たないという方向で私いくべきだと思うのです。いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほどから申し上げているとおり、県とも協議をいたしておりますし、国とも協議をいたしております。国の考え方を申し上げますと、法改正が必要であると。現在の法律では、公共下水道の設置、改築、修繕、維持、その他の管理は市町村が行うというふうに規定されていると。下水道法第3条第1項でございます。ただし、府県債の償還の点まで法律では規定されておきませんので、あくまでも府県と合併市との協議に任されています。この協議を進めることが、とりあえずの方策かと思えますというような返事が来るのです。そんなばかな話はないのですよということで、今一生懸命やっているということでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ぜひ立派な県会議員に頼めという話もありますし、例えば今自民党の政調会長ですか、高市早苗さん、奈良県出身の。この方同じことやっているのです、民主党政権時代に。奈良県になりますと、この合併問題あるから、奈良県として国にも働きかけているのです。ですから、これは頑張りように穴はあくのですよ。ですから、これは絶対に県に対して、この間佐渡汽船に一円も持たない、病院も持たない、図書館はどうかわからないけれども、ということだから、これはきっぱり県に責任果たさせるし、法の穴をきちんとあけていく必要があるということを強く指摘をしておきたいと思えます。

次に行きます。保育園の民営化が3園でなります。この問題です。この前も言いましたが、現在ある佐渡市の私立の3つの保育園に出ている運営費と新しくできる3つの保育園に行く運営費の違いはありますか。

○議長（祝 優雄君） 本間社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えいたします。

ありません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君

○8番（中川直美君） これ平成20年度の佐渡にある保育園の今後の規模と同じところの収支計算書であります。運営費の七、八割は人件費なのです、実は。20年度から21年の3月の決算でいうと、この辺は87.6%が運営費として使った人件費になっているのです。つまり臨時職員がいるかどうかではなくて、保育単価できっちり運営費というのは支払われるのだから、つまり人件費分行っているという建前になると思うのですが、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） つまり、市長、私何言いたいかという、こんなまたとないチャンスないのです。新しい保育園できて、運営費ちゃんと今行くのだから。正規雇用するのがルールなのです。その分の金も行っているのです。だから、あなた方9月議会のときにやったでしょう。3カ月雇うと50万くれるみたい

のも含めて、そこまでやって雇用を一生懸命やるのだから、こんなまたとないチャンス今やらなかったら、やる時がないのです、ぜひ雇用してくれと。

〔「正規雇用」と呼ぶ者あり〕

○8番（中川直美君） 正規雇用もちろん。正規雇用できるのです、ほかの3園やっているのだから。そう  
思いませんか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えいたします。

市では、事業者に正規職員の数に現在の公立の場合よりも下回らないというようにお願いしております。計画では、25年度に正規職員が5名、非正規職員が8名、計13名の増員となるところでございます。ただし、今回採用された非正規職員の方が正規登用されていくことは安定的な雇用が図れるとともに、佐渡市の保育の質の向上にもつながると思っておりますので、法人に対して引き続き積極的に働きかけていきたいと思  
います。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） さきの公契約条例もそうだが、出すほうの市がこれしっかりしないからなのです、  
指針持たないから。では、今回できる3つの私立の保育園が現在ある私立の保育園よりも例えば人員が妙  
に手厚いとか、そんなことありますか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えいたします。

ありません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 厚労省の短時間職員の導入に当たっては、どのように言われていますか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えします。

申しわけありません。承知しておりません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） この通知が実は保育園の保育士の民営化を進めるきっかけとなっている部分なので  
す。以前は、行政の保育士8割ぐらいは正職だったのです。ところが、実は小泉改革以降、労働法制の改  
悪も含めてあって、こういったものの規制緩和があつてなつてきた。だけれども、短時間勤務の職員、つ  
まりパート労働者です。についてどうなつているかとその通達を見ているのですが、労働関係法規を遵守  
し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることがないように留意をすると、こうなつています。そ  
れで、課長知つてのとおり、私立での保育園の運営費の経理は大変厳しい条件がついていますよね。保育  
士がやつてはだめだとか、子供のものに充てるのだとか、例えば勝手に税金に納められないような仕組み  
になつています、現在。そのなつていますよね。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） だとすると、理論的な決着はやはりきっちり正規職員で雇ってもらおうということだと思いませんか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、運営の安定もありますし、雇用の安定もありますので、引き続き働きかけていきたいと思えます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） さっき言ったでしょう。運営費は、業者の経営の安定のためには使えないのです。違いますか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（本間 優君） 議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 雇用だ何だかんだ言って、結局市のやろうとすることは非常に弱いというふうに思えます。例えば、以前も聞いたのですが、9月議会があなた方がやった緊急雇用対策、私聞いたときは6人がもう10人近くなったというのだが、現在何人ですか。

○議長（祝 優雄君） 伊藤観光商工課長。

○観光商工課長（伊藤俊之君） お答えします。

緊急雇用創出助成金、事業名はそういう名前でございますが、2月末現在で6件を交付決定をいたしております。問い合わせは多数あるということで、先日もお答えいたしました。10件程度になるというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今10件です。今3つの保育園で正規雇用してもらえば安定した雇用になるし、所得もふえるし、経済状況に大きく反映するわけでありませう。

時間なくなったので、次に行きます。温泉の関係です。実は、以前の市民厚生常任委員会では社協の方に来ていただきまして、前会長も来ていただきまして、前会長から市との約束があるのだみたいなことも含めて話を聞いて、3年終わって来年、これから補助金のない2年間は、やめるとこの間もらったものを返さなければいけないが、週に3日しか営業しないことだってあり得るのだ、ここまで言っていたのです。前の会長ですよ、今の会長怒られると困るから。前の会長が言っていたのです。あなた方こういったものがあるのだ、サービスを向上させるのだと言っておきながら出していて、こういう状況になる。そのとき渡部会長は、実は市ともいろいろ話があるのだということもあったのだけれども、こういった状況を私絶対つくってはいけないと思うのです。どう対応しますか。

○議長（祝 優雄君） 行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） お答えをいたします。

既に小木のほうでの譲渡された温泉につきましては、努力によりまして運営を続けているところもござ

います。引き続き経営努力をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、市長はあれですか、例えばあなた方はここを選んだ、昔の話でいうと、いこいの村もあなた方行政を選んだのだけれども、失敗した部分あるのだけれども、あなた方が選んだという責任もあるのだが、例えば社協が財政の問題で週に3日しかやらないということをはうっておくのですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 週に3回しかやらないということではないので、そういうことは当初から約束ではございませんので、ちゃんと通常どおりやるということであります。これは、週3回ということではないわけです。温泉ですよね。

それと、もう一つは確かにこれは私どもが押しつけという声も今ありましたけれども、社協のほうと話をしてこれやってきたというふうには私は思っておりますけれども、いずれにいたしましても5年というものがあつたら、どうしてもできなければ返す。そうなれば、私どもはそれを踏まえてこれからの温泉のあり方というのはやっぱりシビアにやっていかなければならない。本当に必要なのかどうかということをしつかりやって、本当にそれが真に必要なということになれば新しい事業者を探すということしかないわけでございますので、そこで判断をさせていただきたいと思っております。今までのように、ただ流すという、出すということだけではなく、そこでどれだけのものが必要なのかどうかということをやっぱり精査をしていかなければならないと、こう思っています。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） ぜひ市長が今年度健康づくりもそうだし、特養の入所の拠出金の負担みたいな福祉の部門にも大分光を当ててきたこと、私注目して見ているのです。そういう意味でいうと、農家の庭先集會も含めて、例えば金井の温泉で聞いたのですが、農業やって風呂に入ろうと思うと、ここしかない、遅くまでやって助かるという話があつただけだけれども、やっぱり市長のやっていることとも一致もするし、介護にならない高齢者つくると言っているのも私必要だと思います。そこで、待機者の問題ですが、やはり5年も待機を放置しているというのは問題だと思いませんか。

○議長（祝 優雄君） 高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（佐藤一郎君） 中川議員のお尋ねにお答えをさせていただきたいと思います。

この資料でいきますと、79人ということですが、この79人を少し分析をさせていただきました。79人の内訳でございますが、要介護度の3以下の方が24人いらっしゃいます。要介護4、5で55人ということでございます。それから、要介護4、5の55人の方の実際の所在についてでございますが、それにつきましては病院、老健、養護、グループホーム等で待っておられる方が28名いらっしゃるということでございます。このような実態を踏まえますと、要介護者の軽度の方が相当数いらっしゃるということが1つ。これにつきましては、私ども考える中では、こういう施設を利用しながら家族介護で対応できる方がいらっしゃるのかと。それから、軽度の方につきましては、待っておられる方は将来の不安解消のためのセーフティーネットという方で申し込みをされたのかというような理由を今推定でございますが、考えており

ます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） それは、推定だということをおっしゃいます。厚労省も同じようなことを言っています。日本一お客様に愛され、選んでもらえる島を目指そうではなくて、市民に愛される市を目指そうです。

○議長（祝 優雄君） 以上で中川直美君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩します。

午後 4時59分 休憩

---

午後 5時08分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中川隆一君の一般質問を許します。

中川隆一君。

〔12番 中川隆一君登壇〕

○12番（中川隆一君） 新和会の中川隆一でございます。一般質問2日目も、とうとう私で最後になります。もう5時も過ぎて皆さん大変お疲れのご様子なので、できるだけ簡潔に質問して、簡潔にご答弁いただきまして、時間を短縮してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、一般質問に入らせていただきます。高野市政から甲斐市政になって、はや1年がたとうとしています。今年度は、前市政からの引き継ぎということもあり、甲斐市長のカラーがいまいち見えづらいという声も市民の一部から聞こえてまいります。そこで、甲斐市政1年目を終えようとしている今、甲斐市長に大きく分けて3点ご質問とご提案をしてみたいと思っております。

まず、1つ目です。甲斐市政になって1年、市長の選挙公約である5つの誓いについて、各施策の成果を問う。(1)、地域資源を生かした産業の育成と雇用の拡大について。(2)、市民が一体感を持った観光振興について。(3) 過疎、少子高齢化に対応した地域づくりについて。(4)、災害に強い島づくりについて。(5)、財政規模に見合った健全な行政運営について。以上については、平成24年度の当初予算案の概要の中の主要事業から結構ですので、お答えください。

大きい2つ目です。改正離島振興法について問います。ことしの4月1日から施行される改正離島振興法については、市長も施政方針でも触れているように、これからの佐渡にとって大きなチャンスだと考えます。そこで、(1)、改正前と改正後の相違点について。(2)、佐渡島振興計画案について、内容と進捗状況についてお答えください。(3)、離島振興法を佐渡市のためにどのように利活用、有効活用していくのか市長の見解を問います。

大きな3つ目です。平成25年度の入札制度改正について、これまでの入札制度とどこが変わっているのかお答えください。

以上で1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君の一般質問に対する答弁を許します。

市長、甲斐元也君。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） 中川議員の一般質問にお答えをいたします。

24年度の肉づけ予算の概要、主たるものについて、どういう成果があったのか、実績があったのかということでございます。順を追ってご説明を申し上げたいと思っております。まず、1点は農林水産業の再生でございます。何といたっても農林水産業の再生のためには、担い手をどうしていくのか、あるいは地域の特性を生かした中でどうサポート体制等々を組んでいくのか、これは地域農業システムづくりということでもあります。もう一つは、商品の高付加価値化というようなこと、こういうことが大事であるということで、まず農林水産業については組ませていただいたわけでありまして、

その第1点が集落営農推進事業でございます。これは、いわゆる地域農業システムの一環でございますけれども、集落の中で話し合いを進めながら、現在のところ5つの地域が法人化を目指して進んできているところでございます。それから、それを当然やっていく場合におきまして、農地の利用集積ということがどうしても必要でございます。これにつきましては、63地区におきまして68ヘクタールの農地が地域の担い手に集積をされたわけでございます。これは、今後ともさらに拡大をしていかなければならないわけでありまして、

それから、もう一つは新規の就農支援という事業がございます。新規就農支援事業というものがありませんが、これについては国の事業を活用したという方で11名の新規就農者が誕生をしたということでございまして、特に柿が今農家が減少しているということでございまして、その柿をどういうふうに対応していくのかという形で今進めてきたわけでありまして、27件、約9ヘクタールの樹園地がこの担い手に集積をされつつあるということでございます。

それから、おけさ柿のブランド化推進事業という形で、佐渡のおけさ柿というのは非常に有名であるわけですが、奈良等との競争ということにもなる。そういう意味では、さらに付加価値をつけて販売先を見つけていかなければならないということでございまして、首都圏におきましては銀座の三越と恵比寿等の三越3店舗、伊勢丹が6店舗、県内におきましては新潟伊勢丹での試食販売等も行っております。さらに、大阪の阪急百貨店におきまして、羽茂産でございますけれども、これについて売っていけるという交渉が成立をしているということでございます。

それから、園芸作物の振興事業につきましては、これの狙いは葉たばこの廃作地、要するに葉たばこをつくれなくなったところについて新たに園芸作物を、作付を誘導するというところでございます。これは、船賃の一部を助成するというようなことで、ジャガイモが5.2トン、キャベツが4.7トンが新潟の大手スーパーのほうと契約栽培が成立をし、出荷をされておるところであります。これにつきましても、25年度はさらに拡大をしていかなければならないなと思っております。

それから、水産業につきましては本当に長年の懸案であったわけでありまして、氷をつくる製氷、貯氷施設、氷をつくり、氷をためる施設の整備の支援ということをやってまいりました。地域の関係者の機関と話し合いを進めてきたわけでありまして、話し合いがまとまりまして、これについては25年度に実施をするという段階に来ているわけでありまして、

それから、第二創業化の問題であります。これは、もう何といたっても複合化ということこれから進め

ていかなければならないという大きな目的があるわけでありまして。そういう意味では、新分野に進出するというのも当然あるわけでございます。ほかの佐渡以外のところでもこれが徐々に進んでいるということでもあります。佐渡におきましては研修会、セミナー等を計画をしてやってまいりました。その結果、いわゆる魚介類を活用いたしました漁協との直結型の水産加工とか、あるいは甘酒とか、どぶろくの生産、おけさ柿の加工、あるいは稲作、シイタケ栽培の農業への参入というものにチャレンジをしているということでございます。これは、今回25年については、ここまでチャレンジができたわけでございますので、さらにそれを拡大するための支援対策をこれから検討して上程をさせていただいたところでございます。今後もこれは非常に大事なことでございますので、私どもの行政としてはいろんな優良事例等をご紹介を申し上げると同時に、先ほど申し上げました起業、業を起すチャレンジの支援の補助金とか、あるいは新製品を開発をする補助金とか、こういうものをつけて芽が出たものをさらに膨らませていかなければならないということでございますし、さらには私どもとしては販路をどうするのかということについて、行政として責任を持ってこれからやっていかなければならないなというふうに思っているところでございます。

観光につきましては、基本的に事業を組んだわけでありまして、特に一番これからの観光の大きな目玉となるのが世界遺産ということになります。この世界遺産については、その地域の整備をしていかなければならない。そういうことで、歴史的建造物の修復等々町並み保存、これについてやってまいったわけでありまして、旧新五郎の市営住宅、これ1号の修復等をやらせていただきました。さらには、ジオパーク、ことしは、25年には日本のジオパーク認定、27年には世界のジオパーク認定をしていくわけでございますが、それに当たりまして、ジオサイトを整備をしましてまいりました。小木、西三川のジオサイトの整備も行ってきたところであります。

もう一つは、大学生の学割というものも、これもいわゆる観光予算ではないわけ、交通インフラの整備という形の中でやらせていただきましたが、大変大学生にとりましては好評をいただいたわけでありまして、輸送ベースで私どもの目標として4,000人程度を見込んでおったわけでありましてけれども、実質的には1万5,000人程度のものが、3月末でございますけれども、これが見込まれているということでございまして、学生が大勢佐渡に入ってきたということであります。

もう一つは、観光については特に、農林水産物の販売戦略もそうでありましてけれども、観光についてはエージェンツとか、あるいは大阪、名古屋の県人会等々いろんなところに私自身出向きまして、佐渡のPRをやってきたわけでございますが、特に満足度の向上ということについての強いご指摘もいただきましたし、佐渡にはすばらしいものがあるはずなのに、それが生かされていないというようなご指摘もいただきました。と同時に、佐渡を知らないという人もいっぱいいたわけでございますので、やはり知ってもらって佐渡に来ていただくということが大事であるということから、引き続き私自身出向いて行ってPRをしていきたいなど、今後も行かなければならないというふうに考えているところでございます。

次に、高齢者対策であります。これについては、今も本当に議論になっているわけでありまして、地域活動支援員あるいは地域おこし協力隊を配置をいたしているわけでございます。支援員につきましては、NPO法人、NPOの団体が1団体、個人が5人、協力隊については4人島内各地に配置をさせていただきました。この方々が中心になりまして、それぞれの地域の課題を解決をしながら、地域の住民の方々と



一緒になりながらその方向を探っていくということでございますし、先ほども申し上げましたが、大学生が大勢入ってきておりますので、大学生の頭脳、行動力を活用したということもこれからはやっていかなければならないなと思っております。

もう一点は、高齢化に対応するために建設業の方々からいろいろと助けていただくという形で、草刈りとか、側溝の掃除等を支援していただくと、いわゆる高齢化集落支援事業というものがあつたわけですが、これにつきましては行政区単位では79地区において実施をされたということでございますし、定住対策という関係の中におきましては2組、6人の若者世帯が転入をしたということでございます。

高齢者の生きがいづくり等につきましては、いわゆる先ほどからお話ございましたが、待機者解消を図ることが緊急の課題でございますので、施設の整備によりまして144床の増床をしたわけでありまして。さらには、コンパクトシティ、いわゆる医療、介護、福祉のコンパクトシティという形の中で、ワークショップを中心でありますけれども、羽茂地区におきまして共通認識、課題をみんなで確認をし合い、前に向かったということで、これをさらに全島に拡大をしていかなければならないなというふうに考えているところでございます。

もう一つ大きなものといしましては、島内の医療機関、お医者さん等々あるいは薬局、福祉施設、こういうところのいわゆる相互連携あるいは情報の共有という点では、さどひまわりネットというものが発足をいたしまして、25年から稼働する運びにはなつたということでございます。

子育てのことにつきましては、これは申し上げておりますけれども、フッ素塗布費用の個人負担の無料化、子ども医療費助成というものを中学生まで拡大をしたと、こういうようなこともございます。さらには、空き店舗を利用いたしました子供の居場所づくりを進めてきたわけでありまして、新規に1カ所開設をしております。これで含めると、全部で3カ所になるわけでありまして。

それから、子育てエンジョイカードにつきましては、対象を児童3人以上から2人以上の家庭に拡充をいたしました。就学前の5歳児に対しましては、専従職員と巡回支援専門員による巡回支援活動を行って、発達に関する助言、指導を行ってきたところでございます。

学校教育の関係におきましては、佐渡学の充実という形で、特に外に出た場合に佐渡といえど何だといえど佐渡おけさということになるわけで、この佐渡おけさが皆さんが出た場合に踊っていただけるようなという形で各小中学校で計画的に今取り組んでいるところでございます。さらには、新設をお願いをいたしました奨学金制度については、15名に対して貸与をしているということでございます。

次のいわゆる安全、安心、つまり災害に強い島づくりということであります。これは、もう前からお知らせ、お願いをしているわけでありまして、早く知らせる早く逃げるということが絶対に大事でございますので、いわゆる緊急情報システムの問題、さらにはこれは拡声機、サイレン機能を主とした屋外拡声機等を市内180から200カ所に設置するという調査設計を行ったわけでございます。それから、早く逃げるという点では高台に逃げるということで、沿岸の70集落、130路線からの申請があつたわけでございまして、これについて25年度から早急に進めてまいるということであります。

それから、財政規模に見合った健全な行政運営ということでございます。これは、申し上げているとおり、25年度、ことしの9月ぐらいまでに進めてつくっていかねばならない大きなプロジェクトでございます。官民協働の委員プロジェクトとして進めてまいるところであります。これは、何度も申し上げて

おりますけれども、私自身5つの課題というものがあるわけでありまして、この官民協働委員会を設置をいたしました。委員には、大学の教授、あるいは企業の方々、あるいは民間の有識者等々から加わっていただきまして、その成果についてこれから施策の中に反映をさせていただきたいと思っておりますし、もう一つは、大変失礼な言い方もわかりませんが、委員の方々におかれましては言いっ放しということではなくて、もちろん提言をしていただく。それで、その提言に基づいて検証して、さらによいものにしていくという形で進行管理もお願いをするという方向でございます。

次に、今度は改正離島振興法の問題でございます。昭和28年にこの離島振興法というものが制定をされました。いわゆる離島の基礎条件の改善、こういうものについては一定の成果を上げてきたというふうには感じております。一方、離島はそれをやりながらも人、物の輸送費用が非常に高い、多額であるということとか、あるいは産業基盤、生活環境等に関して地域格差がまだまだ課題となっております。さらには、過疎、少子高齢化、人口減というようなものが起きておりまして、離島の現状は非常にまだまだ厳しいという状況にあるわけでございます。したがって、今回の改正におきましては国の責務が明示をされたということございまして、地域間の交流、定住の促進等が明記をされたほか、人、物の輸送費用の低廉化などの配慮規定、こういうものが入っておりますし、もう一つは国の責務の中で一番大きなのがやはり実施体制の強化のために主務大臣が3省から7省に広がったということでございます。さらには、まだでき上がっておりませんが、離島特区というものがこれから検討するという頭出しが出たということについては大きく評価をしていかなければならないし、私どもはこれを大いに活用して佐渡市の活性化のために役立てていかなければならないというふう考えているところであります。それを受けまして、佐渡市の離島振興、これは県と連携をしていかなければならないことでありますけれども、ワークショップ等も開催をいたしまして、振興計画の策定に入ったわけでありまして、ワークショップ等の意見等も含めると、農林水産業の連携による活性化あるいは歴史、自然を生かした滞在型観光の強化、地域資源の洗い出しによる新産業を軸と、こういうことが出ております。これらを中心といたしまして、振興方針に記載をしたところであります。なお、今後県におきまして私どもが出した計画案に対してパブリックコメントを経まして、4月中に国へ提出をすると。国がそれを承認後、10年間の計画期間が開始する予定となっておりますので、それを見ながら、さらにそれに不足するものがあれば逐次追加をして提案をしまいたいというふう考えているところであります。

入札制度の問題であります。大きく分けまして、2つの項目がございます。まず、1点目は地域保全型の入札ということであります。地域に密着して地域に貢献する地元の企業の施工によりまして、地域住民の事業実施に対する安心感あるいは信頼、ひいては地域産業の活性化、こういうことが期待できるわけでございますので、地区割りを細分化した方式による入札の金額範囲を拡大をすることとしたわけでございます。

もう一点の総合評価方式の入札についてであります。評価項目や配点基準を見直す、そのことによりまして確かな技術力、より高い地域貢献度の企業が高い評価を得やすい制度となるように改善をいたしたところでございます。これらの改善の目的は、佐渡市における基幹産業の一つである建設業を下支えをするということ、そのことによって産業の活性化、ひいては地域の活性化と雇用の確保を図ろうというものであります。そのためには、地域に密着し、貢献する優良企業を育成する必要があると考えているところ

でございますし、また公共事業が地域の住民から信頼される施工体制のもとで行われるというようなことでやったもの、これが目的でございます。この改正内容につきましては、佐渡市のホームページに掲載をいたして周知徹底を図っているということでございますので、よろしくひとつお願いを申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 質問を許します。

中川隆一君。

○12番（中川隆一君） それでは、若干順序を変えさせていただきたいと思います。

順番でいきますと、市長の各施策の成果を問うというところなのでありますが、代表質問等いろいろ同僚議員ともダブっている部分も多少ございますので、これは最後にさせていただきます、後ろのほう3番、平成25年度入札制度の改正についてからご質問をさせていただきます。今ほど市長のほうからご答弁ございました。私は、今回質問したのにつきましては、総合評価方式については妥当だなというふうに理解をしておりますので、そうではない部分、要は金額を今度上げるわけであります。それは、何を上げるかといいますと、地域保全型入札の金額を、たしか今までですと、上限が2,000万未満ではなくて、1,500万だったと理解しておりますので、今ほど市長の答弁だと、地元の方々に安心をしていただくためにこういう形、地元の業者をお願いをするためにこういう方式をとったというのですけれども、私から言わせると、全く逆になるような気がしてなりません。そのことをこれからお聞きしたいのですけれども、きょうは検査室のほうから鈴木主幹がお見えになっているので、ちょっとお聞きしたいのですけれども、まず一般競争入札と指名競争入札の違いを教えてください。

○議長（祝 優雄君） 鈴木契約管理主幹。

○契約管理主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

一般競争入札と申しますのは、佐渡市にいわゆる指名参加願というか、入札の参加資格を登録することですけれども、それに登録のある業者の中から一定の地域要件あるいは技術的要件をつけさせていただいて、それにならぬ業者であれば誰でも入札に参加できる、つまり公募するというやり方の入札でございます。

それから、指名競争入札というのは佐渡市のほうから一定の要件を満たす業者を指名しまして、その業者によって入札を行うという仕組みの入札でございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） そのとおりでありまして、一般競争入札というのは日本の官庁発注案件においては会計法の第29条の3に規定されておまして、各省、各庁の長は参加資格を定めることができ、参加資格を定めた場合は随時申請を受け付けて審査をして名簿に登録と。また、契約担当官等は各省庁の長が定めた参加資格のほかに、さらに必要な参加資格を定めることができ、その入札情報を公表して参加希望者を募って、その希望者同士で競争に付して契約者を決定するという方式であります。一方、指名競争入札というのは、特定の条件等によって発注者側が指名をした者同士の競争になります。これも一般競争と同じ資格内容、名簿も準用できるということになっておるのですけれども、指名競争入札というと、弊害が一部で指摘をされております。どこの官庁や地方公共団体でも現在は一般競争入札が主流であって、指名競争入札というのはないとは言えない、少額のものに関しては指名でやっておりますけれども、大体が一

般競争入札になっております。それでは、指名競争入札の弊害とはどういうことだと主幹は思われますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 契約管理主幹。

○契約管理主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

一般的に言われていることは、指名競争入札の場合は指名する側の考えが強くなってしまいうるか、入札に参加しようと思う業者のほうの意欲とか、そういうこと関係なくて、指名する側の考えで業者が選定されるものですから、そのあたりの不都合が生じるのではないかということだと思います。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 今ほどご答弁ありましたけれども、そういうことではないと私は思っております。最近というか、近年指名の際に選定基準について明確なルールがないことによって、発注者側の恣意性を問題視する事例が少なくございません。それは、指名に漏れた業者の中には行政のそういう恣意的な指名要件によって自らが排除され、業務の受注機会を失ったとして、発注者に対して裁判を起す事例もございます。また、入札の際に信用度等が重視されるがゆえに、価格のみの競争が起こりにくくなって参加業者が少数になるために談合が起こりやすく、入札価格が高どまりしやすいと。また、官製談合による天下りの温床になっているとの指摘もございます。もちろん指名に関しては、少額入札の場合は金額も少ないということで、これには当たらないと思うのですけれども、今の私のこのことに関して鈴木主幹はどのように、先ほどあなたがおっしゃったのと弊害という部分で若干違うと思いますけれども、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 契約管理主幹。

○契約管理主幹（鈴木一郎君） お答えします。

前段部分は、私も同じことを言ったつもりでおるのですけれども、中段から後段の談合とか、そういうことについては、私どもについては一切そういうことは考えていませんので、前段部分だけは同じことを言っていると思いました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 市は、合併当初は全島範囲で、これは当然旧10市町村あったのが佐渡市になったわけですから、全島範囲で一般競争入札を行っていました。なのに、その後相川、国仲、両津、南部に区割りをして、今回また1,500万円未満の工事については、さらに旧市町村単位ということは、これ枠を狭めるわけですね。その狭める必要性とメリットをお聞かせください。

○議長（祝 優雄君） 契約管理主幹。

○契約管理主幹（鈴木一郎君） ご説明いたします。

これまでも一定、小規模になりますけれども、小規模の工事については旧10カ市町村の地域に分けて発注してきました。それと申しますのは、これは災害等の工事に多いのですけれども、非常に小規模な工事、例えば農地の災害復旧とか、水路の災害復旧とか、そういうものにつきましては本当に地域に密着して地域との関係が深い業者でなければ、なかなかやり切れないだろうということでも考えました。今ほどいいですか、先ほど市長の答弁にもありましたけれども、地域に密着し、地域に貢献する地元企業による工事が非常にその地域の住民に安心感をもたらして、また信頼もあっていいできになっているということ

を踏まえまして、今回拡大させていただいたということでございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） ちょっと待ってください。私語は慎んでください。

中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 今ほど本当に少額な地域に密接した災害等の工事が主にそういう地元の区割りで行っていたとおっしゃいましたけれども、実際1,500万円以下の入札に関しては、ほとんど地域保全型という形で佐渡市は出しておったように思うのですけれども、違いますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 契約管理主幹。

○契約管理主幹（鈴木一郎君） お答えいたします。

現在行われている地域保全型入札につきましては、130万以上2,000万未満の工事について地域保全型として対象にしています。1,500万未満のものについては、先ほどの技術要件でAランク、土木一式工事に限られておるわけですが、土木一式工事のAランクからDランクまで全ての業者が入ります。1,500万以上2,000万未満の工事については、A、B、Cのランクの業者しか入れないというような制限を設けて実施してきたところです。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） すごくちょっと回りくどかったのかもしれませんが、これは旧市町村単位で入札をとすることは、旧市町村単位、地区単位ということです、私が言っているのは、そこに大きな箱物は、それは別ですけども、一般土木みたいな工事について、では旧市町村単位でやるのですよといったときに、その旧市町村単位に予算がついていない地区があります。そうすると、従来であったら、当初であれば全島で1区なので、業者のやる気があれば、ほかの地区まで入札に参加することとできたわけです。それが今度は逆にどんどん狭められて旧市町村と同じような区割りになったときに、ではその区割りの中に予算が全くついていないような地区、当然そういうところが出てくると思うのです。そうなったときに、その区の市民にしても当然道直してほしいだとか、要望が上がっていますよね。そういう中で、その不公平感、納税義務を果たしております業者も当然です。その中で、義務を果たすのだから、権利を主張するのは当たり前です。市になったから、我慢しているところがあると思います。向こうのほうが最優先、あっちが最優先、うちのほうはそうでもないのだと我慢しているところもございます。でも、こういうふうにくくってしまうというのであれば、逆に予算づけも今年度の予算に各支所、行政サービスセンターに使えるお金というのが配分されております。それと同様に、それはたしか平均割と人口割か何かで予算配分していたように思うのですけれども、同じように当然ではその各地区に地区割りで人口割プラス平均割みたいなもので予算をつけられるのですか。

○議長（祝 優雄君） 契約管理主幹。

○契約管理主幹（鈴木一郎君） お答えします。

これまでも市内4ブロックに分けて発注してきました。内訳を申し上げさせていただきますと、両津、それから国仲、相川、南部という形で4ブロックに分けて発注してきたところです。その中においても、公平に4ブロック均等に予算がつけられているかといいますと、そういうことではなくて、例えばの災害等

偏った地域に発生する場合がありますし、そういったことについては今までもその配分については考慮してきてはいなかったということでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） そのとおりです。だから、それをさらに今度は狭めるのです。当初は、佐渡全部でできたのを、それをではなぜまず4分割にされたのですか。

○議長（祝 優雄君） 契約管理主幹。

○契約管理主幹（鈴木一郎君） 4分割の国仲地区をさらに細分化することになるわけですがけれども、南部もそうですけれども、それはなぜかといいますと、先ほど申し上げたとおりに、最近は価格の安さだけではなくて、事業そのものの質を求められることになっていきますので、地元と直結した業者による地元の住民に対して、一番受益者である地元の住民に安心感、そして信頼を持った仕事ができるようにということを考えてございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） だから、その地元にお金が落ちる工事がなければ、その地元の業者が活躍する場所がないでしょうと。いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 契約管理主幹。

○契約管理主幹（鈴木一郎君） 先ほども申し上げましたけれども、災害等によって地域に偏った発生が起こることによって、工事の発生ですね、工事が偏る場合もあります。そういったことは予測できないことですので、何とも最初からそういうことを約束した発注の仕方というのはできないものだと思います。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 私一度も災害ということは申しておりません。災害というのは突発的でありますから、災害がある地区に集中して起きた場合は、それは当然そういうことになります。そういうことではなくてです。災害は、あくまでも突発的ではないですか。そうではなくて、では例えば一般の建設事業費については当初からでは地区割りである程度の金額を持ってその中で工事をつくっていくのか、それで地元の業者にやっていただくのかということです。

それと、主幹おっしゃいました工事の質と言いましたけれども、あなた方きっちりその業者からでき上がった製品については、当然点数をつけていますよね、検査をして。点数をつけるわけですから、その製品が明らかに質の悪い業者というのであれば、また別ですけれども、そうでないのであれば問題ないのではないのですか。

○議長（祝 優雄君） 契約管理主幹。

○契約管理主幹（鈴木一郎君） お答えします。

言われるように、工事の点数は500万以上の工事につきましては契約検査室の検査係のほうで点数はつけさせていただいています。それに見合うような工事ばかりではないものですから、小さい工事など、これも検査をやっているわけですがけれども、その検査のときの状況など、それから工事を担当した監督員が工事を進める上での地元住民とのやりとり、そういったことも聞き取りをしています。そういった中で総

合的に判断させてもらって、こうやるのが一番地元の住民に安心感と信頼を得た工事ができるだろうということを考えた末のことでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 市長にお伺いします。

今ほどの私と鈴木主幹のやりとりを聞いていただきまして、何を言おうとするかということがわかっていただけたのではなかろうかと思っております。それは、当初佐渡市全体でやっていたものを、どんどん業者を各地区に枠を小さくして締めつけるわけですね。ということであれば、実際にどこは言いませんけれども、旧市町村単位でいいますと、市の建設予算が物すごく少ない、物すごく工事が、これは災害ではないですよ。という地区が何地区か見受けられます。そこにもきっちり各地区に業者おります。そうなったときに、では1,500万円以下にしてもそうなのですけども、仕事がないのに、ほかには入れない。では、地元帰って仕事が出るかという、予算もついていない、災害でも起きてくれない限り全く仕事をするところがない、活躍するところがないというか、仕事が受注できないという話になりませんか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） このことにつきまして、私もいろいろと内容等を聞かせていただいたわけでありまして。今までのような振り割りをしているところの弊害もこれあったということも、これも聞いています。それらを勘案をいたしまして、建設業組合の人たち、あるいは若手の人たちと協議をしたという結果でございますので、いろんな点で問題が出てくるかもわかりませんが、その辺は私も何とも言えないのですけれども、うまく工夫をするということが可能なかどうかもちょうともう一回勉強させていただきませんか。今までのものの弊害がこうであって、それを解決するためにこうですよという流れでずっと来たわけでございますので、それがまた次の弊害が出た場合に、それをどういうふうに解決をしていくのかということの工夫がやっぱり必要だと思っておりますので、がんじがらめということではなくて、そういう対応をちょっと考えさせていただきたいと思っております。勉強不足で申しわけございませんが。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 今ほど市長おっしゃっていただきましたように、別の弊害があってこういう形になったというの私は理解しておりますので、市長のお気持ちはよくわかるし、理解をしているところではございます。その中で、またちょっとこれについては考えてみていただけるということなので、これは私から言わせれば、A、B、Cにはそんなに問題はないといえば問題がないのだと思うのですけれども、やっぱり小さい業者だとか、新規にこのご時世、建設業始める方はいらっしゃらないと思いますけれども、新規に参入したい方とか小さな業者からすると、非常に参加しにくいというか、やりにくいと言うと語弊があるかもしれないのですけれども、あくまでもこれ競争して入札して仕事をとるわけですから、なのですけれども、小さい業者から言うと、私たちが潰すためにそういうふうにごんごん枠を狭めていくのではないのかなというような声も聞こえておりますので、私今回ご質問をさせていただきました。市長がまた考えていただけるということで、この部分についてはこれで終えまして、次に離島振興法について質問をしたいと思っております。

先ほどワークショップ等開催をして、市民の皆さんからの意見も取り入れて現在県のほうにその振興案を提出したということでございました。これスキームを見ますと、関係各課で素案を作成するとなってお

りますが、これは総合政策課が中心になって各課横断的にプロジェクトチームみたいなものを組んで、それで取り組むべきと考えておるのですけれども、これはあくまでも各課ごとで、単独で素案をつくっていったのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 計良地域振興課長。

○地域振興課長（計良孝晴君） お答えいたします。

計画の作成に当たりましては、庁議メンバーがあるわけなのですが、その下に今補佐がおります。各課の補佐の中で庁内の委員会を設定いたしまして、その中でお互いに関連するところについてはそのやりとりしながら素案をつくり上げたというものでございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 今ほど課長のほうからご答弁いただきました。これ市長もおっしゃっているとおり、これからの本当に佐渡を考えたときに大変重要な計画でございまして、私前回のというか、今現在24年度まで、平成15年から平成24年度までの新潟県の離島振興計画を読ませていただきました。その中で、佐渡島振興計画を見てみると、それぞれの課題について全て縦割りの意見で、横の連携がないように、これ前回のやつです。今回のことを言っているのではございません。あくまでも前回であります。非常に縦割りの意見で本当に、ほかの島根県や長崎県の離島振興計画もちょっと見せていただいたのですけれども、そちらのほうそれぞれの島の抱えている問題や課題と、その振興方針が具体的に記載されているように思いました。今回の改正は、市長もご存じのとおり大幅な改正で、条文等が新設、追加されて、かなり今までのと比べると充実をしてきたわけですが、その条文を読み込んで佐渡に必要な事業というか、課題をクリアするための施策を具体的に振興計画案に反映すべきかと当然考えるわけであります。先ほども言いましたように、現在の離島振興法の第4条、離島振興計画の第2項の第9号に、これは現在のやつです。「水害、風害その他の災害を防除するために必要な国土保全施設等の整備に関する事項」というのがあるにもかかわらず、佐渡島振興計画の中では国土保全等の現状と課題という節の中で、佐渡島は代替道路がない地域が周辺海岸線部に多く、災害時の集落孤立化を解消するため災害や危険箇所の対策が重要であり、各種対策事業が進められていると、この程度の記載しかございません。昨日で東北大震災から丸2年がたったわけでございますけれども、3.11の東北大震災のような地震に襲われたときに佐渡島自体が孤立化をしまう可能性が非常に高いと私は思っております。そういうことを佐渡が孤立化しないために具体策というのを新しい振興計画案にはきっちりと具体的に記載するべきかと思うのですけれども、記載をされておるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほども私ご答弁申し上げたわけですが、今回国の責務というものが明確に明記をされました。その中で、今までの離島振興法というのは3省が担ってきたわけであります。今後は7省にふえました。したがって、縦割りは私はいいいいということは申し上げませんが、極力横の連携をとっていかなければならないけれども、3省から7省になった。その中から各7省はそれにつながってハードをどういうふうに組んでいるかということにつながっていくわけであります。したがって、ある程度網羅されたというものよりも、個々具体的にこの計画の中に落とすことが必要であるだろうと思って



います。特に今議員のご指摘の国土保全対策等につきましては、治水の問題、それから治山、砂防、地すべりの問題、海岸保全の問題、防災対策の問題、これらのものに分けまして、具体的に記載をさせていただいておるといふことでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） かなり詳しく記載をされているということかと思えます。

そこで、私のほうから提案というか、ちょっと市長に聞いていただきたいのですが、代表質問でも同僚議員が質問されておりました。佐渡の港湾の耐震バースを整備するということを進捗するということをおはちょっとご提案したいなと思っております。これは、まさに佐渡が大震災の際に孤立しないように整備を当然急いでいかなければならないわけですが、現在の佐渡の港湾に耐震バースというのは整備をされている箇所がございますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 石塚建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） 現在耐震バースは、両津港のほうに1カ所設置されております。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 両津の多分佐渡汽船ターミナルの海が荒れたときに着く北側のほうの岸壁が耐震バースだと思うのですが、国は港湾における大規模地震対策施設整備の基本指針というのをたしか平成8年に策定しておるのですが、その中では阪神・淡路大震災、前年ですね、平成7年の大地震を受けて緊急物資を輸送する耐震強化岸壁、耐震強化岸壁というのは、いわゆる耐震バースであります。の水深として10メートル程度確保する必要があるとしております。今ほどの両津湾のターミナルの耐震バースは、たしか喫水が7.5メートルだったかと記憶しておりますので、そういう意味ではあそこでは余り意味がないと。いざとなったときに役に立たないのではないかというふうに思っております、私は。

耐震バース、耐震強化岸壁というのは、ちょっと聞いている方もよくわからないかもしれないので、ご説明をしますと、耐震強化岸壁といいまして、大規模地震が発生した際に発生直後から緊急物資等の輸送や経済活動の確保を目的とした通常岸壁よりも耐震性を強化した係留施設であって、背後に緑地等オープンスペースが必要となります。そのオープンスペースと一体となって緊急物資の荷さばきや一時保管、支援部隊のベースキャンプ等のための防災拠点にもなり得るといふような現在規定がされておるわけでありませう。

それでは、もう一度建設課長にお聞きしたいと思います。小木港であります。小木港は、国が指定する耐震強化岸壁の対象港湾に指定をされておりますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） 佐渡は、両津港と小木港が重要港湾に指定されております。それで、基本的には耐震岸壁というのは従来ですと、佐渡ぐらいの規模ですと1カ所あればいいという考え方でしたが、最近はやはり柔軟性を国も持ちまして、佐渡の地形であれば2カ所も可能ではないかという判断も出てきておりますが、これはあくまでも県の管理する港湾でございまして、事業主体は県になります。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） もちろん県の港湾であることは存じております。それで、事業主体は県なのですが、何を言いたいかという、この離島振興法をもって県に対して当然整備を早急に努めていただき

たいということをこれは市長のほうから言っていたきたいわけであります。小木港の整備について、市長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 小木港における耐震バースという考えでございますか、それとも小木港全体のという……

○12番（中川隆一君） 耐震バース。

○市長（甲斐元也君） 耐震バースにつきましては、今までも代表質問等でもご質問ございましたけれども、両津港と小木港。片っ方だけつくっても、やっぱりだめなのです。両方を目指していかなければならぬわけでありますから、これは私どもが要望しているのは両津、小木港両方でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 今回の改正法の中の附則の第5条、防災機能の強化を図るための財政上の措置等というところで、離島振興計画に基づく海岸、道路、港湾、漁港等の整備に係る事業について、地方公共団体の財政負担の軽減を図りつつ、強力に推進する仕組みを整え、所要の財政上の措置等を講ずる旨がこれは規定されております。また、第17条の4、防災対策の推進というところで、災害防除及び災害時の孤立防止のため、国土保全施設、避難施設等の整備、住居の集団的移転の促進、防災教育、訓練の実施、被災者の救難、救助等を行う体制整備及び関係行政機関の連携強化とその他の防災対策の推進について配慮する旨も規定されておるわけであります。ということで、ぜひこれは離島でありますから、ほかのところよりも国におかれても陸続きの港湾よりも当然重要視をして整備をしていただかなければならないことかと思えます。そこで、市長のほうも当然前向きにということなのでありますけれども、先ほどこのことについてはきちんと文言で計画の中に記載したほうがいいのかと思うのですけれども、現在はそのものについては、計画については県のほうに行っているとのことでありますけれども、これは先ほどのご答弁によりますと、その都度何か必要があれば追加をしてまいりたいというようなご答弁もございましたので、もしできるのであればその文言をということを考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 佐渡島の振興計画がございまして。これを粟島も同様に上げるわけでございますが、これは県がそれを見て、県版として国に提出をするということです。私どもとしましては、個々の事業をどうやってやるかということについては、その都度その都度力関係で折衝していかなければならない。そのことが読み取れないような振興計画では、これは何もならぬわけでありますから、そういう配慮を私どもして振興計画をつくっていると、こういうこととございます。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） わかりました。もしこれ本当に佐渡に耐震バースが水深、これできれば12メートルから14メートルというのが大体ほかのところを見となっております。最初は、こんなに深くする必要がなかったのですけれども、東日本大震災の後の計画変更の事例を見ますと、おおむね12メートルから14メートルという水深に変更になっている箇所が多数ございました。それだけの深さを確保できれば大規模災害の際に自衛隊の艦艇や大型貨物船、災害時多目的船というのがございまして。これは、病院船になったりするやつだと思っておりますけれども、これも当然入港できますし、またこれは観光の観点からも今度は大型

クルーズ客船等も接岸できることになるということになるかと思えます。そういうわけで、佐渡にとって大変有意義な、有効なものでありますので、これはぜひとも市長におかれましては国、県に対してどんどん、どんどん積極的にアプローチをしていただきたいと思います。

それと、もう一点、この離島振興法にひっかけておかしいのですけれども、ご提案がございます。市長は、代表質問のご答弁で消費税の増税には反対とはっきりとおっしゃっておりました。ただし、当然国が決めることなのでということでございます。そこで、離島振興法の中に離島の消費税の減免もしくは離島の消費税の据え置きというようなものを盛り込んでもらうというご提案であります。これは、皆さんご存じのとおり、現在5%の消費税が平成26年の4月に8%、27年10月には10%に増税されるわけであり、離島は、ご存じのとおり、本土と比べて物資の流通コストがかかるために物価は決して低くないのです。そこに消費税が賦課されれば、本土よりも平均所得の低い佐渡島民にとって負担は決して小さいものではなくとも思えます。今回の離島振興法の第1条の目的規定の改正がございしますが、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域と比較して多額である現状の改善というのが明記されておりますし、また今回新設される第1条の2、基本の中に基本理念及び国の責務規定の中で、国は基本理念にのっとり離島の振興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定をして実施する責務を有するというふうに規定をしているわけであり、国に対して離島の消費税据え置きや減免をしていただくという事は可能だと考えますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 2点ばかり申し上げますが、離島振興法の理念は、あくまでも本土より離島がよくなるということを決めたものではございません。本土と同じ水準に持っていくというのが基本でございます。大基本でございます。したがって、この消費税が上がるということについては、それなりの目的があるわけでございまして、何でもかんでも8%になった、10%になったその入ってきたものをばらまくということではなくて、要するに目的税でありますので、そちらのほうに。したがって、それを佐渡だけ特別に消費税を上げないということは、私はおかしいと思う。むしろ物価が高い、そういうものを是正するというのが離島振興法の狙いであり、そちらのほうで私はやるべきだと思っております。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 今ほどの市長のおっしゃったことも私も大変よくわかるわけなのですが、確かにおっしゃるとおりかと思えます。ただし、例えば日本でないことを話してどうなるのだという話があるかもしれませんが、ヨーロッパなんかの離島では本土との格差を是正するためにガソリン税や消費税を減免をしているというような国もございます。そういう意味から申しましても、確かに市長の言うことおっしゃるとおりなのですけれども、私はこれ佐渡だけ特別に消費税を5%据え置いてほしいと言っているわけではなくて、これあくまでも幾らここで言っても租税特別措置法を改正していただかないと当然かなうわけではないのは承知しております。なのですけれども、これは佐渡だけというのではなくて、要は離島、日本の有人離島全てという意味で申しております。要は先ほども言いました離島振興法の本来のあれは、本土との格差を是正するものだという基本理念も十分理解するのですけれども、私は消費税増税前にこの租税特別措置法、これ毎年のように改正されたり、ちょくちょくと言うとおかしいのですけれども、新設されたりと非常に頻りに改正されるものであります。要はその特別措置法を改正

して、措置法の中の第6章、消費税等の特例、第1節、消費税法の特例の中に離島の消費税率の据え置きというような条文を盛り込んでいただく努力というのですか、それを当然実現すれば佐渡だけではなくて、有人離島全てが恩恵を受けるわけでありますから、市長におかれましては初めから無理と決めつけしないで、ぜひとも全国離島振興協議会とも協力をされて国に対して積極的に申し入れをしていただきたいなと思っておるのですけれども。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私自身の離島振興法というものの解釈は、そういうことで今おりました。ただ、議員がおっしゃるようなことが可能であれば、これはすばらしいことであるわけであります。私も離島振興協議会の副会長もさせていただいておりますので、正副会長会議というのはしょっちゅうあるわけですが、そこで1つ提案をさせていただいて皆さん方どうだということ、あるいは離島振興課長とも協議をさせていただきたいと思っていますので、ちょっと時間をいただきたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） 大変前向きなご答弁ありがとうございます。

それでは、1番の質問で、ちょっと時間もあれなので、ピックアップをしてお伺いをしていきたいと思っています。まず、市長先ほどおっしゃった、これは24年度の施政方針演説でも触れておりますけれども、佐渡航路活性化協議会負担金ということで、大学生のために割引をしていただきました。見込みで4,000人だったのが1万5,000人を見込めそうだということで、大変これは効果があらわれたものかと思っはるのですけれども、これ本来は佐渡汽船が独自で学割というものをつくってやって、これはこの事業でやったという効果はあらわれていると思うのです。それで、前回、予算のときかな、質問をさせていただいたときに課長答弁か何かで、学割については佐渡汽船のほうに今度は自前で学割を創設するように申し入れておきますよというようなご答弁があったかと思っておりますけれども、それは25年度に反映されるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） お答えします。

6月の肉づけ予算の議決の際に、今議員ご指摘のような意見をいただきました。6月の議決の翌日に佐渡汽船のほうに議決の内容と申し入れをいたしました。以降いろいろ要望しておりますけれども、現段階におきましては、まだやるという回答は得ておりません。この理由としましては、先ほど市長から答弁ありましたとおり、目標の4,000人をはるかに上回る1万5,000人を超えそうだという実績が見込まれますけれども、これが本当に新規の利用者であるのか、たまたま佐渡汽船に来たら割引をやっていたということになるのか、その辺の振りかわりなのかというあたりの検証をしっかりとやらないと、事業者としてはなかなか判断ができないという状況になっております。引き続き要望はしてまいりたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） これ新規のお客様がもちろん大事なのですけれども、この事業の場合はそうだったのですよね。ただし、今度は佐渡汽船が自前でやる学割というのは、決して新規の人がメインではないと思うのです。実際に私そのときも言ったと思うのですけれども、大学生が対象だったわけですが、中学生や高校生の部活単位で島外に積極的に出ているところがございます。島外遠征ということなんです。

けれども、その人数が団体人数いないもので、結局割引がないわけです。団体割引で行こうとしても、その人数が足りなくて団体にもならぬということで非常に苦労している子供たちもいるのは現実であります。ぜひ今後とも引き続きその学割、今回の事業はもちろん大学生だけというのは理解しておりますけれども、佐渡汽船に対して当然言ってもらいたいと思います。佐渡汽船については、今定例会の議案の第34号、24年度の一般会計補正でも、報告書でも意見をつけておるのですけれども、本当にほかの同僚議員の質問の中にも佐渡汽船というのが何回も出てまいりました。厳しく交渉、要望をしていただきたいなと思います。

続きまして、災害に強い島づくりでございます。1億3,000万で130路線ということで、非常にこれは大変重要な事業だと思っております。当然25年度予算にも拡大して反映されていると思っておりますけれども、新年度の予定を教えてください。

○議長（祝 優雄君） 建設課長。

○建設課長（石塚道夫君） この事業は、平成24年度の肉づけ予算で予算化したものでありますけれども、私ら危機管理室と連携して各集落に要望等を上げて、それを避難路を認定していくという作業をやっておったのですが、なかなか取り組みが私らうまくいかなかった部分もあって、今少しずつ事業に入っておりますけれども、実際全額繰越をさせていただきました。そういうことで、来年度については今のところ予算は盛ってありません。

○議長（祝 優雄君） 中川隆一君。

○12番（中川隆一君） わかりました。繰越をしたということであります。

それでは、今後この後避難路がどんどん整備されていくわけでありましてけれども、実際にその避難路を使用した今度は訓練、災害から身を守るためには当然ハードの整備も必要でありますけれども、せっかくそのいいものが整備されても、先日もテレビでやっていました。避難訓練で高いところに上がらなければいけないのに、おじいちゃん、おばあちゃんが避難場所となっておるところが高いと歩いていきにくいから、ちょっと低いところの近場の集落センターをその避難場所、本当の避難場所ではないのです。そこを仮に避難場所として、それで避難訓練をやりましょうということでやっていたもので、今回の東日本のときにそのおばあさん方は皆さんその低い避難所に、そこが避難所と思い込んでしまったのです。本来は、高いところにあるのです。そこまで足が痛くて訓練でも上がりたくないということで、低いところをでは仮にここを避難所としますよというところで避難訓練を行っていたら、そこに行ってしまうと全部だめだったというようなこともございます。せっかくそのハードを整備してもソフトがだめであると、全くその意味をなさないわけなので、今後はソフト部分、避難訓練等も含めてこれはどんどん、どんどん推進して行っていただきたいと思っております。

若干時間ありますけれども、もうそろそろ皆さんお疲れのようなので、今回は甲斐市長の1年目の主な施策とそのほかいろいろピックアップしてお伺いをしてまいりました。もちろん1年目で全ての事業が成果を上げるわけでもありませんし、着実に芽が出ているものもございました。代表質問の答弁で市長は3年目が実証の年だということにおっしゃっていたと思っております。3年目を私大変楽しみにしていようと思っております。我々もそうでありますけれども、市長の任期はあと私どもも含めて3年であります。市長もおっしゃっていました。政治は結果であります。ぜひとも甲斐カラーを前面に押し出して頑張っていた

きたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で中川隆一君の一般質問は終わりました。

---

○議長（祝 優雄君） 本日の日程は全部終了いたしました。

明日13日水曜日は午前10時から開会します。

本日はこれにて散会します。

午後 6時30分 散会